

写

証監委第 788 号
平成19年9月26日

統括検査官
特別検査官
専門検査官
証券検査官

） 殿

証券取引等監視委員会事務局長 内藤 純一

「金融商品取引業者等検査マニュアルについて」について

平成19年9月30日の金融商品取引法の全面施行に伴い、証券取引等監視委員会等(各財務(支)局及び沖縄総合事務局を含む。)の検査対象となる業者の範囲や検査において検証すべき事項が拡大すること等に対応するため、今般、金融商品取引業者等について、検査の基本的考え方及び検査の具体的着眼点等を整理した「金融商品取引業者等検査マニュアル」を別紙のとおり定めたので、検査の実施に際し活用されたい。

本通達は、平成19年9月30日以降に着手する検査を対象とする。

なお、「証券会社に係る検査マニュアルについて」(平成13年6月14日付証監委第187号)、「証券会社に係る検査マニュアルについて」(平成13年6月14日付金検第170号)、「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアルについて」(平成14年6月21日付金検第225号)については平成19年9月30日をもって廃止する。

以上

(別紙)

金融商品取引業者等検査マニュアル

平成 1 9 年 9 月
証券取引等監視委員会事務局

金融商品取引業者等検査マニュアル

【目次】

目次 構成図

基本的考え方	1
1. 背景	1
2. 証券監視委の役割及び金融商品取引業者等のあるべき姿	1
(1) 経営管理態勢	2
(2) 法令等遵守態勢	3
(3) 内部管理態勢	3
(4) リスク管理態勢	4
(5) 監査態勢	5
(6) 危機管理態勢	5
3. 検査マニュアル	6
確認項目	8
- 1 - 1 態勢編・共通項目	11
1. 経営管理態勢	11
(1) 牽制機能	11
(2) 経営方針等	11
(3) 経営体制	12
(4) 監査役会等	12
(5) 会議録等	12
(6) 業務運営への取組み	13
2. 法令等遵守態勢	13
(1) 経営陣の取組み	13
(2) 実践計画、行動規範	14
(3) 法令等担当部門等の設置	14
(4) 法令等遵守意識の徹底	15
(5) 社内規程の策定	15
3. 内部管理態勢	16
(1) 内部管理担当者等の設置	16
(2) 内部管理担当者の役割	16
(3) 内部管理部門の役割等	16
(4) 内部管理業務の運営	17
(5) 訴訟等への対応	17
(6) 顧客情報の保護	18

(7) 事務部門の設置	18
(8) 事務部門の役割	19
(9) 事務規程の整備	19
(10) 外部委託業務の管理	19
4 . 監査態勢	20
(1) 内部監査部門の設置	20
(2) 内部監査の位置付け	20
(3) 内部監査規程等の整備	20
(4) 内部監査計画等の策定	21
(5) 内部監査業務の運営	21
(6) 外部監査の活用	22
(7) 内部監査機能の充実	22
(8) 監査結果の取扱い	23
5 . 危機管理態勢	23
- 1 - 2 態勢編・第一種金融商品取引業者	24
1 . 内部管理態勢	24
(1) 内部管理部門の責任者等	24
(2) 売買管理・審査態勢の整備	24
(3) 引受審査態勢の整備	25
(4) 法令等遵守状況の検証等態勢整備	26
(5) 業務運営状況	27
(6) 顧客とのトラブル処理態勢の整備	28
(7) 分別管理	29
(8) 電子取引（PTS業務を含む）	31
(9) 情報管理	32
2 . リスク管理態勢	32
(1) 取締役等の認識及び役割	32
(2) リスク管理手法及び規程の整備	33
(3) リスク管理部門の責任者の認識及び役割	34
(4) リスク管理部門の独立性	34
3 . 自己資本規制関連リスクの管理態勢	35
(1) 自己資本規制関連リスクに関する取締役等の認識及び役割	35
(2) 自己資本規制比率を管理する者等の役割	36
(3) 自己資本規制比率の管理状況	36
(4) 信用リスクに関する取締役等の認識及び役割	37
(5) 社内規程の整備状況及び運用状況	37
(6) 報告及び連絡体制	37
(7) マーケットリスクの管理	38
(8) 信用リスクの管理	38
(9) ポジション枠及び損益状況の管理	39
(10) トレーダーの管理状況	40

(11) トレーディング商品勘定	40
(12) 時価算定	41
4 . 事務リスク管理態勢	42
(1) 取締役等の認識及び役割	42
(2) 管理体制の整備	42
5 . システムリスク管理態勢	43
(1) システムリスクに対する認識等	43
(2) 適切なシステムリスク管理態勢の確立	43
(3) 安全対策の整備	43
(4) システム統合	45
(5) 障害発生時の対応	45
(6) コンティンジェンシープラン	46
(7) 外部委託先管理	46
(8) システム監査	47
6 . その他リスク管理態勢	48
(1) 取締役の認識及び取締役会等の役割	48
(2) 適切な資金繰りリスク管理態勢の確立	48
(3) 情報開示	49
(4) グループリスク管理	49
7 . 監査等態勢	50
- 1 - 3 態勢編・第二種金融商品取引業者	52
1 . 内部管理態勢	52
(1) 経営者の認識	52
(2) 内部管理部門の責任者等	52
(3) 法令等遵守状況の検証等態勢整備	53
(4) 業務運営状況	54
(5) 顧客とのトラブル処理態勢の整備	54
(6) 電子取引	54
2 . リスク管理態勢	55
(1) 取締役等の認識及び役割	55
(2) リスク管理手法及び規程の整備	56
(3) リスク管理部門の責任者の認識及び役割	57
(4) リスク管理部門の独立性	57
3 . 事務リスク管理態勢	58
(1) 取締役等の認識及び役割	58
(2) 管理体制の整備	58
4 . システムリスク管理態勢	59
(1) システムリスクに対する認識等	59
(2) 適切なシステムリスク管理態勢の確立	59
(3) 安全対策の整備	60
(4) システム統合	61

(5) 障害発生時の対応	62
(6) コンティンジェンシープラン	62
(7) 外部委託先管理	63
(8) システム監査	63
5 . 監査等態勢	64
6 . 個人業者	64
- 1 - 4 態勢編・投資助言・代理業者	65
1 . 内部管理態勢	65
2 . 個人業者等	66
- 1 - 5 態勢編・投資運用業者	67
1 . 内部管理態勢	67
(1) 取締役等の認識及び役割	67
(2) ディスクロージャー	69
(3) 社内規程	69
(4) 基準価額管理	70
(5) 運用管理態勢	70
(6) 不動産運用管理態勢	71
(7) 運用の再委託管理	72
2 . リスク管理態勢	72
(1) 取締役等の認識及び役割	72
(2) リスク管理手法及び規程の整備	73
(3) リスク管理部門の責任者の認識及び役割	74
(4) リスク管理部門の独立性	74
3 . 事務リスク管理態勢	75
(1) 取締役等の認識及び役割	75
(2) 管理体制の整備	75
4 . システムリスク管理態勢	76
(1) システムリスクに対する認識等	76
(2) 適切なシステムリスク管理態勢の確立	76
(3) 安全対策の整備	77
(4) システム統合	78
(5) 障害発生時の対応	78
(6) コンティンジェンシープラン	79
(7) 外部委託先管理	79
(8) システム監査	80
5 . 運用リスク管理態勢	81
(1) 取締役等の認識及び役割	81
(2) 社内規程	82
(3) 運用リスクの把握	83
(4) 運用に伴う資金繰り管理	84

(5) 管理体制の整備	85
(6) 運用リスクコントロール	86
6 . グループリスク管理	87
7 . 監査等態勢	87
- 2 - 1 業務編・共通項目	89
1 . 基本的態度に係る着眼事項	89
2 . 内部管理	89
(1) 基本的事項の検証	89
(2) 勧誘状況の検証	90
(3) 書面の交付状況	90
(4) 広告審査等の状況	91
3 . 顧客情報の管理	91
4 . 本人確認等	92
- 2 - 2 業務編・第一種金融商品取引業者	94
1 . 営業姿勢等	94
(1) 適合性の原則	94
(2) 勧誘状況	94
(3) 勧誘資料	95
(4) 顧客への対応	95
(5) 弊害防止措置	96
2 . 株式営業	96
(1) 取引執行状況等	96
(2) 一律集中的販売	96
(3) 過大な売買取引等	97
(4) 自己売買取引	98
3 . 債券営業	98
(1) 勧誘・取引実態の把握	98
(2) 過大な売買取引等	99
(3) 時価情報の提供	99
4 . 投信営業	99
(1) 勧誘・取引実態の把握	99
(2) 過大な売買取引等	100
5 . デリバティブ営業	100
(1) 勧誘・取引実態の把握	100
(2) 過大な売買取引等	101
(3) 勧誘資料	101
(4) 時価情報の提供	102
6 . 引受等営業	102
7 . P T S 業務	103
(1) 業務運営	103

(2) システム管理	103
(3) 顧客情報管理	104
8 . 電子金融商品取引業務	104
(1) 顧客管理	104
(2) 安全対策	104
9 . 分別管理業務	105
(1) 対象有価証券及び金銭	105
(2) 保管方法（有価証券）	105
(3) 保管方法（金銭）	106
(4) 信用取引及び発行日取引に係る顧客分別金	106
(5) デリバティブ取引に係る顧客分別金	107
(6) 残高照合	108
10 . 内部管理	108
(1) 法令上の手続等	108
(2) 不公正取引	108
(3) 約定訂正等	109
(4) 事務処理の適切性	109
(5) 広告審査	110
(6) 金融商品仲介業者の監督	111
11 . 財産・経理	111
(1) 純財産額の算出に関する検査の方法	111
(2) 純財産額の算出方法	114
12 . 自己資本規制比率	115
(1) 基本的項目	115
(2) 補完的項目	115
(3) リスク相当額	115
(4) 自己資本規制比率の算出及び把握	115
(5) 自己資本規制比率の報告	115
- 2 - 3 業務編・第二種金融商品取引業者	117
1 . 営業姿勢等	117
(1) 適合性の原則	117
(2) 勧誘状況	117
(3) 勧誘資料等	118
(4) 弊害防止措置	119
(5) 取引実態の把握	119
(6) 過当な売買取引等	119
2 . 電子金融商品取引業務	120
(1) 顧客管理	120
(2) 安全対策	120
3 . 内部管理	121
(1) 法令上の手続等	121

(2) 不公正取引	122
(3) 約定訂正等	122
(4) 事務処理の適切性	122
(5) 広告審査	123
- 2 - 4 業務編・投資助言・代理業者	124
1 . 投資助言・代理業	124
(1) 勧誘状況等	124
(2) 取引実態の把握	124
(3) 禁止行為等	125
2 . 内部管理	125
(1) 法令上の手続き	126
(2) 事務処理の適切性	126
- 2 - 5 業務編・投資運用業者	127
1 . 投資運用業	127
(1) 運用計画	127
(2) 運用評価	127
(3) 運用の適切性	127
(4) 説明義務	131
(5) 不動産投資信託等	131
(6) 投資法人	134
2 . 内部管理	134
(1) 日常業務の検証状況	134
(2) 約定訂正等	135
(3) その他検証状況	135
3 . 財産・経理	136
(1) 純財産額の算出に関する検査の方法	136
(2) 純財産額の算出方法	139

○ 構成図

経 営 管 理 態 勢			
内 部 管 理 態 勢 ・ 法 令 等 遵 守 態 勢 (コ ン プ ラ イ ア ン ス)			
リ ス ク 管 理 態 勢 (財 務 の 健 全 性 等)			
自 己 資 本 規 制 関 連 リ ス ク	事 務 リ ス ク	シ ス テ ム リ ス ク	そ の 他 リ ス ク (運 用 リ ス ク) (資 金 繰 リ リ ス ク) 等
内 部 (外 部) 監 査 態 勢			
危 機 管 理 態 勢			

検 査 マ ニ ュ ア ル
(基 本 的 考 え 方)

態 勢 編

業 務 編

共 通	第 一 種 金 融 商 品 取 引 業	第 二 種 金 融 商 品 取 引 業	投 資 助 言 ・ 代 理 業	投 資 運 用 業
--------	---------------------	---------------------	-----------------	-----------

共 通	第 一 種 金 融 商 品 取 引 業	第 二 種 金 融 商 品 取 引 業	投 資 助 言 ・ 代 理 業	投 資 運 用 業
--------	---------------------	---------------------	-----------------	-----------

基本的考え方

1. 背景

わが国経済は、少子高齢化の流れを受け、社会保障制度のあり方についても議論が高まる中、年金や保険などの個人金融資産が増加しており、家計における資産運用の重要性が増し、貯蓄から投資へシフトしつつあるなど、大きく変化している。

金融商品を取り扱う業者の業務内容については、対面による取次ぎ業務を中心とした従来型の業者のほか、自己売買に特化した業者やインターネット専門業者、デリバティブ等の複雑な商品を専門に取り扱う業者、異業種からの参入業者など多様化が進んでいる。

また、不動産をはじめとする各種資産の証券化や他の業法の金融商品を業態の枠を超えて取り扱う傾向が見られるなど、サービスの融合化も進んでいる。

このような変化に対応するため、欧州はもとより、米国においても規制の横断化が図られており、金融・資本市場のグローバル化が進展する中、わが国においても証券取引法等の関係法律を改正し、幅広い金融商品を包括的・横断的に規制し、また、これらを取り扱う業者に対しても同等の規制を及ぼすことを内容とした金融商品取引法が整備されたところである。

金融商品取引法の目的は、「有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資すること」とされている。

この目的を達成するため、証券監視委は、金融商品取引業者、登録金融機関及び投資法人（以下「金融商品取引業者等」という。）等に対する検査権限を付与され、この権限の効果的な行使により金融商品取引業者等の実態を的確に把握するという役割を果たすことが求められている。

2. 証券監視委の役割及び金融商品取引業者等のあるべき姿

従前、金融商品を取り扱う業者に関する規制は、業種ごとの各法令に規定されており、証券監視委がこの遵守状況を検査で確認し、法令違反等が認められれば内閣総理大臣（金融庁長官）に対して適切な措置、施策を促す等の措置を講じてきたところである。

これまで、証券会社や金融先物取引業者のように登録制のもとで運営されている業者がある一方、投資信託委託業者や投資一任業者のように認可制と

して運営されている業者があるほか、証券会社が元引受け業務等を行う場合は認可制とするなど、取扱いが異なっていた。

また、証券会社に対する行政上の対応としては、証券取引法に定められた詳細な規制に違反した場合、業務改善命令などの行政処分の発動要件に該当することとなる。一方、法令違反に該当しないものの問題がある場合には行政処分の発動要件に該当しないため、適切な管理態勢の構築に資するよう、証券会社や監督部局への通知にとどめてきたところである。

他方、金融先物取引業者や投資信託委託業者等に対しては、それぞれの業法において、法令に違反しない場合でも公益又は投資者保護に欠ける等の場合、業務改善命令の対象となる旨の一般的な要件が設けられている。

今般の法令改正により、金融商品を取り扱う全ての業者を金融商品取引業者と位置づけ、原則として登録制のもとで運営するとともに、行政上の対応としては、金融商品取引法第51条により、法令に違反しない場合でも、業務の方法の変更その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるようになる。

そこで、今般の金融商品取引法の施行を踏まえ、証券監視委としては、検査官が念頭に置くべき金融商品取引業者等のあるべき姿を以下のとおり明らかにすることにより、検査の透明性を向上させることが適当であると考えている。

[金融商品取引業者等のあるべき姿]

(1) 経営管理態勢

金融商品取引業者等は、金融商品市場の担い手としての重大な社会的責任を認識し、投資者保護と公正な市場形成の観点から適切な経営を行わなければならない。具体的には、経営陣が課された個々の役割を十分に果たすとともに、適切な経営方針の確立、監督態勢（指示・報告系統等）や内部管理・リスク管理態勢の整備等を行った上で、これらがその機能を適切に発揮し、業務が的確に遂行されるための経営管理を行うべきである。

[具体的対応例]

- ・取締役、監査役、執行役又はこれらの会議体等（以下「役員等」という。）の役割を明確にし、与えられた権限を適切に行使することで相互牽制機能が働く態勢とする。
- ・役員等は、法令等遵守、内部管理、リスク管理及び内部監査の重要性を認識し、適切な経営方針等を確立・周知するとともに、業務運営に積極的に参画する。

- ・役員等が、業務運営状況を把握するための報告態勢や、業務運営状況を評価する独立性の高い監査態勢を確立し、内部統制が適切に機能しているか検証する。

- ・定期的又は随時実施する内部監査等により、経営管理を含む業務運営上の問題点を把握した場合には、役員等自らが十分な理解と認識のもと、率先して問題点の是正に取り組み改善を図る態勢を構築する。

(2) 法令等遵守態勢

金融商品取引業者等は、金融商品市場の公正性及び投資者からの信頼を確保するとの観点から、法令等を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めるための法令等遵守態勢を整備すべきである。

[具体的対応例]

- ・法令等遵守に関する実践計画や行動規範を策定し役職員へ周知を図り、日常の業務運営における実践状況を確認するとともに、定期的又は随時に内部監査等による評価を行い、必要に応じて当該実践計画や行動規範の見直しを行う。

- ・法令等を担当する者に独立した権限を付与し、内部監査等によりその有効性を定期的に評価するとともに、必要に応じて外部監査等による評価を受ける等の態勢を整備する。

- ・法令等を担当する者が、法令等遵守に関する情報を的確に把握するとともに、経営陣に直接報告できる態勢を整備する。

(3) 内部管理態勢

金融商品取引業者等は、投資者に対して誠実かつ公正にその業務を営むことが自ら果たすべき役割であることを認識し、顧客管理、営業員管理、売買管理・審査など、その全ての業務が適切に行われているかを確認するための内部管理態勢を整備すべきである。

[具体的対応例]

- ・マネーローダリングや不公正取引の未然防止、本人確認義務の履行又は適合性の原則に従った適切な投資勧誘の実施等の観点から、顧客の属性や取引実態等を正確に把握し、必要に応じて顧客面談を行うなど、顧客管理のための具体的な態勢を整備する。

- ・営業員による不適切な投資勧誘や不公正な取引等を防止するため、営業員の投資勧誘状況や取引状況等を把握し、必要な措置を講じる態勢を整備する。

- ・営業員及び顧客による不公正取引等を防止するため、取引に係る重要

情報の有無、価格形成への影響など、適切な売買管理・審査を行う態勢を整備する。

・(引受け業務を営む場合にあっては)金融商品市場の公正性、透明性を確保するとの観点から、適切な引受審査態勢を構築するとともに、発行会社による適時・的確な情報開示を促す態勢を整備する。

・(投資運用業又は投資助言・代理業を営む場合にあっては)投資者に対する忠実義務及び善管注意義務を果たすとの観点から、資産運用や助言業務等の適切性を検証し、必要な措置を講じる態勢を整備する。

・日常業務の適切性を検証し、必要な措置を講じる態勢を整備する。

・内部管理に関する各態勢の有効性について、内部監査等により定期的に評価を行う態勢を整備する。

・内部管理部門の責任者が、内部管理に関する情報を的確に把握するとともに、経営陣に直接報告できる態勢を整備する。

(4) リスク管理態勢

金融商品取引業者等(投資助言・代理業を除く。)は、その営む業務に内在する種々のリスクを正確に把握し、これが実現することにより生じ得る損失を適切に管理することが、投資者保護ひいては金融システムの安定に欠かせないことを認識し、自己資本規制比率の適正水準での維持(第一種金融商品取引業者に限る。)や必要なリスク管理態勢を整備すべきである。

[具体的対応例]

・リスクの算定を、日々、適切に行うことにより業務内容に合ったリスク管理態勢を確立し、適正な自己資本規制比率が維持されているかを検証する。

・市場リスクは、保有有価証券の価格、金利、為替など、様々な要因により変動し得るものであり、保有ポジションを正確に把握した上で適切なリスク許容額やポジション枠等を設定、管理する。

・取引先リスクは、取引先が義務を履行しないことにより損失を被るリスクであり、新商品・新規業務導入時を含め取引の相手方への与信相当額を正確に把握するとともに、十分な社内検証を実施する。

・事務リスクは、全ての業務に生じ得るリスクであり、各業務におけるリスクの種類や所在の明確化を図り、これを軽減するための具体的な方策を講じる。

・システムリスクは、円滑な業務遂行を実現するとの観点から、システムの安全かつ安定的な稼働は重要であるとの認識のもと、導入に際しての方針、メンテナンス、障害や災害時の対応など、適切なリスク管理を

行うための態勢を整備する。

- ・その他、業務の運営上内在するリスク（資金繰りリスク等）を把握して適切にコントロールするとともに、これを継続的に評価、見直しを行う態勢を整備する。

- ・（投資運用業を営む場合にあっては）投資者に対する最良の運用を怠ることが法令等違反に繋がるおそれがあることを十分認識し、運用リスクの適切な管理態勢を構築する。

- ・いわゆる「金融コングロマリット」を構成するなど、企業グループの一員と位置付けられる金融商品取引業者においては、グループ化に伴い発生する特有のリスクを認識し、財務の健全性への影響を把握するとの観点から、金融商品取引業者のグループ会社が抱えるリスクの実態把握に努めるなど、適切なリスク管理態勢を整備する。

(5) 監査態勢

金融商品取引業者等は、法令等の遵守状況や各種施策の機能を適宜、若しくは定期的に評価・改善することが投資者の信頼保持に資するものであることを認識し、客観的かつ厳正な評価を行うための内部監査又は外部監査を行う態勢を整備すべきである。

[具体的対応例]

- ・他の部門から独立した内部監査部門（独立した内部監査部門の設置が困難な場合には、監査役による監査の客観性を向上させる措置等）により、内部管理やリスク管理を含む全ての業務について、随時、又は定期的にその運営状況を確認、評価し、必要な改善を図る態勢を整備する。

- ・重要な事項については、内部監査に加え、定期的に外部監査等による評価を受けるなど、業務運営の適切性を図るための措置を講じる。

- ・内部監査や外部監査の結果について、経営陣に直接報告できる態勢を整備する。

(6) 危機管理態勢

金融商品取引業者等は、通常想定し得ない危機が発生した場合にも、その機能を極力維持することが、市場ひいては社会における無用の混乱の抑止に繋がることを認識し、可能な限りこれを回避、予防するための危機管理態勢を整備すべきである。

[具体的対応例]

- ・何が危機であるかを特定、認識し、これを回避、予防するための定期的な点検や訓練を行うなど、未然防止に向けた取組みを行う。

・危機発生時における状況把握、連絡・情報発信、責任等の体制を盛り込んだ危機管理マニュアルを作成し、環境の変化等に応じて適時に見直すなど、実効性の維持に努める。

上記態勢は、金融・資本市場の変化に対応した金融商品取引法の趣旨及びI O S C Oの原則や「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の考え方等を踏まえて整理したものであり、金融商品取引業者等においては、基本的にこれに従った態勢が整備されているものと考えられる。

ただし、具体的対応例は、全ての事項を網羅しているものではないとともに、金融商品取引業者等ごとに業務の種類や具体的業務内容等が異なることから、金融商品取引業者等自らの責任のもと、その特性を考慮しながらも適切な管理態勢が構築されているものと考えられる。

3. 検査マニュアル

金融商品取引業者等に対する検査に際しては、上記あるべき姿等を踏まえて実施することとなるが、金融商品取引業務の複雑化・多様化や検査対象の大幅な増加等に対応するため、これらの状況を検査官が検証するためのツールとして「検査の手引書」は引き続き有効と考えられる。

このため、証券取引法の改正（金融商品取引法の実施）に併せ、別添のとおり、検査マニュアルを改訂するものである。

なお、検査対象先の業務内容等に応じた検査官の創意工夫は欠かせないものであることは言うまでも無い。

検査マニュアルは、「態勢編」と「業務編」の二部構成とし、それぞれ共通確認項目と規制業種別確認項目を記載している。

「態勢編」は、検査対象先における態勢整備の状況やリスクの所在を把握する上で有効と思われる確認項目を例示したものである。

ただし、金融商品取引業者等において、確認項目に記載された対応がなされていない場合であっても、規制業種の種類や業務内容等により、金融商品取引業者等自らの責任のもと、その特性を考慮しながら管理態勢を整備しているものと考えられることから、必要な内部統制が働くような態勢が整備されていることについて十分な説明を求める必要がある。

また、態勢が整備されていれば問題ないとするものではなく、これによるチェック機能が働くことで日常業務の適切性を堅持することが重要であることから、「業務編」では、検査対象先の法令等の遵守状況等を確認するための項目を記載している。

実際の検査は、検査対象先の業務内容や組織等に応じて検査官の担当を分担した上で実施することとなるため、態勢が弱い部分に係る業務の適切性を重点的に検証する、あるいは不適切な業務の原因を究明するため管理態勢を精査するなど、各検査官が相互に連携を図りながら効率的かつ効果的に検証する必要がある。

いずれにせよ、検査を実施するに当たっては、検査対象先の業務内容等を正確に把握した上で、これに適合した効率的かつ効果的な検証を行うための工夫を行うことが必要であり、検査マニュアルどおりの機械的、画一的な検証に陥らないよう留意するとともに、深度ある検査を実施するとの観点から、検査マニュアルの確認項目を悉皆的に検証するなどの対応は慎む必要がある。

また、検証した結果の評価に当たっては、常に法律の目的等に照らして判断を行うという姿勢が求められることとなる。

検査マニュアルは、前出のとおり「検査の手引書」として検査官が活用することを目的として策定したものであるが、検査対象先においても、金融商品取引業者等としての公共性や社会的責任を認識の上、信頼保持に向けた社内体制の構築や社内チェックの参考として活用できるものと考えられる。

なお、検査マニュアルは、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業）、登録金融機関及び投資法人を対象としており、その範囲が会社法上の大会社から個人業者まで広範に渡ることから、検査官は検査対象先の実態に応じ、確認項目の省略や必要な読み替え等を行った上でこれを活用することが求められる。

平成19年9月26日
証券取引等監視委員会事務局

確認項目

金融商品取引業者等に対する検査に際しては、検査対象先の業務内容、規模、組織体制等に応じた検査官の自由な発想に基づく創意工夫が欠かせないものであるが、金融商品取引業者等のあるべき姿を踏まえた管理態勢及び業務運営状況の適切性を検証するための検査官の「手引書」として、以下のとおり確認すべき項目を記載した。

検査マニュアルの確認項目は、証券監視委による「規制」や「指導」に該当するものではなく、あくまで検査対象先の実態を把握するために有効と考えられる確認項目を例示したものである。

実際の検査に際しては、「証券検査に関する基本指針」に記したとおり、効率的かつ効果的な検査の実施が求められるため、検査マニュアルの各項目を機械的、画一的に検証することのないように留意すべきである。

また、検査マニュアルに記載のない事項についても、検査対象先の態勢又は業務の状況の実態を把握するために必要な事項については、適宜、検証するものとする。

なお、検査マニュアルに記載した用語の定義等は以下のとおり。

- (1) 役員等に関する用語は、以下の表のとおり読み替える。なお、読み替えにより不具合が生じる場合には、適宜、実態に応じた用語を用いるなどにより対応するものとする。

	委員会設置会社	投資法人	登録金融機関
代表取締役	代表執行役	執行役員	実情に合わせて 読み替える
取締役	執行役	執行役員	
監査役	監査委員	監督役員	
取締役会	取締役会	役員会	
監査役会	監査委員会	監督役員	

- (2) 金融商品取引業者とは、第一種、第二種金融商品取引業者、投資運用業者、投資助言・代理業者を指し、登録金融機関及び投資法人は適宜読み替える。
- (3) 法令等とは、法令、自主規制機関等の定款及び諸規則。
- (4) 登録金融機関の場合、法令等の適用を受けない事項を除き、その営む業務に相当する業種に係る確認項目を準用することとなる。この際、主な業務が銀行等業務であることを踏まえつつ、検査対象先の実態に応じて必要な項目を確認するものとする。
- (5) 投資法人の場合、その業務のほとんどを外部に委託することから、検査の

実施に際しては、検査対象先の実態に応じて必要な項目を確認するものとする。

- (6) 取締役等とは、取締役（代表取締役を含む。）及び監査役。
- (7) 取締役会等とは、取締役会のほか、業務の運営、執行に関する意思決定を行う機関を含む。
- (8) 営業部門等とは、取引、運用、助言等の金融商品取引業務を行う部署のほか、企画・立案や広告・宣伝等を行う部署を含む。
- (9) 会社代表者とは、取締役（代表取締役を定める場合は当該代表取締役）のほか、会社を代表する者を定めた場合の当該者を含む。
- (10) 監査役会等とは、監査役及び監査役会。
- (11) 内部監査とは、営業店を含む全ての部門（以下「被監査部門」という。）から独立した内部監査部門（独立した内部監査部門の設置が困難な場合には、監査の客観性を向上させる措置等を講じた監査役等）が、被監査部門等における内部管理態勢等（法令遵守態勢及びリスク管理態勢を含む。）の適切性、有効性を検証するプロセスである。このプロセスは、被監査部門等における内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価及び問題点の改善方法の提言等を含む。
- (12) 法令等担当部門とは、内部管理業務のうち、法令等遵守に関する社内規程の策定のほか、法令等の解釈や法令遵守に関する研修等を行う部署。
- (13) 内部管理担当者とは、内部管理部門の所属職員のほか、営業部門等に配置する業務運営状況の管理、監督を行う職員を含む。
- (14) 内部管理部門等とは、内部管理部門及び内部管理担当者。
- (15) 不祥事等とは、法令等に違反する行為、金融商品取引業者等又はその役職員が告発等を受けること及びこれらに準ずるものであって業務の運営に支障を来すおそれのあること。
- (16) 現物実査とは、保管する証券又は証書と帳簿上の残高等を突合する確認行為。
- (17) 事務部門は、他の部門等から独立した組織を期待するものではなく、担当する部門が明らかにされていることが重要。
- (18) 外部に委託する業務等の管理に関する検証に当たっては、委託業務の内容等を考慮し、実態の把握に必要な項目を確認すること。
- (19) 自己資本規制関連リスクとは、自己資本規制比率の計算の基礎となる市場リスク及び取引先リスクと、これらを包含して管理する場合の保有資産の価格等変動リスク（マーケットリスク）及び有価証券の発行体や取引先が義務を履行しないことによるリスク（信用リスク）のほか、法令上の基礎的リスクを含めたリスクの総称。
- (20) 自己資本規制比率を管理する者は、リスク管理部門への所属や経理部門等

からの独立を想定するものではない。

- (21) 不動産投資信託等に係る検査は、投資者の保護と、不動産市場における適正な価格形成機能の発揮の前提となる、デュープロセスの履行、情報開示の実施、利益相反取引防止の取組み等の実態把握を行うことを目的とするものである。なお、検査は、個別の不動産価格に影響を与えること等を企図するものではないことに留意すること。
- (22) 業務の内容、方法等によって、検証項目以上の確認を要する又は省略を要するものがある。
- (23) その他、検査対象先の実態に応じて必要な読み替え等を行った上で適用する。なお、金融商品仲介業者に対する検査を行う場合は、第一種金融商品取引業者の業務編に記載した確認項目のうち、営業姿勢及び投資勧誘等に関する部分を、適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査を行う場合は、投資運用業者に対する確認項目を、それぞれ参考として実施すること。

- 1 - 1 態勢編・共通項目

態勢に関する検査とは、金融商品取引業者が金融商品市場の担い手にふさわしい「金融商品取引業者等のあるべき姿」を想定しつつ、特性に応じた適切な態勢が構築されているかどうか、また、その内部統制が適切に機能しているかどうかを把握することを目的に行うものとする。

1. 経営管理態勢

(1) 牽制機能

取締役、監査役又はこれらの会議体の役割を法令に基づき明確に定め、役職員に周知・徹底を図っているか。

取締役は、業務執行に当たる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現する観点から、取締役会において実質的議論を行い、業務執行の意思決定及び業務執行の監督の職責を果たしているか。

取締役は、取締役会の構成員として、その職務遂行において忠実義務を十分果たしているか。

取締役等は、他の取締役等の法令等違反行為を発見した場合には、法令に基づき適切な措置を講じるとともに、業務の健全化に必要な対応策を迅速に講じているか。

監査役は、全ての取締役会に出席し、法令等遵守や内部管理、リスク管理等の重大な事案に関する監視機能を果たしているか。

相互牽制の実効性確保の観点からある役職員の行為に対して法令上問題があると判断した他の役職員が、法律専門家等に相談・連絡できるような体制を構築しているか。

(2) 経営方針等

取締役会は、金融商品取引業者が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。さらに、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それらを組織全体に周知しているか。

取締役会は、金融商品取引業者が金融商品市場の担い手として重大な社会的責任があることを柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを実現するための体制を構築しているか。

法令等遵守に対する取り組みは、会社経営を行う上での最重要課題であり、これを実践するための基本となる方針を策定し、取締役会等の決定又は承認を受けるとともに、役職員に周知徹底を図っているか。

法令等遵守を実践するための基本となる方針は、業務の特性等に応じた金融商

品取引業者等のあるべき姿を踏まえた内容としているか。また、当該方針に基づき、具体的な行動指針や行為規範を作成しているか。

経営方針等に沿った営業部門等の戦略目標を明確に定めるとともに、適切な業務手法等を確立し役職員に周知徹底を図っているか。

営業部門等の戦略目標は、会社の規模、営業の実情から判断して、過度なものとなっていないか。

(3) 経営体制

代表取締役は、自社の負っている各種リスクの特性を理解し、経営戦略に沿って適切な資源配分を行い、かつ、それらの状況を機動的に管理し得る体制を整備しているか。

取締役会は、法令等遵守・内部管理、リスク管理及び内部監査等の重要性を認識し、会社の業務内容等に応じた適切な組織体制を構築しているか。

取締役等は、法令に規定する金融商品取引業等を適確に遂行するに足りる人的構成を確保しているか。特に、業務に関する知識及び経験を有する者の確保、業務の運営に不適切な資質を有する者の排除等に留意しているか。

(4) 監査役会等

監査役は、制度の趣旨に則り、その独立性を確保しているか。

監査役は、付与された広範な権限を適切に行使し、業務監査を適時・適切に実施しているか（ただし、全株式譲渡制限会社については、会計監査に留まる）。また、監査役会等を補佐するに必要な社員等を確保しているか。

監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。

監査役は、独任制の機関であることを認識しているか。監査役会が組織される等により、自己の責務に基づく積極的な監査を怠っていないか。

監査役会等は、外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックしているか。

監査役は、法令等の遵守状況についての監査を実施しているか。

(5) 会議録等

取締役会は、

イ 取締役会議事録を適時に作成しているか。

ロ 取締役会議事録を法に定められた期間、備え置いているか。

ハ 取締役会議事録には、原資料と併せて、取締役会に報告された内容や、取締役会等の承認、決定の内容等の詳細が確認できるものとなっているか。また、

原資料は、取締役会議事録と同期間保存しているか。

取締役等は、取締役に限らず、業務の運営等に係る重要な会議等に関する会議録を適切に作成・保存しているか。

(6) 業務運営への取組み

取締役会は、業務執行に当たり、忠実義務・善管注意義務に反しないよう、十分な議論に基づく適切な対策を講じているか。

取締役会は、単に業務推進に係ることのみではなく、業務運営に際して、内部管理及び内在する各種リスクに関する重要な事項について議題として採り上げているか。

取締役会等は、業務運営状況を把握するための報告体制を整備しているか。

取締役は、業務運営に積極的に参加するとともに、反社会的勢力への対応については、警察等関係機関とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。

取締役会等は、例えば、役職員に対する啓蒙や内部連絡制度の整備などによって、経営の健全性を確保するような努力を行っているか。

取締役会等は、金額や請求内容が重大な訴訟について、リスク要因として把握しているか。

取締役会等は、外部からの不当な措置や圧力等に対し、会社の利益を損なうことのないよう、適切な対抗手段を講じる態勢を確保しているか。また、反社会的勢力への対応方針や初期対応の方法等を社内規程等に明確に定めているか。

取締役会は、業務運営状況を評価するための独立性の高い監査態勢を構築しているか。

取締役は、監査等（内部監査、外部監査及び自主規制機関等による監査又は審査等）により把握した問題点について、率先してその改善に取り組んでいるか。

2. 法令等遵守態勢

(1) 経営陣の取組み

取締役は、自らの法令等遵守に対する姿勢を職員に理解させるため、具体的な施策を講じているか。

取締役会は、法令等違反行為に対し、公平・公正かつ断固とした姿勢で対応しているか。

業務運営体制・方法は、法令等に則した適切なものとなっているか。

取締役会等は、法令等遵守に関する施策について、定期的にその効果を確認し必要な改善を図っているか。

取締役会等は、法令等違反者に対する厳正かつ公正な社内処分を行うための懲罰規程を整備しているか。また、法令等違反に対する抑止効果の検証を定期的に行い、処分基準の内容に反映させているか。

(2) 実践計画、行動規範

実践計画

イ．法令等遵守に関する実践計画（以下「コンプライアンス・プログラム」という。）を作成し、取締役会等の決定又は承認を受けて役職員への周知を図っているか。

ロ．コンプライアンス・プログラムの作成に当たり、営業部門等の規模や性格等を考慮しているか。また、その実施状況及び効果を業績評価、人事考課等に公平に反映しているか。

ハ．コンプライアンス・プログラムの進捗状況や達成状況をフォローアップする担当者等の権限及び責任を明確にし、代表取締役又は取締役がその進捗状況や達成状況を正確に把握し、評価できる体制を整備し、実施しているか。

ニ．コンプライアンス・プログラムは、定期的に内部監査等による評価を受け、適時、合理的に見直しを行っているか。

行動規範

イ．法令等遵守に関する行動規範（以下「コンプライアンス・マニュアル」という。）を作成し、取締役会等の決定又は承認を受けているか。

ロ．コンプライアンス・マニュアルは法令等に準拠するものとなっているか。また、コンプライアンス・マニュアルは、企業風土、経営組織体制及び業務実態等を勘案した適切かつ具体的な内容となっているか。

ハ．コンプライアンス・マニュアルの存在及びその内容を、役職員に周知徹底しているか。

ニ．コンプライアンス・マニュアルについて、定期的に内部監査等による評価を受け、適時、適切にその内容の見直しを行っているか。

ホ．法令等遵守を实践するための基本となる方針やコンプライアンス・マニュアルの作成、変更に際しては、法令等担当部門や必要に応じて弁護士等のリーガル・チェックを実施しているか。また、新たな業務の開始や新たな商品の販売に際してもその特性等を十分検証し、リーガル・チェックを実施しているか。

(3) 法令等担当部門等の設置

法令等遵守に係る問題を一元管理する体制等を構築し、社内規程等を整備しているか。

人事を担当する取締役等は、法令等担当部門や内部管理部門を他の営業部門等

と同等に位置付け、適切な人員及び人材の確保に努めるとともに、関心を持って管理し、業績評価や人事考課等において、適切な評価を与えているか。

法令等担当部門や内部管理部門の独立性を確保するとともに、営業部門等に対する牽制機能を十分発揮するための権限を付与するなど、適切な体制・方策を講じているか。また、その有効性について、定期的に内部監査等による評価を受けているか。

法令等担当部門の責任者は、法令等遵守に関する情報の把握に努め、必要な情報を取締役会等に報告しているか。

(4) 法令等遵守意識の徹底

代表取締役は、年頭所感等、様々な機会を捉えて、法令等遵守に対する取り組み姿勢を示しているか。

法令等担当部門や内部管理部門は、遵守すべき法令等や自主規制機関等からの注意文書を整理するとともに、営業員に対して周知するための適切な方策を講じているか。例えば、営業部門等の管理者に対し周知の方法等について指導・監督を行うとともに、社内配布や回覧等のほか、研修や会議等において、具体的事例を活用した説明により理解を深めるなどの方策を講じているか。

役職員の法令等遵守意識の向上を図るため、営業部門等ごとに当該業務に密接に影響する法令等に関する研修を実施するなど、実効性のある方策を講じているか。また、役員及び内部管理部門の責任者等は、当該研修に講師として参加するなど、積極的に関与しているか。

法令等担当部門は、法令等の理解及び法令等遵守意識の徹底等に関する営業員研修、会議等の効果について何らかの形で把握・検証しているか。

法令等担当部門は、役職員による法令等の不知又は理解不足、法令等遵守意識の欠如が原因となる不祥事等が生じた場合、その実態を把握し必要な措置を講じているか。

(5) 社内規程の策定

自主規制機関等の定款及び諸規則により求められる必要な社内規程を適切に整備しているか。

グループ企業内に存在する共通ルール(特に海外グループ企業が作成したルール)等を導入する際に、法令等に照らして、当該ルールが不適切ではないか又は不十分ではないか等について検討を行っているか。

社内規程には、営業部門等において法令・社内規程等の解釈等に疑義が生じた場合、法令等担当者に確認する旨が明記されているか。営業部門等による独自の解釈等で業務を継続していないか。

社内規程は、法令等の改正、組織又は業務運営環境の変化等に応じ、適時、必要な見直しを行っているか。

3. 内部管理態勢

(1) 内部管理担当者等の設置

内部管理担当者を適所に配置し、内部管理部門を含め、所掌事項や役割分担を明確に定めているか。

営業部門等に配置した内部管理担当者が、独立してその職務を遂行できる体制としているか。また、その権限等を明確に規定するとともに、内部管理部門を含め、その有効性について定期的に内部監査等による評価を受けているか。

(2) 内部管理担当者の役割

内部管理担当者は、営業員による受発注や契約状況、営業員による顧客管理状況、並びに営業員自身の取引等の把握に努めているか。

内部管理担当者は、営業員による顧客勧誘状況等を日常的にチェックするなど、適切な管理、監督に努めているか。

内部管理担当者は、営業員の法令等遵守意識の欠如等を把握した場合、その原因を究明し、それらを改善するための対応策を検討、実施しているか。

内部管理担当者は、不祥事等が発生した場合、その事実関係及び経緯について掘り下げた調査を行い、発生原因を究明した上で適切な措置を講じているか。この際、必要に応じて、内部管理担当者自らが顧客を訪問するなど、誠実かつ迅速に対応しているか。

内部管理担当者は、不祥事等の発生の原因を分析し、営業部門等に分析した結果を還元するとともに、再発防止のための措置を速やかに講じているか。

(3) 内部管理部門の役割等

内部管理関係の組織形態、権限及び人員配置等は、会社の業務内容や規模等を考慮した適切なものとなっているか。また、それらは適切に機能しているか。

内部管理業務を営む各部門の所掌事項が明確に定められているとともに、相互の連携が密接に保たれているか。また、各部門間で調整を要する際の役割分担等が予め明確化されているか。

内部管理部門と営業部門等との間において、連絡、報告及び協議等を必要とする事項並びに方法等を明確に定めているか。

特定の職員（管理者を含む。）を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させている場合には、例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等、又は、これらの

組み合わせ等により、一定期間、職員が職場を離れるなどの実効性ある不祥事等防止策を講じているか。

定期的な研修等、営業員の社内教育は十分行われているか。

取締役及び内部管理部門の責任者は、役職員に対し、自主規制機関やその他の外部機関が開催する研修の受講を奨励しているか。

内部管理部門等は、法令及び社内規程等が新設又は改正された場合等において、既存の業務運営等がそれに適合しているかの検討を行っているか。また、改善が必要な場合はその対策を講じているか。

(4) 内部管理業務の運営

顧客からの苦情・相談を把握し、適切に対応する態勢を構築しているか。

内部管理部門は、不祥事等の発生後に適切な検証を実施しているか。

不祥事等の発生に対し、迅速かつ的確な対応が可能な体制を整備しているか。

不祥事等が発生した場合の手続き等の策定、周知により、役職員（行為者）から、直ちに内部管理部門へ報告される体制としているか。特に、経営に影響を与え得る重大な問題については、遅滞なく取締役会等へ報告する体制としているか。

内部管理部門の責任者は、不祥事等が発生した場合の事実関係及び経緯等に関する記録の作成・保存に関し社内ルールを定めるとともに、役職員への周知徹底を図っているか。

不祥事等に関する調査により発生原因を究明した場合には、関係者の責任の追及、監督責任の明確化等を図る体制を整備しているか。

代表取締役は、不祥事等の再発防止策の策定に当たって積極的に関与し、その実効性の確保に努めているか。また、監査役は代表取締役の当該業務の適正な遂行を監視しているか。なお、当該不祥事等が刑罰法令に抵触している場合には、取締役会等によりその取扱いについて十分な検討を行い、適切に対処しているか。

自主規制機関からの注意事項、調査依頼事項等に対して適切に対応しているか。また、関係書類の作成及び保管を適切に行っているか。

内部管理部門等は営業部門等がどのような業務運営を行っているかを把握・理解しているか。また、通常の業務運営方法に則らない不適正な業務運営が行われていないか等の必要なチェックを行っているか。

内部管理部門等は、営業部門等の業務運営状況に関する検証等により問題点を把握した場合には、その原因を究明し、必要な対策を講じているか。

内部管理業務を適切に遂行していくための各種管理資料を適正に作成し、有効に利用しているか。また、当該管理資料を適切に保管しているか。

(5) 訴訟等への対応

訴訟等について、具体的に訴えが提起されたり、申し立てがなされた場合の手続きを定めているか。また、その原因等が法令等違反に該当すると認められるときは、速やかに不祥事等の手続きに従って処理を行っているか。

訴訟等が発生した場合には、速やかに内部管理部門等へ報告しているか。また、内部管理部門の責任者は、特に、経営に重大な影響を与えるような問題について、遅滞なく取締役会等に報告しているか。

訴訟等の内容は、記録簿等により記録・保存するとともに、対応状況等に関し、必要に応じて取締役会等に報告しているか。

(6) 顧客情報の保護

顧客情報を管理する責任者を設置しているか。

顧客情報を管理する責任者は、情報管理の重要性を認識した上で、保護すべき顧客情報を特定し、情報管理の権限と責任、管理方法、連絡、報告手続き等を記載した社内規程を策定し、取締役会等の承認を得て役職員に周知を図っているか。

顧客情報を管理する責任者は、定期的に顧客情報の管理状況を検証し、必要に応じて、社内規程の見直し等を行っているか。

社内規程には、顧客情報の漏えい等が生じた場合には、直ちに、顧客情報を管理する責任者に報告するとともに、漏えい情報の特定と発生原因の究明に努める旨を明記しているか。

顧客情報の漏えい等が生じた場合、顧客情報を管理する責任者が可能な限り事実関係の把握に努めるとともに、速やかに、内部管理部門の責任者及び取締役会等へ報告する体制を構築しているか。

顧客情報を管理する責任者は、漏えい等の原因を究明し、責任の明確化を図るとともに、速やかに、再発防止に向けた対策を講じることとしているか。

顧客情報を管理する責任者は、顧客情報の漏えい等に関し、顧客への対応、事実の公表及び当局への報告等に関する手続きや方法等をあらかじめ定めているか。

顧客情報の保護体制について、内部監査等による評価を受けるとともに、必要に応じて改善を図っているか。

外部に委託する業務に顧客情報が含まれる場合には、守秘義務、目的外使用の制限、問題発生時の対応等について、委託先との契約に明記するとともに、継続的なモニター等による必要な管理・監督を行っているか。

(7) 事務部門の設置

事務規程等を整備する部門を明確化しているか。

事務指導及び研修を行う部門を明確化し、その機能を十分に発揮できる体制を整備しているか。

事務部門の牽制機能が十分に発揮される体制を整備しているか。

(8) 事務部門の役割

事務部門は、事務処理に係る営業部門等からの問い合わせ等に迅速かつ正確に対応できる体制を整備し、問い合わせ等及び回答を整理の上、重要と判断したものについて記録を残しているか。

営業部門等の事務管理体制を常時チェックする措置を講じているか。

営業部門の長等による不正行為を防止するための施策等を講じているか。

事務部門は、営業部門等の事務水準の向上を図るため、営業部門等における日常の業務運営状況を把握し、適切な指導を行う体制を整備しているか。

(9) 事務規程の整備

事務規程は、網羅的でかつ法令等に則ったものとなっているか。また、社内規程に個別の記載のない事態が生じた場合及び社内規程の解釈に意見の相違があった場合の処理手続（管理者への報告等を含む）を明確化しているか。

内部監査結果や不祥事等で把握した問題点を踏まえ、必要に応じて事務規程の見直し、改善を図っているか。

法令等の改正が行われた場合には、当該法令等の改正内容を踏まえ、必要に応じて事務規程の見直し、改善を図っているか。

事務規程には、特に、現金、小切手、現物及び重要書類の取扱い等について明確に定めるとともに、問題が発生した場合の経緯の記録など、必要な事項を定めているか。

(10) 外部委託業務の管理

業務の一部を外部に委託する場合には、各種法令等及び委託により生じるリスクを十分検討した上でその適否を判断しているか。また、当該検討経緯と結果を記録し保存しているか。

外部に委託している業務を適切に管理する管理者を設置しているか。

外部委託した業者における内部統制の状況を把握しその有効性を評価するため、内部監査・外部監査の実施状況など、十分な情報を入手しているか。

外部委託した業務及び業者に問題点が認められた場合には、速やかに是正のための措置を講じているか。

外部委託した業者において生じるシステムダウン、顧客情報の漏えい等のトラブル等に対応するためのコンティンジェンシープランを整備しているか。

外部委託した業者の破綻時に備えた対応策を講じているか。

4. 監査態勢

(1) 内部監査部門の設置

取締役会は、内部監査が内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）等の適切性・有効性を検証するものであることを認識し、この機能を十分発揮できる体制を構築しているか。

取締役会は、営業部門等からの干渉を受けない独立性の高い内部監査部門を設置し、専担の取締役を選任するなど、実効性ある内部監査態勢を構築しているか。なお、会社法上の大会社に該当しない場合でも、内部監査業務に従事する者の独立性を確保するなど、実効性ある監査態勢の構築に努めているか。

取締役会等は、内部監査が有効に機能するよう、内部監査部門に対して各業務に精通した人材を適切な規模で配置しているか。

(2) 内部監査の位置付け

代表取締役及び取締役会は、リスクの種類・程度に応じた実効性ある内部監査態勢を構築することが、企業収益の獲得及び適切なリスク管理に不可欠であることを十分認識し、内部監査規程等により内部監査の目的を適切に設定しているか。

代表取締役及び取締役会は、内部監査部門の業務及び権限等を役職員に周知する方策を講じているか。

内部監査業務の従事者は、職務遂行上必要とされる全ての資料等を入手できる権限を有しているか。また、職務遂行上必要とされる全ての役職員を対象に、面接・質問等を行える権限を有しているか。

取締役会等は、営業部門等のみならず、内部管理部門を含めた全ての業務を内部監査の対象とすることが業務の適切性の維持に欠かせないことを十分認識し、実効性を確保するとの観点から、内部監査業務の従事者に他の業務を兼任させないなどの措置を講じているか。

(3) 内部監査規程等の整備

内部監査規程等には、以下の項目等を規定しているか。

- イ．内部監査の目的
- ロ．組織上の独立性
- ハ．業務、権限及び責任の範囲
- ニ．情報等の入手体制
- ホ．内部監査の実施体制

へ．監査結果等の報告体制

内部監査規程等は、取締役会等による承認を受けているか。

内部監査規程等は、経営環境の変化に応じて見直しているか。

内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等を作成し、取締役会等の決定又は承認を受けているか。また、実施要領等は、必要に応じて適宜見直しているか。

(4) 内部監査計画等の策定

内部監査部門は、被監査部門等におけるリスクの管理状況を把握し、リスクの種類・程度に応じた効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案しているか。

取締役会等は、被監査部門等におけるリスクの種類・程度を理解しないまま、監査方針、重点項目等、内部監査計画の基本事項を決定又は承認していないか。

取締役会等は、経営上の重要な問題が発生した場合又は経営環境が変化した場合、必要に応じて、内部監査部門長に監査方針の変更等を指示しているか。

(5) 内部監査業務の運営

内部監査部門は、内部監査計画に基づき、効率的かつ効果的な監査の実施に努めているか。

内部監査は、法令等遵守状況や業務の適切性、財務の健全性の検証に加え、役員への法令等及び留意事項等の周知徹底の状況についても検証しているか。

連結対象子会社及び持分法適用関連会社（以下「連結対象子会社等」という。）の業務について、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。内部監査の対象とできない連結対象子会社等の業務並びに外部に委託した業務について、当該業務の所管部門等による管理状況等を監査対象としているか。また、内部監査を親会社が実施する場合には法令等に抵触しない範囲で適切な監査を実施しているか。

内部監査部門は、監査の実施に際して、被監査部門等が実施した検査等の結果を活用しているか。

内部監査業務の従事者は、内部監査で検証した事項及び把握した問題点等を正確に記録しているか。

内部監査業務の従事者は、内部監査で把握した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を、遅滞なく作成しているか。

内部監査部門長は、必要に応じて、内部管理（リスク管理を含む）等に関する会議（各種リスク管理委員会等）に出席しているか。

内部監査部門は、例えば、特定の内部監査業務の従事者が連続して同一の被監査部門等の同一の監査に従事することを回避するなど、公正な内部監査が実現できるように努めているか。

内部監査部門長は、内部監査報告書に記載した重要な問題点等について、遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。

内部監査部門長は、被監査部門等が実施する内部検査等により重要な内部管理上の問題やリスク管理上の不備等を発見した場合、速やかに内部監査部門が把握できる態勢としているか。

(6) 外部監査の活用

代表取締役及び取締役会は、会計監査人等による実効性ある外部監査が、企業収益の獲得及び適切なリスク管理に不可欠であることを十分認識しているか。

取締役会は、内部監査とは別に、重要なリスクにさらされている業務、部門又はシステム等について、外部の専門家を活用する等の施策を講じているか。会社法上の大会社に該当しない場合であっても、業務の特性等に応じた外部監査の活用を検討し、必要に応じて実施しているか。

取締役会は、外部の専門家を活用することにより内部監査機能を補強・補完している場合に、その内容、結果等について、自ら精査・検証しているか。

外部監査の実施に際しては、内部管理態勢及びリスク管理態勢の有効性等についても監査の対象としているか。また、海外に拠点を有する金融商品取引業者においては、海外の各拠点ごとに各国の事情に応じた外部監査を実施しているか。なお、当該監査結果は、監査の内容に応じて、取締役会等又は監査役会に報告するとともに、監査役監査等の実効性の確保に資するものとなっているか。

取締役会等は、外部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。

取締役会等は、内外の監査人が相互に協力することで、より実効性ある監査態勢を確立するよう必要な方策を講じているか。

取締役会等は、外部監査人により指摘された問題点を一定期間内に改善する態勢を整備しているか。被監査部門等は、指摘された問題点について、その重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善し、必要に応じて改善計画等を作成しているか。また、内部監査部門は、その改善の進捗状況を適切に確認しているか。

(7) 内部監査機能の充実

取締役会等は、内部監査業務の状況について定期的に報告を受け、その機能が有効に働いているかを検証し、必要な措置を講じているか。

内部監査部門長は、内部監査業務の従事者の専門性を高めるため、定期的に内外の研修に参加させるなどの方策を講じているか。

取締役会等は、一定規模以上のリスクがあると判断した海外拠点には、拠点長から独立した内部監査担当者を設置し、監査の状況について定期的に報告を受け体制を整備しているか。

(8) 監査結果の取扱い

被監査部門等は、内部監査報告書で指摘された問題点についてその重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善し、必要に応じて改善計画等を作成しているか。また、内部監査部門は、その改善の進捗状況を適切に確認し、その後の内部監査計画に反映しているか。

代表取締役及び取締役会は、内部監査の結果等を受け、経営に重大な影響を与えると認められる問題点や被監査部門等のみで対応できないと認められる問題等について、改善のための効果的な施策を講じているか。

5. 危機管理態勢

取締役会は、危機に該当する事象（例えば、自然災害（地震、風水害、異常気象、伝染病等）、社会インフラの機能停止（大規模停電、通信障害等）、テロ、反社会的勢力の介入、役職員の誘拐等）の明確化を図り、危機発生時の対策責任者を設置しているか。

取締役会等は、危機発生を想定し、取引データ等のバックアップ体制を構築するなど、適切な対応策を講じているか。なお、このような体制整備が困難な場合、業務を継続又は再開するための具体的な対応策を検討しているか。

対策責任者は、危機発生時に速やかに対策本部を設置し、役職員に対し必要な指示及び命令等を行う権限を有しているか。

対策責任者は、危機管理マニュアルを策定し、取締役会等の承認を得て役職員へ周知しているか。

危機管理マニュアルに、危機発生時における以下の事項が盛り込まれているか。

イ 対策本部に関する事項

ロ 責任体制に関する事項

ハ 情報収集に関する事項

ニ 危機のレベル・類型に応じた組織内及び関係者への報告・連絡体制

ホ 危機のレベル・類型に応じた業務継続範囲及び手法

ヘ 公表に関する事項（業務継続の状況、顧客への対応等）

対策責任者は、危機が発生した場合の損害を可能な限り回避・予防するため、平時より、役職員に対して定期点検等の重要性を認識させるよう努めているか。

危機管理マニュアルについて、定期的な訓練等により実効性の評価を行うとともに、環境の変化等に応じて、随時、見直しを図っているか。

- 1 - 2 態勢編・第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者の態勢に関する検査は、取引の公正性等に関する法令等遵守態勢、顧客資産の分別管理等に関する内部管理態勢、自己資本規制比率をはじめとする各種リスク管理態勢及びこれらの態勢を検証・評価するための内部監査態勢を的確に把握することで内部統制が適切に機能しているかを検証し、市場仲介者である第一種金融商品取引業者の役割と責任を果たすにふさわしい適切な態勢整備が図られているかについて確認することを目的とする。

1. 内部管理態勢

(1) 内部管理部門の責任者等

代表取締役は、内部管理部門の責任者と密接な連携を図り、内部管理に関する重要情報を把握するシステムを構築しているか。また、内部管理部門の責任者は、営業部門等に所属する内部管理担当者との連絡・報告体制を確立し、内部管理に関する情報を網羅的に把握するためのシステムを構築しているか。さらに、これらの体制の明確化と役職員への周知を図るとともに、その機能の実効性について検証しているか。

内部管理部門の責任者は、常時、的確にコンプライアンス関連の情報を収集し、掌握しているか。また、掌握した情報の中で法令等の遵守に関する情報については、適切な手段、方法により、役職員に周知を図る方策を講じるとともに、役職員への徹底状況を確認・把握しているか。

営業部門等の内部管理担当者は、営業部門等における顧客管理、営業員管理等の適切な管理体制を整備するとともに、当該営業部門等に生じた不祥事や不適切な業務等について、自らの指揮・監督のもと、改善を図る責務を有することを十分認識し、その実行を担保するための体制を構築しているか。

営業部門等の内部管理担当者は、営業部門等における日常の業務運営について点検し、必要な指導を行っているか。

営業部門等の内部管理担当者は、内部管理部門の責任者に対して定期的及び必要に応じ随時に当該営業部門等の法令等遵守状況や業務運営等の状況を報告しているか。

内部管理部門の責任者は、営業部門等の責任者に対し、取り扱う商品のリスクレベルや複雑さに応じた適切な営業員教育を行うよう指導しているか。

(2) 売買管理・審査態勢の整備

取締役会は、インサイダー取引や相場操縦などの不公正取引を排除するため、

これを監視、管理及び審査等を行う独立性の高い部門を設置し、必要な権限及び責任を付与しているか。

売買管理・審査部門の責任者は、以下の事項等を記載した社内規程を策定し、取締役会等の承認を得て、インサイダー取引や相場操縦などの不公正取引を防止するために必要な事項について、役職員に周知・徹底を図っているか。また、必要に応じて、適宜、社内規程の見直しを行っているか。

イ 内部者登録に関する事項

ロ インサイダー情報を含む法人関係情報の取扱いに関する事項

ハ 内部者及び役職員の取引に関する事項

ニ 買い上がり（売り崩し）終値関与等の取引手法に関する事項

ホ 安定操作銘柄に関する事項

ヘ 売買管理・審査の基準及び手法等に関する事項

ト 証券監視委及び自主規制機関からの照会等に関する事項

売買管理・審査部門の責任者は、役職員に対する研修や会議等の場を活用し、不公正取引を排除するための十分な社員教育を実施しているか。

取締役会は、売買管理・審査の適切性を維持するとの観点から、内部監査部門等により定期的又は随時に、売買管理・審査の状況を検証し、適切に機能しているかを確認する体制等を整備しているか。

取締役会は、海外関係会社及びグループ関係会社から受託する注文について、原始委託者を把握し、証券監視委及び自主規制機関の照会に速やかに応じられる売買管理態勢を構築しているか。

売買管理・審査部門は、社内規程に定める売買管理・審査基準に該当する事項の審査等を実施した場合には、その経緯、審査方法及び結果等を記録し、後日、検証が行えるよう保存しているか。

売買管理・審査部門は、海外関係会社及びグループ関係会社から受託した注文についても、インサイダー取引等の疑わしい取引が認められた場合には、その内容を十分に検証しているか。また、顧客による受渡不履行が発生した場合に、その発生原因を究明し、再発防止に努めているか。

(3) 引受審査態勢の整備

引受業務を営む金融商品取引業者の取締役会は、引受けに係る金融商品を顧客に販売することによる責任と、これにより生じるリスクを十分に認識し、安易な引受けを行うこととならないよう、十分かつ適切な引受審査態勢を構築しているか。

取締役会は、引受審査を行うための独立性の高い部門を設置するなどの体制を整備するとともに、必要な権限及び責任を付与しているか。

引受審査部門の責任者は、引受審査に必要な事項（審査手続きや審査項目等）を記載した社内規程を策定し、取締役会等の承認を得ているか。

取締役会等は、引受けの承認に当たっては、引受審査部門による意見を尊重するものとし、疑義がある旨の意見が出された場合には、疑義があると指摘された事項につき十分に検討した上で引受判断を行う態勢を構築しているか。

取締役会は、引受審査部門による厳正な審査を維持するため、内部監査部門等による引受審査の適切性を検証する体制を整備しているか。

(4) 法令等遵守状況の検証等態勢整備

内部管理部門の責任者は、公益又は投資者保護を図るとの観点から、以下の体制を整備しているか。

- イ 目論見書や外国証券内容説明書等の交付状況等を検証するための体制
- ロ 広告や勧誘資料等の審査を行うための体制
- ハ 特定投資家の管理状況等を検証するための体制
- ニ 契約締結前の書面の交付状況を検証するための体制
- ホ 契約締結時等の書面の交付状況を検証するための体制
- ヘ 事故処理の適切性を検証するための体制
- ト 最良執行状況を検証するための体制
- チ 弊害防止措置等の遵守状況を検証するための体制
- リ 空売り規制の遵守状況を検証するための体制
- ヌ その他、業務の適切性を検証するための体制

内部管理部門の責任者は、上記体制の整備に当たっては、社内規程や管理マニュアル等を策定し取締役会等の承認を受けるとともに、各体制を管理する責任者を定めその権限と責任の明確化を図っているか。

内部管理部門の責任者は、顧客管理に関する以下の事項を記載した社内規程等を策定し、取締役会等の承認を受け、役職員に周知を図っているか。

- イ 顧客カード等の作成に関する事項
- ロ 取引開始基準に関する事項
- ハ 内部者登録に関する事項
- ニ 本人確認及び疑わしい取引等に関する事項
- ホ 個人情報の保護に関する事項
- ヘ 顧客管理に関する注意喚起（アラーム・アテンション）に関する事項
- ト その他、適切な顧客管理に必要な事項

内部管理部門の責任者は、営業員管理に関する以下の事項を記載した社内規程等を策定し、取締役会等の承認を受け、役職員に周知を図っているか。

- イ 外務員登録に関する事項

- ロ 顧客への説明に関する事項
- ハ 禁止行為に関する事項（特に適合性及び不公正取引に関する事項）
- ニ 不祥事等発生時の報告及び処理に関する事項
- ホ 役職員個人の金融商品取引に関する事項
- ヘ 社内処分に関する事項
- ト その他、適切な営業員管理に必要な事項

内部管理部門の責任者は、営業部門等の内部管理担当者に、上記各体制の社内規程等に基づいた適切な管理を行う権限と責任を付与し、問題が生じた場合の内部管理部門への報告体制を整備しているか。また、これらの体制の実効性を監視、検証し、社内規程等を含む各体制の必要な見直しを図っているか。

内部管理部門の責任者は、上記のほか、業務に関する帳簿書類や開示資料、当局への報告、届出資料など、法令等で求められる各種管理業務について、適切に管理、機能するための体制を整備しているか。

(5) 業務運営状況

営業員が商品特性等を把握した上で顧客に対し十分な説明を行っていることについて確認する体制となっているか。

内部管理部門は、営業部門等において、顧客の属性把握、委託保証金及び委託証拠金（以下「保証金等」という。）の維持率管理、与信限度額及び追証・立替金発生後の事後処理などが法令等及び信用取引口座設定約諾書又は店頭金融先物取引口座設定約諾書のとおり適切に処理されているか等について管理・指導しているか。

例えば、

- イ 口座開設にあたり、顧客の資力及び取引内容など適合性の原則の観点から審査が厳正に行われているか。
- ロ 顧客属性等の異動状況を把握し、常に最新の情報を顧客カード等のデータとして管理するよう努めているか。
- ハ 保証金等の維持率の余力状態や担保内容のチェックなどによる顧客への注意喚起のアラームポイントの設定など、追証・立替金発生の予防的措置が講じられているか。
- ニ 代用有価証券に買付銘柄と同じ銘柄が差し入れられていないか。
- ホ 独自の判断により、代用有価証券の掛目の変更等を行う場合には、あらかじめ、顧客に対して通知し一定の期間周知しているか。
- ヘ 保証金等の引出等については、保証金等の維持率割れとなる不当引出等を許容していないか。
- ト 保証金等の維持率割れが生じた場合は、速やかに追加保証金等を受け入れる

などの対応を行っているか。赤残となった場合は追加建玉を許容していないか（赤残買乗）。

チ 顧客への立替金が発生した場合は、信用取引口座設定約諾書又は店頭金融先物取引口座設定約諾書のとおり速やかに適切な処理が行われているか。

受渡しに際し、顧客による受渡不履行が生じた場合の事務手続きをあらかじめ定めているか。また、頻繁に受渡不履行が生じている顧客に対し、適切に対応しているか。

内部管理担当者は、トレーダーによる取引状況を把握し、法令等に抵触することのないよう、常に監視しているか。また、トレーディングに関し、以下の事項に留意しているか。

イ トレーディング商品勘定に係る取引を行う組織（少なくとも、いわゆるフロント機能を有する組織）は、ユニット（例えば、室、課又はグループ等）単位以上の組織として、同様の取引を行うが取引目的が異なるその他の勘定に係る取引を行う組織とは組織的にも、また、人的にも別に構成しているか。

ロ トレーディング商品勘定に係る帳簿は、トレーディング及びその対象財産とその他の取引及び財産を明確に区別して管理することができるものとなっているか。

証券監視委及び自主規制機関等からの指摘事項について、実効性ある再発防止策を策定するとともに、その改善状況を確認しているか。

(6) 顧客とのトラブル処理態勢の整備

取締役会等は、顧客とのトラブルを放置することが役職員による横領や損失補てんなどの不祥事等につながるおそれのあることを十分認識し、トラブルが発生した場合の対応を行う部門や処理手続きを明確に定めるなど、迅速かつ適切に処理・対応が行われる体制を整備しているか。

リスクの高いデリバティブ商品を新規に取扱う場合には、その開発・販売開始の段階で、リスク管理の専門家又は内部管理部門、法令等担当部門などによる法的・技術的なチェックを行った上で、取締役会等による承認を得るなど、トラブルを未然に防止するための措置を講じているか。また、リスクの高いデリバティブ取引を顧客の不健全な要求によって開発するなど、トラブルの原因となる商品を開発していないか。

研修等により、顧客からの苦情を抱え込まないよう職員を指導しているか。

トラブルの対応を行う部門は、営業部門等の内部管理担当者に対し、各営業員が抱える顧客とのトラブル把握に努め、速やかにトラブルの対応を行う部門に報告するよう指導しているか。

トラブルの対応を行う部門は、顧客からの申し出内容、調査内容及び処理状況

等を詳細に記録し、後日、検証が可能となるよう適切に保存しているか。

(7) 分別管理

取締役等の認識及び役割

- イ 取締役は、顧客資産の分別管理が投資者保護ひいては金融商品市場の健全な発展に資するものであることを理解したうえで、顧客資産の分別管理の重要性を認識しているか。
- ロ 取締役会は、顧客資産の分別管理の担当部署を明確に定める等、分別管理が適切に行われる体制を整備しているか。
- ハ 取締役会は、海外保管機関等の第三者機関を含め、顧客資産を保管させている保管機関の信用状況を必要に応じチェックする体制を整備しているか。
- ニ 取締役会等は、定期的に顧客資産の分別管理の状況に係る報告を受けているか。

管理規程の整備

- イ 分別管理担当部門は、分別管理に関する管理規程を定め、取締役会等の承認を受けているか。
- ロ 分別管理に関する管理規程は、自己の固有財産との明確な区分管理並びに分別金信託のための資産の評価計算方法、決裁権限、管理方法及び管理者を定めているか。
- ハ 分別管理担当部門は、必要に応じて管理規程の見直しを行っているか。

自社保管資産の管理

- イ 顧客から預託を受けた有価証券等を自社で保管する場合には、定期的に現物実査を行う旨を社内規程に明記しているか。
- ロ 現物実査は、内部監査部門など、客観性が高く独立性が確保された者が実施することとしているか。
- ハ 分別管理担当部門の責任者は、現物実査に立会うなど、実査漏れや事故等を回避するための措置を講じているか。
- ニ 現物実査は、預かり台帳やマイクロフィルム等との突合による悉皆調査としているか。
- ホ 名義書換等のため発行会社（名義書換代理人を含む。）へ提供したものについても、帳簿等により、直ちに、顧客名、銘柄、数量及び提供先が確認できるようになっているか。
- ヘ 営業部門等の内部管理担当者は、分別管理の対象となる有価証券等が営業部門等に長期に滞留していないかを検証し、滞留している場合にはその原因分析を行い、適切な処置を採っているか。また、滞留が認められた場合には、直ちに、分別管理担当部門へその旨を報告しているか。

ト 有価証券等の入出庫に当たっては、預かり台帳やマイクロフィルム等の活用により個々の有価証券等の現物を特定するとともに、事故等を防止するための厳正な手続きを行っているか。

セキュリティ管理

イ 有価証券等の保管施設を明確に定め、入退室管理・重要鍵管理等、適切かつ十分な管理が行われているか。盗難を防止するため、防犯組織を整備し、防犯責任者を明確にしているか。

ロ 有価証券等の保管施設に防災責任者を配置する等十分な防災対策が採られているか。

ハ 有価証券等の輸送を第三者へ委託している場合には、輸送にかかる委託契約において有価証券等の保全のための措置が採られているか。

ニ 保管有価証券等の残高に不一致が発生した場合、速やかに保管責任者へ報告が行われ、直ちに発生原因の究明が行われる体制となっているか。

ホ 保管責任者は不一致の発生原因が究明できない場合あるいは重大な問題が把握された場合には、直ちに分別管理担当部門の責任者又は内部管理部門の責任者ととも担当取締役へ報告しているか。

顧客分別金信託

イ 社内規程において顧客分別金信託にかかる差替計算基準日や差替日を定めるとともに、それらの日が休業日である場合における取扱いについてもあらかじめ定めているか。

ロ 顧客分別金の帳簿残高と信託銀行残高の不一致の有無について検証し、不一致が生じている場合にはその原因分析を行う体制を整備しているか。

ハ 分別管理担当部門の責任者は、不一致の発生原因が究明できない場合には、直ちに内部管理部門の責任者ととも担当取締役へ報告しているか。

システムサポート

イ 保管有価証券等及び顧客分別金等の信託財産等の計算及び管理等を行うことについて所要のシステムサポートの構築等が行われているか。

ロ システムサポートが行われている場合には、プログラムの内容が法令等に準拠していることを検証するほか、必要に応じレビューしているか。

その他分別管理管理体制

イ 分別管理担当部門の責任者は、顧客資産の分別管理の実施状況について、内部管理部門の責任者及び取締役会等へ報告しているか。

ロ 分別管理の実施状況について、内部監査によりその適切性・有効性を定期的に評価するとともに、法令等で求められている外部監査による評価を受けているか。また、問題が認められた場合には直ちに改善を図るとともに、必要に応じて、速やかに社内規程を含む管理体制の見直しを図っているか。

(8) 電子取引（P T S 業務を含む）

取締役等の認識及び役割

- イ 取締役等は、電子取引の特性等を理解し、電子取引に取り組む場合に対処すべき事項について十分認識しているか。
- ロ 取締役等は、非対面取引では販売・勧誘時の説明・情報提供やトラブル対応、第三者の関与等に関する問題が特に顕在化する可能性があることなど、電子取引のリスクの所在を理解し、当該リスク管理の重要性を認識しているか。特に担当取締役は深い理解と認識を有しているか。
- ハ 電子取引においても、通常の対面取引と同様に法令等を遵守する体制を構築しているか。
- ニ 取締役等は、電子取引に係る取組み方針を明確にしているか。また、取組み方針は自社の経営計画に沿っているか。
- ホ 取組み方針の策定に当たっては、提供するサービス内容について、電子取引の機械環境（システムの規模）を勘案しているか。
- ヘ 取組み方針において、電子取引の特性等を勘案した内部管理及び法令等遵守が必要なことを明らかにしているか。
- ト 自社の業務の状況等（例えば、会社の概況、組織に関する事項及び財産の状況等）をホームページに掲載しているか。

電子取引を担当する管理者は、電子取引の特性等を理解し、その特性等に応じた管理等の必要性を認識した上で、各部門の内部管理担当者に当該内容を理解・認識させるための適切な方策を講じているか。また、システム障害等が発生した場合のバックアップ体制や対応策、当局への報告等について適切な方策を講じているか。例えば、顧客数と比較して顧客の問い合わせに十分対応可能な人員をコールセンター等に配置しているか。

電子取引を担当する責任者は、電子取引の非対面性及び非書面性の特性等に留意した内容の社内規程を整備し、取締役会等の承認を得ているか。

電子取引を担当する責任者は、役職員、特に電子取引の事務に携わる者に社内規程の内容を周知徹底しているか。

電子取引業務の運営に当たっては、電子取引に精通した者を内部管理担当者とするなど適切な人材配置を行っているか。

トラブルの対応を行う部門は、苦情等の申出の内容について、システム上の問題により、顧客の取引に重大な影響を与えるものが含まれていないかの検討を行っているか。

システム障害等の顧客の取引に重大な影響を与える情報を迅速かつ正確に顧客に連絡できる体制となっているか。

役職員に電子取引に関する特有の事務、システム、トラブル及び法令等についての研修等を行う体制となっているか。

業務精通者(管理部門を含む。) の養成のための研修体系等を確立しているか。

電子取引業務に係るコールセンターの職員等に対しても、法令等や電子取引に関する知識の習得や研さんのための研修等を実施しているか。

電子取引と電話等による情報提供や対面取引が併用されている場合には、通常の対面取引の顧客管理システムを併せて採用しているか。

金融商品市場における規制銘柄、安定操作取引に係る規制に対する対策を講じているか。

電子取引を通じた不公正取引の防止のための売買管理・審査等が適正に行われる体制が整備されているか。

不公正取引等に速やかに対応するため、原始委託者を把握する方策を講じているか。

(9) 情報管理

取締役会は、情報管理に関する基本方針を定め、役職員に周知を図るとともに、情報管理を担当する部署を設置し、適切な情報管理を行う体制を整備しているか。

情報管理を担当する責任者は、情報管理のための方法と手順を定め、守るべき情報資産の特定と当該情報へのアクセス権限を適切に付与しているか。

不正アクセスの調査、情報の特定及び追跡が行える体制を整備するとともに、必要な予防策を講じているか。

情報の漏えい又は滅失等事故が生じた場合の取締役会等への報告体制及び処理・手続きが整備され、速やかに再発防止策が講じられる体制が構築されているか。

2. リスク管理態勢

(1) 取締役等の認識及び役割

代表取締役及び取締役会は、リスク管理を軽視することが、財務の健全性を損うとともに、企業の信用失墜(レピュテーション)につながり、会社の経営に重大な影響を与えることを十分認識しているか。

取締役会は、会社としてどの程度の収益を目標とし、どの程度のリスクをとるのか、といった戦略目標を明確に定めているか。また、営業部門等の戦略目標は、収益確保を優先するあまり、リスク管理を軽視したものとなっていないか。加えて、当該目標が組織内で周知されているか。特に、適切なリスク管理を行わない

ま、短期的な収益確保を優先した目標の設定や当該目標を反映した報酬体系の設定を行っていないか。

取締役会等は、戦略目標を踏まえてリスク管理の方針を明確に定めているか。また、リスク管理の方針が組織内で周知されるよう、適切な方策を講じているか。加えて取締役会等は、リスク管理の方針を定期的に、あるいは戦略目標に変更が生じた場合など必要に応じて随時に見直しているか。

担当取締役は、リスクの所在及びリスクの種類・特性を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法を理解するとともに、リスク管理の重要性を認識し、適正なリスク管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。

取締役会は、自社が抱えるリスクの種類を明確に把握し、必要なリスク管理態勢を構築しているか。

取締役会は、リスクの種類ごとに管理を行う体制を整備するとともに、全てのリスクを統合して管理できる体制を整備しているか。また、例えば営業部門等とリスク管理部門を分離するなど相互牽制等の機能が十分発揮されるような体制となっているか。加えて組織体制については、必要に応じ随時見直し、戦略目標の変更やリスク管理手法の発達にあわせて改善を図っているか。

取締役会等は、定期的にリスクの状況の報告を受けているか。また、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に反映・活用しているか。

取締役会等は、適切なリスク管理を行うため、業務に精通した人材の育成、専任者の配置、その陣容及び人事管理等についての方針を明確に定めているか。

取締役会等は、リスク管理部門の権限と責任の明確化を図り、適切なリスク管理を行うための組織体制の整備、見直し及び人員配置等を行う体制を構築しているか。

取締役会等は、決定した戦略目標及びリスク管理の方針に従い、適切なリスク管理態勢を整備しているか。

取締役会等は、市場の大暴落などの危機発生時等においても、的確な情報把握と適切なリスク管理を行うための体制を整備しているか。

監査役は、リスク管理に関する取締役会等に必ず出席しているか。

(2) リスク管理手法及び規程の整備

リスク管理部門の責任者は、リスク管理の方針に沿って、リスクの種類に応じた測定・モニタリング・管理等の手法を構築し、適切なリスク管理のための社内規程を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。また、必要に応じて、リスク管理の方針及びリスク管理のための規程を適時適切に改善するように努めているか。

リスク管理手法や社内規程の内容は、営業部門等の戦略目標、あるいは、取り扱っている業務や商品の内容からみて適切なものとなっているか。また、リスク管理業務が日常業務の一部となっているか。

リスク管理のための社内規程には、手続き、権限、必要書類及び緊急時の対応策など、各業務の遂行方法を定めているか。また、リスク管理部門は、職員が社内規程を遵守しているかを検証しているか。

(3) リスク管理部門の責任者の認識及び役割

リスク管理部門の責任者は、リスク管理の重要性を認識し、その所在及び種類・特性を正確に把握しているか。また、営業部門等ごとにリスク管理担当者を配置した場合には、リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について、当該営業部門等ごとに配置したリスク管理担当者に理解・認識させるよう、適切な方策を講じているか。

リスク管理部門の責任者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための社内規程に沿って、適切なリスク管理を行うための体制整備を図っているか。

リスク管理部門の責任者は、リスク管理手法や組織の有効性を適時適切に検証するとともに、市場の変化やリスク量の増大、取り扱う商品の複雑化・多様化等にあわせて、必要に応じ、リスク管理手法を見直しているか。

リスク管理部門の責任者は、営業部門等における業務の種類や取扱商品を常に把握し、継続的なリスクの特定と適切な管理手法を構築するための施策を講じているか。特に、新規の業務に取り組む場合や新規の商品の取扱いを開始する場合には、リスクを特定し、管理に必要なインフラを整備するなど事前に十分な検討・対策を講じているか。なお、特定されたリスクが管理不可能なリスクであった場合には、業務や取扱商品の見直し等を判断し、実行しているか。

リスク管理部門の責任者は、取締役会等で定められた方針に基づき、リスク管理担当者の能力を向上させるための研修体制を整備するなど、専門性を持った人材の育成を行っているか。なお、社内においてリスク管理を重視するとの考え方が浸透するよう、適切な方策を講じているか。

リスク管理部門の責任者は、リスク限度枠等を超過した場合は、速やかにリスクの削減又はリスク限度枠の変更等、是正すべき事項について意思決定できる情報を取締役会等に報告するなどの適切な方策を講じているか。

(4) リスク管理部門の独立性

取締役等は、リスク管理部門の役職員に営業部門等の業務を行わせるなど、利益相反の関係が生じ得る体制を構築していないか。また、他の取締役又は監査役は、このような体制が構築されないよう、十分な監視を行っているか。

リスク管理部門は、営業部門等からの影響を受けることなく、リスク管理の方針及びリスク管理のための社内規程に基づき、組織全体のリスク管理態勢の設計・管理の状況を含めたリスク情報について、定期的に又は必要に応じて随時、代表取締役及び取締役会等に報告しているか。

リスク管理部門は、経営に重大な影響を与えるリスク情報を網羅するとともに、代表取締役及び取締役会等が適切に評価及び判断できるように分かりやすく、かつ正確に報告しているか。

リスク管理部門の担当取締役が営業部門等を兼務するなど、独立性を阻害するおそれのある体制が構築されていないか。なお、リスク管理部門が営業部門等から独立していない場合及びリスク管理部門の担当取締役が営業部門等の取締役と兼務している場合にも、その体制のあり方は十分に合理的であるか、適切なリスク管理を行うための牽制機能は働いているか。

リスク管理部門は、営業部門等への指示事項が適切に実行されているかなどの検証を行っているか。

3. 自己資本規制関連リスクの管理態勢

(1) 自己資本規制関連リスクに関する取締役等の認識及び役割

取締役会は、自己資本規制比率が金融商品取引業者の健全性を計る最も重要な指標であることを認識するとともに、自己資本規制比率にかかる下記の規制を理解しているか。

【自己資本規制比率にかかる規定】

イ 100%を下回った場合の監督命令

ロ 120%の維持義務

ハ 140%を下回った場合等の届出

ニ 公衆縦覧義務

取締役会は、自己資本規制比率の正確な算出が極めて重要であることを認識し、その適正な算出のための組織及び手続きを整備しているか。

取締役会は、自己資本規制比率の市場リスク相当額の算出方法として標準的方式又は内部管理モデル方式のいずれを採っているか理解しているか。

取締役会は、顧客への立替金及び事故等に係る社内立替金等が自己資本規制比率に大きな影響を及ぼすことを理解し、その解消について適切に対応しているか。

自己資本規制比率を管理する部門を担当する取締役は、日々計算される市場リスク相当額及び取引先リスク相当額より見込まれる自己資本規制比率が、当局への届け出を要する水準に比していかなる水準にあるかについて、的確に把握して

いるか。

自己資本規制比率を管理する者は、固定化されていない自己資本の額の計算に必要となる情報並びに市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の計算に必要となる情報について、常時、網羅的に収集するための施策を講じているか。

自己資本規制比率の管理状況について、定期的に内部監査等による評価を受けるとともに、必要に応じて、管理態勢の見直しを図っているか。

(2) 自己資本規制比率を管理する者等の役割

自己資本規制比率を管理する者は、採用する市場リスク相当額を算出するためのポジションの把握、リスクの計算方法等を定めた市場リスク管理のための規程を策定し、取締役会等の承認を得ているか。

自己資本規制比率を管理する者は、正確な主要勘定残高表などの各種財務・経理資料等により、法令等に準拠した自己資本規制比率が算出されていることを検証しているか。

自己資本規制比率を管理する者は、経理部門等が作成する主要勘定残高表等の各種財務・経理資料等について、経過勘定科目等のチェックを経た正確な財務データを入手しているか。

自己資本規制比率を管理する者は、毎月、自己資本規制比率の推移及び変動要因を把握し、これを取締役会等に報告しているか。

経理部門を担当する取締役は、固定資産を流動資産に計上したり、一時的な流動化等により意図的に控除資産を過少計上するなどの自己資本規制比率向上策を防止するため、資産内容を常に確認・検証する等の体制を構築しているか。

(3) 自己資本規制比率の管理状況

市場リスク相当額の算出に当たっては、標準的方式あるいは内部管理モデル方式を適切に選択し、各方式に係る計算システムの設置や社内管理体制を整備しているか。また、各方式により、市場リスク相当額が正確に算出される方策を講じているか。

新商品の取扱いの開始時において、市場リスク相当額の検証を行っているか。

リスクカテゴリーごとに市場リスク相当額を算出している場合には、市場リスク全体を統合的に把握、管理する者を定めているか。

業務の種類ごとに市場リスク相当額の算出方法を選択している場合には、市場リスク全体を統合的に把握、管理する者を定め、同者がリスクカテゴリーごとに市場リスク相当額を把握できる方策を講じているか。

引受業務を行う金融商品取引業者においては、引受期間における有価証券等に

ついて適切なリスク管理を行う体制を整備しているか。

(4) 信用リスクに関する取締役等の認識及び役割

取締役は、信用リスクの管理手法（ポートフォリオ管理を含む。）及びモニタリング手法を理解し、ポートフォリオ管理などについての信用リスク管理上の必要性について認識しているか。

取締役会等は、戦略目標を踏まえた信用リスク管理の方針を定めているか。与信業務に関する基本方針については、信用リスク管理のため、クレジットポリシーが定められているか。

取締役会等は、定期的に信用リスクの状況の報告を受け、把握したリスク情報を基に信用リスク管理の方針の遵守状況を検証しているか。

(5) 社内規程の整備状況及び運用状況

リスク管理部門の責任者は、信用リスク管理の方針に従って、取締役会等の承認を得た上で信用リスク管理のための規程を整備し、当該規程を必要に応じて見直しているか。また、信用リスク管理のための規程には、与信の対象、与信限度額（会社としての総額限度、顧客・業種別限度額など）、信用格付基準、ポートフォリオ管理、担保に係るガイドライン（適正担保、評価方法及び掛目など）、決裁権限及び審査の方針などが定められているか。

リスク管理部門は、営業部門等ごとにリスク管理担当者を配置した場合には、リスク管理の方針及びリスク管理のための規程に従い、当該リスク管理担当者が信用リスクを適切に管理していることを確認しているか。なお、信用リスクを正確に把握するとともに、適切なリスクコントロールを行うため、所要のシステムサポートの構築等を行っているか。

(6) 報告及び連絡体制

リスク管理部門は、市場流動性の状況を正確に把握（又は報告を受け）しているか。また、必要に応じ、市場流動性の状況を代表取締役及び取締役会等へ報告しているか。

リスク管理上、何らかの問題が発生した場合には、営業部門等内で処理せず、リスク管理部門へ速やかに正確な情報を伝達しているか。

営業部門等は、リスク管理に必要な情報全てを、迅速かつ正確にリスク管理部門に伝達しているか。

リスク管理部門は、市場部門及び事務管理部門が複数のシステムで運営している場合には、ポジション情報等を市場部門と事務管理部門の双方から取得しているか。また、両者から取得した情報に齟齬がある場合には、その原因を究明し、

適切な是正措置を講じる体制を構築しているか。更に、是正に当たり適切な処理が行われているか等を確認し(一体のシステムで運営されている場合には必要ない。)、ポジション枠及び損失限度枠等の管理規程の遵守状況をモニターするほか、リスク管理に係る体制の整備・運営、情報を収集・加工し、取締役会等へ報告する等の役割を適切に実施しているか。

(7) マーケットリスクの管理

マーケットリスク管理のための規程は、特にデリバティブを含む市場取引について、市場部門、事務管理部門及びリスク管理部門、各部門それぞれの役割と権限を明確にしているか。

マーケットリスク管理に当たっては、自己資本規制比率の算出要因となる価格や金利等の変動要因のほか、市場規模及び流動性等を考慮したポジション限度枠等を設定するなど、流動性リスクの観点からも適切な管理を行っているか。

(8) 信用リスクの管理

営業部門等の戦略目標は、特定のリスク分野への与信集中を防ぐなど、信用リスクの管理に配慮したものであるとしているか。

新商品又は新規業務の導入に当たっては、あらかじめリスク管理部門により検証・評価を行うとともに、必要に応じて法務担当部門等の意見を聴取する仕組みが構築されているか。また、取締役会等は、これらの評価及び意見等を十分斟酌した上で、新商品又は新規業務の導入を承認する体制としているか。

リスク管理部門は、営業部門等への指示事項が適切に実行されているか、与信限度額の遵守などリスク分散が講じられているかなどの検証を行っているか。

与信先の信用格付け、デフォルト発生確率及び発生時の損失見込み額を合理的に算出し、ポートフォリオの状況を検証するなど、保有有価証券の適切な管理が行われているか。また、与信先の信用状況等のモニタリングを適切に行っているか。

有価証券の引受け等に当たり、発行体の財務状態等信用リスクの観点から厳正に審査を行っているか。

外国為替関連取引、金利関連取引及び株式関連取引等について、適切な取り扱いを行っているか。

例えば、

イ 財務内容等顧客の実態把握や取引内容等の検討などの審査事項を厳正に検討・確認しているか。

ロ リスク限度枠の設定状況、管理状況及び限度枠超過時の対応を適正に行っているか。

ハ 与信限度枠の設定状況、管理状況及び限度枠超過時の対応を適正に行っているか。

ニ リスク分散に配慮した担保取得、公平かつ適正な評価ルール及び保証金等の維持率管理など担保管理を適正に行っているか。

カントリーリスクの管理を適切に行っているか。

例えば、

イ 諸外国の情報収集や分析・検討を行っているか。

ロ カントリーリスクとその度合いを統一的に判断できる基準を作成し、定期的に見直しを行っているか。

ハ 与信判断基準に沿って、与信限度額を設定し、その遵守状況について管理を行っているか。

顧客の信用取引に関しては、 1 - 2 1 . (5) を参照。

(9) ポジション枠及び損益状況の管理

リスク管理を担当する取締役は、リスク管理部門に対し、ポジション枠及び損失限度枠等を制限する権限を与えているか。

ポジション枠等の管理規程及び損失限度枠の適用は厳正に行っているか。また、規程又は運用に問題があると認められる場合には、適切な改善策をとっているか。

リスク管理部門は、ポジション枠やリスク枠等の各限度枠設定の際の基本的な考え方及び設定された限度枠に従い、適切な管理を行っているか。

リスク管理部門は、体力に見合ったマーケットリスク相当額の上限を設定するとともに、市場流動性等も勘案した上でポジション枠を設定し、必要に応じて取締役会等の承認を得ているか。また、市場環境の変化等により定期的あるいは状況に応じて随時、ポジション枠を見直しているか。

リスク管理部門は、把握したポジションの状況等について、必要に応じ、取締役会等に報告しているか。特に、商品の売買自体によって流動性リスクが生じる可能性が認識される場合、ポジション枠を超過した場合や、破綻懸念時・危機時の場合には、取締役会等に報告を行うとともに、適切な対応策を講じているか。

リスク管理部門は、商品毎の日々のポジションの状況を把握するとともに、市場規模及び信用状況の変化をモニタリングしているか。

代表取締役及び取締役会は、ポジション枠(金利感応度や想定元本等に対する限度枠を含む。)、リスク相当額の上限及び損失限度額の設定により、経営や財務内容に重大な影響がもたらされることもあることを念頭に置いているか。

ポジション枠等の設定に当たっては、戦略目標やリスク管理の方針等に基づき、営業部門等の経営上の位置付けやリスク管理能力、収益力や人的能力等を勘案して設定し、取締役会等の承認を得ているか。また、ポジション枠等の遵守状況や

損益等の状況を定期的に検証し、適宜、必要な見直しを行っているか。

リスク管理部門は、設定したポジション枠等の遵守状況を常時監視できるシステムを構築しているか。また、誤発注等を含め、ポジション枠等を超過した場合の取り扱い等について、社内規程等に明確に定め、役職員へ周知を図っているか。

リスク管理部門は、取引状況及び収益状況等を管理できるシステムを構築しているか。また、例えば、取引量やポジションの平均推移等から見て、期中損益(評価損益を含む。)の出方が異常である場合に、その要因を分析し、リスク管理に係る各種の規程の逸脱等によるものでないかを確認するなど、適切な管理体制を構築しているか。

リスク管理部門は、損益をポジション枠との関係で検証することも行っているか。なお、決算操作のチェックのために期末前後の取引を精査し、利益の先送りや先食い計上、損失の繰り延べ又は繰り上げ計上がないかの検証も行っているか。

(10) トレーダーの管理状況

チーフ・トレーダーと約定データ等を管理する者との馴れ合い等により、トレーダーが直接勘定系の操作をしたり、指示したりし得る立場となっていないか。

ベテラン・トレーダーで、上司(担当取締役等)から個人的にも信頼が厚いことから、他の社員から聖域化されていないか。特に、特定の人材に依存する場合には、人的リスクが高くなることを認識し、内部管理担当者等が注意深く管理しているか。

在宅トレーディングは、営業時間外のリスク回避等のために限定するなど一定の条件の下で行っているか。取引量、種類及びトレーダーを特定して管理しているか(規程上も明文化しているか。)

取り扱っている全ての主要商品について、トレーダー(又はユニット)毎、拠点毎のポジションについて、日次ベースで時価評価できるトレーディング・サポート・システムを確保しているか。

(11) トレーディング商品勘定

トレーディングを行っている金融商品取引業者にあつては、区分経理において恣意性を排除し透明性を確保する観点から、取締役会等において明確な社内規程等を制定し、継続的に使用することが必要であり、少なくとも下記の事項について定めているか。また、当該社内規程等は、会社における重要な規程として取扱い、その変更の際しても制定の際に準じた社内手続きをとっているか。

トレーディング商品勘定とその他の勘定の区分経理に係る社内管理体制の整備と明確な社内規則

トレーディング商品勘定の経理に関する社内規定(経理規程)の作成

トレーディング商品勘定に経理する取引又は財産の種類及びこれらに係る時価又は損益相当額の算定方法

トレーディングに関する経営実績の計数的把握

勘定間振替の禁止

(12) 時価算定

適切な時価算定を行うための管理体制を整備しているか。

トレーディングを行う部署が時価算定を行う場合には、独立した他の部署等による検証が行われているか。

時価算定に関する社内規程（以下「時価算定規程」という。）を整備し、遵守状況を検証するための体制を整備しているか。

トレーディング商品勘定については、日次ベースでポジションの把握、時価評価及びリスク量の計測を行っているか。

事業年度終了の日（貸借対照表日）における有価証券等の時価及びデリバティブ取引のみなし決済損益の算定に係る時価情報等の時価算定に係る基礎資料は、社内規程に基づき適切に管理・保存しているか。

時価算定の客観性を確保するため、以下の点に留意しているか。

イ 時価算定規程は、制度改正又は評価手法の開発等により、算定方法を変更する必要が生じた場合など、速やかに改正しているか。なお、算定方法の変更状況を明確にしているか。

ロ 店頭デリバティブ取引の価格算定については、

- a. 市場部門による適正な価格算定
- b. リスク管理部門による確認
- c. 内部監査によるチェック
- d. 公認会計士等の外部監査人によるチェック等により、公正性を確保するための対応を図っているか。

ハ 時価算定規程等に規定される、

- a. 基礎データの種類と入手先
- b. 基礎データの入手日時
- c. 基礎データからイールドカーブを作成する方法
- d. 基礎データの保管方法と保管期間

等を遵守しているか、また継続使用しているか。

ニ 時価算定規程については、内容の公正性・妥当性をチェックする観点から、あらかじめ、トレーディング商品勘定に係る取引を行う組織及び金融商品を開発する組織から独立した他の組織（例えば、リスク管理部門）の承認を受けているか。また、当該規程の運用状況についても、定期的に、リスク管理部門や

内部管理部門等（ただし、実際に算定を行っている部門は除く。）のチェックを受けているか。

4. 事務リスク管理態勢

(1) 取締役等の認識及び役割

取締役等は、全ての業務に事務リスクが存在することを理解し、事務リスクを軽減することの重要性を認識した上で、適切な方策を講じているか。また、外部に委託した業務に関する不祥事等であっても、顧客に対しては責任を免れない可能性があることを十分認識して適切な方策を講じているか。

取締役等は、不祥事等、その他の不適切な業務運営により、訴訟や批判的風評を招き、信用失墜等の不利益を被るおそれがあることを認識し、適切な方策を講じているか。特に、誤発注が生じた場合、多額の資金調達を要したり、多額の損失が生じる可能性があることを十分認識しているか。

取締役会等は、業務の一部を外部に委託する場合、これにより生じ得るリスクの種類、程度を十分理解し、これを管理するための適切な方策を講じているか。また、委託先の選定や委託契約の内容等により、リスクの種類や程度が異なることを理解した上で、具体的な対応策を検討しているか。

(2) 管理体制の整備

リスク管理部門の責任者は、事務リスクを軽減することの重要性を認識し、他の部門等に事務リスク軽減の重要性及び軽減のための方策を認識させるなど、適切な方策を講じているか。また、事務リスクを把握するに当たっては、業務上の損失の潜在的規模や発生可能性等を分析し、例えば、予想損失額を計量化するなど、リスクを適切に評価しているか。

事務部門は、業務内容についての分析を行い、事務リスクの所在を確定し、そのリスクを軽減するような社内規程等を整備しているか。また、事務処理ミス等が生じた場合に備えた規程を整備しているか。特に、誤発注に関しては、注文発注時にシステム上の制限や確認手続きを設けるなど、誤発注を極力発生させない対策を講じるとともに、発生した場合の取り消し手続きや解消方法、資金調達手段など、リスクを軽減するための具体的な対応策を策定し、役職員への周知を図っているか。

外部に委託している業務についてリスク管理が十分できるような体制（リスクの認識・評価・報告体制及び是正等）を契約等によって構築しているか。

リスク管理業務の従事者は、社内規程等の遵守状況やリスクが内在する業務の

適切性についてチェックを行っているか。

精査・検印担当者自身が業務に追われ、形式的、表面的なものとならないよう、精査・検印の実効性を確保するための方策を講じているか。

社内規程外の取扱いを行う場合には、事務部門及び関係業務部門と連携の上、必ず内部管理部門の指示等に基づいた処理をしているか。

5 . システムリスク管理態勢

(1) システムリスクに対する認識等

業務基盤がシステムにより担われている金融商品取引業者にあつては、取締役会等において、システムの特性や業務における利用環境及びシステム運用環境等より想定されるリスクの種類と所在を認識し、リスクが顕在化した際の影響を把握するとともに、影響度に応じた管理方針を定めているか。

(2) 適切なシステムリスク管理態勢の確立

システム管理部門の責任者は、システム運営上の損失の潜在的規模や発生可能性等を分析し、例えば、予想損失額を計量化するなど、システムリスクを適切に評価しているか。

取締役会等は、会社が認識しているリスクについて、具体的な対応部署及びその役割と責任を定め、適切な要員を割当てるとともに、定期的又は随時に、管理状況等の報告を受ける体制を構築しているか。

システム管理部門の責任者は、会社が認識しているリスクについて、具体的な管理基準や手順等を定めた管理規程を策定し取締役会等の承認を受けるとともに、対応部署の役割と責任において適切な管理を行う体制を整備しているか。

取締役会等は、会社が認識しているリスクに係る問題点を把握するための報告体制を整備し、適切な意思決定等を行うための指針を定め、これに沿った迅速な対応を図る体制を整備しているか。

取締役会等は、会社を取り巻く環境の変化に応じ、リスクの再評価とこれに対応するための適切な組織（役割と責任及び人員）、管理規程等を適宜見直すことにより、実効性が維持される体制を構築していること。

(3) 安全対策の整備

システムの運用及び保守管理体制の整備

イ システム管理部門の責任者は、業務基盤となるシステムが安全かつ安定的に稼動するために、その阻害要因となるリスクの種類と所在を把握し、リスクを

顕在化させない、又は、顕在化した際にその影響を最小限に留めるための管理方針を定めているか。

ロ システム管理部門の責任者は、上記の管理方針に基づく安全管理基準を定め、予防保全の観点から定期的なシステムの点検を実施しているか。また、その記録を残しているか。

ハ システム管理部門の責任者は、上記の管理方針に基づき、システム管理部門の役割と責任を明確にし、(ハード、ソフト、データ及びネットワーク等に係る)必要な知識及び技術を有した要員を安全管理者として割当て、管理体制を統制しているか。適切な要員が在籍していない場合は、外部の専門家を活用する等の方策を採り、実効性のある体制を整えているか。

ニ 安全管理に必要な点検項目や手順等については、社内規程やマニュアルとして定めるとともに、実効性を図るとの観点から、適宜、必要な見直しを行っているか。

ホ 安全管理のための点検が社内規程やマニュアル等に基づき定期的(年次、四半期、月次及び日次等)に実施されており、点検の状況や結果についての記録を保存することにより、その内容を事後的に検証する等の方策がとられているか。

システムの企画及び開発管理体制の整備

イ システムの企画に際しては、経営計画及び組織の基本方針を踏まえ、システム活用の目的が明確にされているか。

ロ システム計画については、取締役会等における組織の意思決定の手順に則り、承認されているか。承認に際しては、意思決定に必要な情報(期待される効果、導入時期、導入に伴うリスク及び必要なリソース(投資額及び組織体制)等)が明示され、取締役会等の十分な理解と必要な議論・検討が行える手順が取られているか。

ハ システムの企画及び開発部門のみならず、利用部門も参画した推進体制が整備されているか。また、システムに関する知識及び技術を有する要員及びシステム化対象業務に精通した要員が参画しているか。適切な要員が在籍していない場合は、外部の専門家を活用する等の方策を採り、実効性のある体制を整えているか。

ニ システム仕様の確認及び決定、受入テストの実施及び検証にはシステムの利用部門が関与しているか。

ホ システムの企画及び開発における成果物について標準を定め、その確認方法や手順、判断基準等を開発基準書として文書化し、関係者へ周知徹底しているか。

ヘ システム企画においては、システムの導入に伴う業務への影響を認識し、導

入後に混乱が生じないように導入計画が検討されているか。また、導入時期は、営業を優先した無理なスケジュールとしていないか。更に、運用や保守についても検討されているか。

ト 開発するシステムの特性を考慮し、開発に伴い想定されるリスクを認識し、開発工程における管理項目として、開発中、継続的な状況把握を行える仕組みを設けているか。また、認識しているリスクの顕在化を想定した検討体制や意思決定手順など、対応方針が明確にされているか。

チ システムの設計に際しては、想定される利用環境及び業務における重要度を勘案し、移植性、信頼性、効率性、使用性、検証性、理解容易性、変更容易性等の品質特性を検討し、確保すべき品質が明確にされているか。また、その品質を確保するための方策を検討するなど、実現可能な開発体制が整備されているか。

リ 新技術の採用に際しては、採用実績等や懸念されるリスクを認識しているか。また、普及安定期に入った技術に関しては、システム納入ベンダーのサポート期間や陳腐化リスクについても考慮しているか。

ヌ 開発及び予算の進捗状況、また、各工程における品質の状況に関する報告体制を明確にし、適切な情報収集と必要な対応ができる体制を構築しているか。

(4) システム統合

取締役会等は、システム統合リスクについて十分認識し、そのリスク管理態勢を整備するとともに、必要な情報について役職員への周知徹底を図っているか。

テスト体制を整備しているか。また、テスト計画はシステム統合に伴う開発内容に適合したものとなっているか。

業務を外部委託する場合であっても、会社自ら関与する体制を構築しているか。

システム統合に係る重要事項の判断に際して、システム監査人等外部の専門家等による評価を活用しているか。

不測の事態に対応するため、コンティンジェンシープラン等を整備しているか。

(5) 障害発生時の対応

障害等の発生に備え、公益又は投資者保護の観点から速やかな復旧が図られるよう、復旧手順及び方策について標準化を図っているか。また、障害等の発生を想定した業務の継続や復旧作業の訓練を行うなど、実効性のあるものとなっているか。

システム障害等発生時に適切かつ速やかな対応が行えるよう、システムに精通した要員を育成し、かつ、必要な際の連絡手段を確保しているか。

システム障害等発生時に、顧客に無用な混乱を生じさせないため、情報の開示

範囲や基準に加え、必要な手順及び手段等を定めているか。

会社にシステムに精通した要員が在籍していない場合は、システム納入ベンダー等との間に必要な保守契約を締結する等の方策を講じているか。

システム障害の内容を記録し、定期的に又は必要に応じて随時に、システム納入ベンダー等の専門家を交え、障害の根本的な原因の究明及び対策について検討し、抜本的な改善を図ることにより再発防止に努めているか。

障害発生時や復旧時及び原因解明時等において、速やかに当局に報告する体制を整備しているか。

(6) コンティンジェンシープラン

障害の発生を想定し、復旧の必要性及び緊急性を考慮して全ての業務に優先度を定めるとともに、障害の程度や原因等に応じた目標復旧時間や復旧手順及び方策を明示しているか。

非常事態の定義、意思決定の手順及び意思決定者不在の時の代替者の責任と役割等を明確にしているか。

障害発生を想定した定期的な訓練等によりコンティンジェンシープランの実効性に係る検証を行っているか。

会社を取り巻く環境の変化や組織の変更、要員の異動等をコンティンジェンシープランに反映させるよう、適宜、必要な見直しを図っているか。

非常事態発生時の顧客に対する情報の開示について、手順や手段等を定めているか。

大規模地震等の広域災害を考慮し、役職員の安否確認の方法と手順を策定しているか。また、オフィス等の設備が利用できない場合の業務継続について考慮しているか。

(7) 外部委託先管理

外部委託に係る管理体制

イ 業務委託を行う目的及び効果を明確にしているか。

ロ 業務委託を行うことによるリスクを認識し必要な対応を検討しているか。

ハ 業務委託を行う対象業務、会社の役割と責任、対応部署及び管理責任者を明確にしているか。

業者評価基準と定期的評価

イ 委託先の選定基準を定め、リスク管理の観点から当該基準に基づく選定が行われているか。

ロ 委託先の評価基準を定め、リスク管理の観点から当該基準に基づく評価が行われているか。また、委託業務の内容を分析し、問題がある場合は必要な対応

を行っているか。

委託先との契約

業務委託を行うことによるリスクを認識し、契約において機密保持、再委託条項、監査権限、サービスレベル及び紛争解決方法等を明確に定めているか。

委託業務の管理

イ 委託先における事故、不正等の防止及び機密保持等の対策の実施状況を会社として把握し、必要な措置を講じているか。

ロ 運用及び保守に係る業務委託については、契約で定めたサービスレベルが保障されていることを会社として確認しているか。

ハ 開発に係る業務委託については、

a. 利用部門の承認を得た要求仕様を書面にて明確に定義し、委託先へ提示しているか。

b. 品質及び進捗状況を把握し、必要な対策を講じているか。

c. 利用部門が受入テストに参加し、検収条件を定めるなど品質を確認しているか。

(8) システム監査

システム監査の実施

イ システム部門から独立した内部監査部門を設置し、システムに精通した監査要員による定期的なシステム監査を行っているか。

ロ 会社組織内部にシステムに精通した監査要員が在籍していない場合は、外部の専門家を活用する等により、システム監査を実施しているか。なお、外部の専門家を活用する場合にも、会社が認識しているシステムリスクに関する問題点の洗い出しと、継続的に改善を図るとの目的が達成できる監査体制としているか。

ハ 会社が認識しているシステムリスクに基づき、監査の重点項目や監査計画を定め、これに沿った適切な監査を実施しているか。

ニ システム監査に係る基準を設け、会社が認識しているシステムリスクの種類と所在に応じた監査手法を確立し、実効性がある監査を行っているか。

ホ 監査の対象は、会社が認識しているシステムリスクに係る業務全般をカバーしているか。また、会社の認識漏れ等についても検証しているか。更に、監査結果が速やかに取締役会等に報告される体制を整備しているか。

問題点の是正

取締役会等は、監査結果の報告により把握した問題点についての対応指針を定め、是正のために必要な意思決定を行い、対応部署に必要な指示を行っているか。

6. その他リスク管理態勢

(1) 取締役の認識及び取締役会等の役割

取締役会は、戦略目標を定めるに当たり、資金繰りリスクを考慮しているか。

取締役会は、資金繰りリスクの顕在化による経営への影響を十分認識し、適切な資金繰り管理を行う体制を構築しているか。

取締役会等は、決定した戦略目標を踏まえた資金繰りリスク管理の方針を定め、適切な資金繰りリスクの管理体制を整備しているか。

担当取締役は、適切な資金繰り管理を行うため、業務内容や調達の状況等を踏まえ、必要に応じ、トレーディング商品等の資産の運用限度額等のリミットの設定及び見直しを行い取締役会等に対して報告を行っているか。また、取締役会等は、報告を受けた内容が資金繰りリスク管理方針を遵守したものであったかを検証しているか。

取締役等は、事業内容や財産状況を開示することの重要性を認識し、適切な情報開示を行うための施策を講じているか。

(2) 適切な資金繰りリスク管理態勢の確立

資金繰りリスクを管理する者は、資金繰りリスク管理の方針に従って、責任者の権限の範囲や報告体制等を明確にした資金繰りリスク管理のための規程を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。また、コンティンジェンシープランは業務内容等を踏まえた適切なものとなっているか。

資金繰りリスクを管理する者は、リスク管理の方針及びリスク管理の規程に従い、適切に資金繰りリスク管理を実行しているか。

資金繰りリスクを管理する者は、資金調達に影響を及ぼすと思われる自社の株価、風評等の情報を収集、分析し、対応策を策定しているか。また、円貨・外貨別、国内・海外別に資金繰りリスクを管理する者が分かれている場合は、それぞれの資金繰りリスクを適時・適切に把握・管理できるものとなっているか。

資金繰りリスクを管理する者は、営業部門等の報告等を基に、資金使用予定額、調達可能額等資金繰りの状況を正確に把握しているか。

資金繰りリスクを管理する者は、下記の項目について必要に応じ管理し、資金繰りに対する影響を早期に把握した上で、円貨・外貨について、日次の資金繰り表、週次の資金繰り見通しを作成しているか。なお、日中の資金・担保繰りについても適切にモニタリングしているか。

イ 決済期日・金額の集中管理

ロ ポジションの管理

八 担保繰りの管理

ニ キャッシュの管理（ATM等を含む）

ホ 各国通貨毎の資金繰りの管理 等

また、月次及び四半期等の中長期の資金繰り見通しを作成しているか。

資金繰りリスクの管理に当たっては、市場環境の変動等による資金繰りに対する影響を早期に把握し、必要に応じ、取締役会等に報告する体制を整備しているか。なお、資金繰りリスクの管理に当たっては、随時、情報を入手できる権限、システム等を装備しているか。

資金繰りリスクを管理する者は、定期的又は状況に応じ随時、資金繰りの状況及び予測について取締役会等に報告しているか。

営業部門等は、資金繰りの状況に応じた業務運営を行っているか。

資金繰りリスクを管理する者は、資金繰りの逼迫度（例えば、平常時、破綻懸念時又は危機時等）に応じた調達手段を確保しておくとともに、決済等に対する支払準備資産を確保しているか。また、国内外において即時売却可能あるいは担保として利用可能な資産の保有残高等を常時把握するとともに、市中金融機関等から調達が行えるよう借入枠を設定するなど、危機時を想定した調達手段を確保しているか。特に、誤発注等により多額の資金調達が必要な場合等を想定し、調達限度額を把握するとともに、これを超過する場合の金融システムへの影響を最小限に抑えるための方策を検討しているか。

(3) 情報開示

情報開示を担当する者は、開示内容の正確性を検証するための体制を構築しているか。

情報開示を担当する者は、正確な情報開示を行うとの観点から、適切な区分経理や、客観的な時価の把握を行うための方策を講じているか。

開示資料において、開示情報の管理に関する以下の項目を記載しているか。

イ トレーディング商品勘定の評価基準及び評価方法

ロ トレーディング商品勘定の枠組み（具体的な対象商品及び業務概要等）

ハ トレーディング商品勘定に係る財務情報（損益の内訳等）

ニ トレーディングの状況（内容、取組方針、利用目的、リスクの内容及びリスク管理体制等）

ホ トレーディングの契約額等及び時価に関する事項（時価の算定方法等）

(4) グループリスク管理

取締役等は、いわゆる金融コングロマリットを構成する金融商品取引業者に該当する場合、又は国際的に活動する金融商品取引業者グループの一員に該当する

場合には、他のグループ会社の経営状態が当該金融商品取引業者に与える影響等を十分認識し、必要な情報収集及びグループ一体としてのリスクの管理手法を構築しているか。

いわゆる金融コングロマリットを構成する企業グループに該当しない場合であっても、関係会社に所在する各種リスクについては、リスク管理部門がそれらのリスクの種類と程度を自社への影響を勘案して適時適切に把握・管理する体制としているか。

取締役等は、信用リスクを有する資産及びオフバランス項目を統合した上で、金融商品取引業者と連結対象子会社等を法令等に抵触しない範囲で、一体として管理することの信用リスク管理上の必要性について理解しているか。

連結対象子会社等に対して信用の供与又は資金の供与を行っている場合には、それらの社の財務状況等について、実現した損失、有価証券等の含み損、営業貸付金の内容等の保有リスク及び損失等を確認し、その財務状況等が金融商品取引業者に及ぼす影響についての確に把握するなど管理・牽制機能が適切に働いているか。

資金繰りリスクの管理に当たっては、連結対象子会社等の業務内容を踏まえ、当該連結対象子会社等の資金繰りの悪化が当該金融商品取引業者に及ぼす影響についての確に把握するなど、管理・牽制機能が適切に働いているか。

7. 監査等態勢

取締役会等は、顧客資産の分別管理や自己資本規制比率の算出における内部管理モデル方式のリスク計測過程等について、法令等に基づき、外部の監査人による適切な評価・報告を受けているか。また、内部監査部門により全ての業務の適切性を検証、評価し、報告を受ける体制を整備しているか。

内部監査部門は、営業部門等が作成した自主点検等の実施要領等を確認しているか。

営業部門等自身による自主点検等は、実施要領等に基づき、実効性ある検査を実施しているか。

営業部門等は、自主点検等の結果等（事務処理ミスの頻度、重要性、原因、改善策及び改善結果等を含む。）について、内部管理部門等に対して、定期的かつ必要に応じて報告するとともに、経営に重大な影響を与えるような問題については、必要に応じ、取締役会等に報告する体制を整備しているか。

時価算定の客観性を確保するため、以下の点に留意しているか。

イ 時価算定の客観性確保の状況を内部監査の重点事項に含めているか。

□ 規程どおりの時価算定が行われるなど、適切な処理が行われ、内部牽制が効果的に機能しているか。

監査対象は、電子取引業務全体を監査対象としているか。内部監査の対象とできない外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等における管理状況等を監査対象としているか。

- 1 - 3 態勢編・第二種金融商品取引業者

第二種金融商品取引業者の態勢に関する検査は、投資信託やみなし有価証券の販売等を行う法人又は個人が、法令等に基づき、金融商品取引業者にふさわしい業務運営を行う態勢を構築しているかについて実態を把握することを目的とする。

1. 内部管理態勢

(1) 経営者の認識

取締役会は、遵守すべき法令等を理解しているか。

取締役会は、自らが行う他の事業の種類や特性等から、それを優先することにより、金融商品取引業者としての責任や役割を劣後させていないか。

取締役会は、法令等を遵守するため、業務の適切性を検証する体制を構築しているか。特に、システムを利用して金融商品の販売等を行う場合には、システムの管理を含めた検証が行える体制としているか。

(2) 内部管理部門の責任者等

内部管理部門の責任者は、内部管理の整備等その職務を果たしているか。

代表取締役は、内部管理部門の責任者と密接な連携を図り、内部管理に関する重要情報を把握するシステムを構築しているか。また、内部管理部門の責任者は、営業部門等に所属する内部管理担当者との連絡・報告体制を確立し、内部管理に関する情報を網羅的に把握するためのシステムを構築しているか。さらに、これらの体制の明確化と役職員への周知を図るとともに、その機能の実効性について検証しているか。

内部管理部門の責任者は、常時、的確にコンプライアンス関連の情報を収集し、掌握しているか。また、掌握した情報の中で法令等の遵守に関する情報については、適切な手段、方法により、役職員に周知を図る方策を講じるとともに、役職員への徹底状況を確認・把握しているか。

営業部門等の内部管理担当者は、営業部門等における顧客管理、営業員管理等の適切な管理態勢を整備するとともに、当該営業部門等に生じた不祥事や不適切な業務等について、自らの指揮・監督のもと、改善を図る責務を有することを十分認識し、その実行を担保するための体制を構築しているか。

営業部門等の内部管理担当者は、営業部門等における日常の業務運営について点検し、必要な指導を行っているか。

営業部門等の内部管理担当者は、内部管理部門の責任者に対して定期的及び必

要に応じ随時に当該営業部門等の法令等遵守状況や業務運営等の状況を報告しているか。

(3) 法令等遵守状況の検証等態勢整備

内部管理部門の責任者は、公益又は投資者保護を図るとの観点から、以下の体制を整備しているか。

- イ 目論見書等の交付状況等を検証するための体制
- ロ 広告や勧誘資料等の審査を行うための体制
- ハ 特定投資家の管理状況等を検証するための体制
- ニ 契約締結前の書面の交付状況を検証するための体制
- ホ 契約締結時等の書面の交付状況を検証するための体制
- ヘ 事故処理の適切性を検証するための体制
- ト 弊害防止措置等の遵守状況を検証するための体制
- チ その他、業務の適切性を検証するための体制

内部管理部門の責任者は、上記体制の整備に当たっては、社内規程や管理マニュアル等を策定し取締役会等の承認を受けるとともに、各体制を管理する責任者を定めその権限と責任の明確化を図っているか。

内部管理部門の責任者は、顧客管理に関する以下の事項を記載した社内規程等を策定し、取締役会等の承認を受け、役職員に周知を図っているか。

- イ 顧客カード等の作成に関する事項
- ロ 取引開始基準に関する事項
- ハ 本人確認及び疑わしい取引等に関する事項
- ニ 個人情報の保護に関する事項
- ホ その他、適切な顧客管理に必要な事項

内部管理部門の責任者は、営業員管理に関する以下の事項を記載した社内規程等を策定し、取締役会等の承認を受け、役職員に周知を図っているか。

- イ 外務員登録に関する事項
- ロ 顧客への説明に関する事項
- ハ 禁止行為に関する事項（特に適合性及び不公正取引に関する事項）
- ニ 不祥事等発生時の報告及び処理に関する事項
- ホ 役職員個人の金融商品取引に関する事項
- ヘ 社内処分に関する事項
- ト その他、適切な営業員管理に必要な事項

内部管理部門の責任者は、営業部門等の内部管理担当者に、上記各体制の社内規程等に基づいた適切な管理を行う権限と責任を付与し、問題が生じた場合の内部管理部門への報告体制を整備しているか。また、これらの体制の実効性を監視、

検証し、社内規程等を含む各体制の必要な見直しを図っているか。

内部管理部門の責任者は、上記のほか、業務に関する帳簿書類や開示資料、当局への報告、届出資料など、法令等で求められる各種管理業務について、適切に管理、機能するための体制を整備しているか。

(4) 業務運営状況

営業員が商品特性等を把握した上で顧客に対し十分な説明を行っていることについて確認する体制となっているか。

内部管理部門は、取引開設にあたり、顧客の資力及び取引内容など適合性の原則の観点から厳正な審査を行っているか。

(5) 顧客とのトラブル処理態勢の整備

取締役会等は、顧客とのトラブルを放置することが役職員による横領や損失補てんなどの不祥事につながるおそれのあることを十分認識し、トラブルが発生した場合の対応を行う部門や処理手続きを明確に定めるなど、迅速かつ適切に処理・対応が行われる体制を整備しているか。

研修等により、顧客からの苦情を抱え込まないよう職員を指導しているか。

トラブルの対応を行う部門は、営業部門等の内部管理担当者に対し、各営業員が抱える顧客とのトラブル把握に努め、速やかにトラブルの対応を行う部門に報告するよう指導しているか。

トラブルの対応を行う部門は、顧客からの申し出内容、調査内容及び処理状況等を詳細に記録し、後日、検証が可能となるよう適切に保存しているか。

(6) 電子取引

取締役等の認識及び役割

イ 取締役等は、電子取引の特性等を理解し、電子取引に取り組む場合に対処すべき事項について十分認識しているか。

ロ 取締役等は、非対面取引では販売・勧誘時の説明・情報提供やトラブル対応、第三者の関与等に関する問題が特に顕在化する可能性があることなど、電子取引のリスクの所在を理解し、当該リスク管理の重要性を認識しているか。特に担当取締役は深い理解と認識を有しているか。

ハ 電子取引においても、通常の対面取引と同様に法令等を遵守する体制を構築しているか。

ニ 取締役等は、電子取引に係る取組み方針を明確にしているか。また、取組み方針は自社の経営計画に沿っているか。

ホ 取組み方針の策定に当たっては、提供するサービス内容について、電子取引

の機械環境（システムの規模）を勘案しているか。

へ 取組み方針において、電子取引の特性等を勘案した内部管理及び法令等遵守が必要なことを明らかにしているか。

ト 自社の業務の状況等（例えば、会社の概況、組織に関する事項及び財産の状況等）をホームページに掲載しているか。

電子取引を担当する管理者は、電子取引の特性等を理解し、その特性等に応じた管理等の必要性を認識した上で、各部門の内部管理担当者に当該内容を理解・認識させるための適切な方策を講じているか。また、システム障害等が発生した場合のバックアップ体制や対応策、当局への報告等について適切な方策を講じているか。例えば、顧客数と比較して顧客の問い合わせに十分対応可能な人員をコールセンター等に配置しているか。

電子取引を担当する責任者は、電子取引の非対面性及び非書面性の特性等に留意した内容の社内規程を整備し、取締役会等の承認を得ているか。

電子取引を担当する責任者は、役職員、特に電子取引の事務に携わる者に社内規程の内容を周知徹底しているか。

電子取引業務の運営に当たっては、電子取引に精通した者を内部管理担当者とするなど適切な人材配置を行っているか。

トラブルの対応を行う部門は、苦情等の申出の内容について、システム上の問題により、顧客の取引に重大な影響を与えるものが含まれていないかの検討を行っているか。

システム障害等の顧客の取引に重大な影響を与える情報を迅速かつ正確に顧客に連絡できる体制となっているか。

役職員に電子取引に関する特有の事務、システム、トラブル及び法令等についての研修等を行う体制となっているか。

業務精通者（管理部門を含む。）の養成のための研修体系等を確立しているか。

電子取引業務に係るコールセンターの職員等に対しても、法令等や電子取引に関する知識の習得や研さんのための研修等を実施しているか。

電子取引と電話等による情報提供や対面取引が併用されている場合には、通常の対面取引の顧客管理システムを併せて採用しているか。

2. リスク管理態勢

(1) 取締役等の認識及び役割

代表取締役及び取締役会は、リスク管理を軽視することが、財務の健全性を損うとともに、企業の信用失墜（レピュテーション）につながり、会社の経営に重

大な影響を与えることを十分認識しているか。

取締役会は、会社としてどの程度の収益を目標とし、どの程度のリスクをとるのか、といった戦略目標を明確に定めているか。また、営業部門等の戦略目標は、収益確保を優先するあまり、リスク管理を軽視したものとなっていないか。加えて、当該目標が組織内で周知されているか。特に、適切なリスク管理を行わないまま、短期的な収益確保を優先した目標の設定や当該目標を反映した報酬体系の設定を行っていないか。

取締役会等は、戦略目標を踏まえてリスク管理の方針を明確に定めているか。また、リスク管理の方針が組織内で周知されるよう、適切な方策を講じているか。加えて取締役会等は、リスク管理の方針を定期的に、あるいは戦略目標に変更が生じた場合など必要に応じて随時に見直しているか。

担当取締役は、リスクの所在及びリスクの種類・特性を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法を理解するとともに、リスク管理の重要性を認識し、適正なリスク管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。

取締役会は、自社が抱えるリスクの種類を明確に把握し、必要なリスク管理態勢を構築しているか。

取締役会は、リスクの種類ごとに管理を行う体制を整備するとともに、全てのリスクを統合して管理できる体制を整備しているか。また、例えば営業部門等とリスク管理部門を分離するなど相互牽制等の機能が十分発揮されるような体制となっているか。加えて組織体制については、必要に応じ随時見直し、戦略目標の変更やリスク管理手法の発達にあわせて改善を図っているか。

取締役会等は、定期的にリスクの状況の報告を受けているか。また、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に反映・活用しているか。

取締役会等は、適切なリスク管理を行うため、業務に精通した人材の育成、専任者の配置、その陣容及び人事管理等についての方針を明確に定めているか。

取締役会等は、リスク管理部門の権限と責任の明確化を図り、適切なリスク管理を行うための組織体制の整備、見直し及び人員配置等を行う体制を構築しているか。

監査役は、リスク管理に関する取締役会等に必ず出席しているか。

(2) リスク管理手法及び規程の整備

リスク管理部門の責任者は、リスク管理の方針に沿って、リスクの種類に応じた測定・モニタリング・管理等の手法を構築し、適切なリスク管理のための社内規程を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。また、必要に応じて、リスク管理の方針及びリスク管理のための規程を適時適切に改善するように努めて

いるか。

リスク管理手法や社内規程の内容は、営業部門等の戦略目標、あるいは、取り扱っている業務や商品の内容からみて適切なものとなっているか。また、リスク管理業務が日常業務の一部となっているか。

リスク管理のための社内規程には、手続き、権限、必要書類及び緊急時の対応策など、各業務の遂行方法を定めているか。また、リスク管理部門は、職員が社内規程を遵守しているかを検証しているか。

(3) リスク管理部門の責任者の認識及び役割

リスク管理部門の責任者は、リスク管理の重要性を認識し、その所在及び種類・特性を正確に把握しているか。また、営業部門等ごとにリスク管理担当者を配置した場合には、リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について、当該営業部門等ごとに配置したリスク管理担当者に理解・認識させるよう、適切な方策を講じているか。

リスク管理部門の責任者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための社内規程に沿って、適切なリスク管理を行うための体制整備を図っているか。

リスク管理部門の責任者は、リスク管理手法や組織の有効性を適時適切に検証するとともに、市場の変化やリスク量の増大、取り扱う商品の複雑化・多様化等にあわせて、必要に応じ、リスク管理手法を見直しているか。

リスク管理部門の責任者は、営業部門等における業務の種類や取扱商品を常に把握し、継続的なリスクの特定と適切な管理手法を構築するための施策を講じているか。特に、新規の業務に取り組む場合や新規の商品の取扱いを開始する場合には、リスクを特定し、管理に必要なインフラを整備するなど事前に十分な検討・対策を講じているか。なお、特定されたリスクが管理不可能なリスクであった場合には、業務や取扱商品の見直し等を判断し、実行しているか。

リスク管理部門の責任者は、取締役会等で定められた方針に基づき、リスク管理担当者の能力を向上させるための研修体制を整備するなど、専門性を持った人材の育成を行っているか。なお、社内においてリスク管理を重視するとの考え方が浸透するよう、適切な方策を講じているか。

(4) リスク管理部門の独立性

取締役等は、リスク管理部門の役職員に営業部門等の業務を行わせるなど、利益相反の関係が生じ得る体制を構築していないか。また、他の取締役又は監査役は、このような体制が構築されないよう、十分な監視を行っているか。

リスク管理部門は、営業部門等からの影響を受けることなく、リスク管理の方針及びリスク管理のための社内規程に基づき、組織全体のリスク管理態勢の設

計・管理の状況を含めたリスク情報について、定期的に又は必要に応じて随時、代表取締役及び取締役会等に報告しているか。

リスク管理部門は、経営に重大な影響を与えるリスク情報を網羅するとともに、代表取締役及び取締役会等が適切に評価及び判断できるように分かりやすく、かつ正確に報告しているか。

リスク管理部門の担当取締役が営業部門等を兼務するなど、独立性を阻害するおそれのある体制が構築されていないか。なお、リスク管理部門が営業部門等から独立していない場合及びリスク管理部門の担当取締役が営業部門等の取締役と兼務している場合にも、その体制のあり方は十分に合理的であるか、適切なリスク管理を行うための牽制機能は働いているか。

リスク管理部門は、営業部門等への指示事項が適切に実行されているかなどの検証を行っているか。

3. 事務リスク管理態勢

(1) 取締役等の認識及び役割

取締役等は、全ての業務に事務リスクが存在することを理解し、事務リスクを軽減することの重要性を認識した上で、適切な方策を講じているか。また、外部に委託した業務に関する不祥事等であっても、顧客に対しては責任を免れない可能性があることを十分認識して適切な方策を講じているか。

取締役等は、不祥事等、その他の不適切な業務運営により、訴訟や批判的風評を招き、信用失墜等の不利益を被るおそれがあることを認識し、適切な方策を講じているか。特に、誤発注が生じた場合、多額の資金調達を要したり、多額の損失が生じる可能性があることを十分認識しているか。

取締役会等は、業務の一部を外部に委託する場合、これにより生じ得るリスクの種類、程度を十分理解し、これを管理するための適切な方策を講じているか。また、委託先の選定や委託契約の内容等により、リスクの種類や程度が異なることを理解した上で、具体的な対応策を検討しているか。

(2) 管理体制の整備

リスク管理部門の責任者は、事務リスクを軽減することの重要性を認識し、他の部門等に事務リスク軽減の重要性及び軽減のための方策を認識させるなど、適切な方策を講じているか。また、事務リスクを把握するに当たっては、業務上の損失の潜在的規模や発生可能性等を分析し、例えば、予想損失額を計量化するなど、リスクを適切に評価しているか。

事務部門は、業務内容についての分析を行い、事務リスクの所在を確定し、そのリスクを軽減するような社内規程等を整備しているか。また、事務処理ミス等が生じた場合に備えた規程を整備しているか。特に、誤発注に関しては、注文発注時にシステム上の制限や確認手続きを設けるなど、誤発注を極力発生させない対策を講じるとともに、発生した場合の取り消し手続きや解消方法、資金調達手段など、リスクを軽減するための具体的な対応策を策定し、役職員への周知を図っているか。

外部に委託している業務についてリスク管理が十分できるような体制(リスクの認識・評価・報告体制及び是正等)を契約等によって構築しているか。

リスク管理業務の従事者は、社内規程等の遵守状況やリスクが内在する業務の適切性についてチェックを行っているか。

精査・検印担当者自身が業務に追われ、形式的、表面的なものとならないよう、精査・検印の実効性を確保するための方策を講じているか。

社内規程外の取扱いを行う場合には、事務部門及び関係業務部門と連携の上、必ず内部管理部門の指示等に基づいた処理をしているか。

4 . システムリスク管理態勢

(1) システムリスクに対する認識等

業務基盤がシステムにより担われている金融商品取引業者にあっては、取締役会等において、システムの特長や業務における利用環境及びシステム運用環境等より想定されるリスクの種類と所在を認識し、リスクが顕在化した際の影響を把握するとともに、影響度に応じた管理方針を定めているか。

(2) 適切なシステムリスク管理態勢の確立

システム管理部門の責任者は、システム運営上の損失の潜在的規模や発生可能性等を分析し、例えば、予想損失額を計量化するなど、システムリスクを適切に評価しているか。

取締役会等は、会社が認識しているリスクについて、具体的な対応部署及びその役割と責任を定め、適切な要員を割当てるとともに、定期的又は随時に、管理状況等の報告を受ける体制を構築しているか。

システム管理部門の責任者は、会社が認識しているリスクについて、具体的な管理基準や手順等を定めた管理規程を策定し取締役会等の承認を受けるとともに、対応部署の役割と責任において適切な管理を行う体制を整備しているか。

取締役会等は、会社が認識しているリスクに係る問題点を把握するための報告

体制を整備し、適切な意思決定等を行うための指針を定め、これに沿った迅速な対応を図る体制を整備しているか。

取締役会等は、会社を取り巻く環境の変化に応じ、リスクの再評価とこれに対応するための適切な組織（役割と責任及び人員）、管理規程等を適宜見直すことにより、実効性が維持される体制を構築しているか。

(3) 安全対策の整備

システムの運用及び保守管理体制の整備

イ システム管理部門の責任者は、業務基盤となるシステムが安全かつ安定的に稼動するために、その阻害要因となるリスクの種類と所在を把握し、リスクを顕在化させない、又は、顕在化した際にその影響を最小限に留めるための管理方針を定めているか。

ロ システム管理部門の責任者は、上記の管理方針に基づく安全管理基準を定め、予防保全の観点から定期的なシステムの点検を実施しているか。また、その記録を残しているか。

ハ システム管理部門の責任者は、上記の管理方針に基づき、システム管理部門の役割と責任を明確にし、（ハード、ソフト、データ及びネットワーク等に係る）必要な知識及び技術を有した要員を安全管理者として割当て、管理体制を統制しているか。適切な要員が在籍していない場合は、外部の専門家を活用する等の方策を採り、実効性のある体制を整えているか。

ニ 安全管理に必要な点検項目や手順等については、社内規程やマニュアルとして定めるとともに、実効性を図るとの観点から、適宜、必要な見直しを行っているか。

ホ 安全管理のための点検が社内規程やマニュアル等に基づき定期的（年次、四半期、月次及び日次等）に実施されており、点検の状況や結果についての記録を保存することにより、その内容を事後的に検証する等の方策がとられているか。

システムの企画及び開発管理体制の整備

イ システムの企画に際しては、経営計画及び組織の基本方針を踏まえ、システム活用の目的が明確にされているか。

ロ システム計画については、取締役会等における組織の意思決定の手順に則り、承認されているか。承認に際しては、意思決定に必要な情報（期待される効果、導入時期、導入に伴うリスク及び必要なリソース（投資額及び組織体制）等）が明示され、取締役会等の十分な理解と必要な議論・検討が行える手順が取られているか。

ハ システムの企画及び開発部門のみならず、利用部門も参画した推進体制が整

備されているか。また、システムに関する知識及び技術を有する要員及びシステム化対象業務に精通した要員が参画しているか。適切な要員が在籍していない場合は、外部の専門家を活用する等の方策を採り、実効性のある体制を整えているか。

ニ システム仕様の確認及び決定、受入テストの実施及び検証にはシステムの利用部門が関与しているか。

ホ システムの企画及び開発における成果物について標準を定め、その確認方法や手順、判断基準等を開発基準書として文書化し、関係者へ周知徹底しているか。

ヘ システム企画においては、システムの導入に伴う業務への影響を認識し、導入後に混乱が生じないように導入計画が検討されているか。また、導入時期は、営業を優先した無理なスケジュールとしていないか。更に、運用や保守についても検討されているか。

ト 開発するシステムの特性を考慮し、開発に伴い想定されるリスクを認識し、開発工程における管理項目として、開発中、継続的な状況把握を行える仕組みを設けているか。また、認識しているリスクの顕在化を想定した検討体制や意思決定手順など、対応方針が明確にされているか。

チ システムの設計に際しては、想定される利用環境及び業務における重要度を勘案し、移植性、信頼性、効率性、使用性、検証性、理解容易性、変更容易性等の品質特性を検討し、確保すべき品質が明確にされているか。また、その品質を確保するための方策を検討するなど、実現可能な開発体制が整備されているか。

リ 新技術の採用に際しては、採用実績等や懸念されるリスクを認識しているか。また、普及安定期に入った技術に関しては、システム納入ベンダーのサポート期間や陳腐化リスクについても考慮しているか。

ヌ 開発及び予算の進捗状況、また、各工程における品質の状況に関する報告体制を明確にし、適切な情報収集と必要な対応ができる体制を構築しているか。

(4) システム統合

取締役会等は、システム統合リスクについて十分認識し、そのリスク管理態勢を整備するとともに、必要な情報について役職員への周知徹底を図っているか。

テスト体制を整備しているか。また、テスト計画はシステム統合に伴う開発内容に適合したものとなっているか。

業務を外部委託する場合であっても、会社自らが関与する体制を構築しているか。

システム統合に係る重要事項の判断に際して、システム監査人等外部の専門家

等による評価を活用しているか。

不測の事態に対応するため、コンティンジェンシープラン等を整備しているか。

(5) 障害発生時の対応

障害等の発生に備え、公益又は投資者保護の観点から速やかな復旧が図られるよう、復旧手順及び方策について標準化を図っているか。また、障害等の発生を想定した業務の継続や復旧作業の訓練を行うなど、実効性のあるものとなっているか。

システム障害等発生時に適切かつ速やかな対応が行えるよう、システムに精通した要員を育成し、かつ、必要な際の連絡手段を確保しているか。

システム障害等発生時に、顧客に無用な混乱を生じさせないため、情報の開示範囲や基準に加え、必要な手順及び手段等を定めているか。

会社にシステムに精通した要員が在籍していない場合は、システム納入ベンダー等との間に必要な保守契約を締結する等の方策を講じているか。

システム障害の内容を記録し、定期的に又は必要に応じて随時に、システム納入ベンダー等の専門家を交え、障害の根本的な原因の究明及び対策について検討し、抜本的な改善を図ることにより再発防止に努めているか。

障害発生時や復旧時及び原因解明時等において、速やかに当局に報告する体制が整備されているか。

(6) コンティンジェンシープラン

障害の発生を想定し、復旧の必要性及び緊急性を考慮して全ての業務に優先度を定めるとともに、障害の程度や原因等に応じた目標復旧時間や復旧手順及び方策を明示しているか。

非常事態の定義、意思決定の手順及び意思決定者不在の時の代替者の責任と役割等を明確にしているか。

障害発生を想定した定期的な訓練等によりコンティンジェンシープランの実効性に係る検証を行っているか。

会社を取り巻く環境の変化や組織の変更、要員の異動等をコンティンジェンシープランに反映させるよう、適宜、必要な見直しを図っているか。

非常事態発生時の顧客に対する情報の開示について、手順や手段等を定めているか。

大規模地震等の広域災害を考慮し、役職員の安否確認の方法と手順を策定しているか。また、オフィス等の設備が利用できない場合の業務継続について考慮しているか。

(7) 外部委託先管理

外部委託に係る管理体制

- イ 業務委託を行う目的及び効果を明確にしているか。
- ロ 業務委託を行うことによるリスクを認識し必要な対応を検討しているか。
- ハ 業務委託を行う対象業務、会社の役割と責任、対応部署及び管理責任者を明確にしているか。

業者評価基準と定期的評価

- イ 委託先の選定基準を定め、リスク管理の観点から当該基準に基づく選定が行われているか。
- ロ 委託先の評価基準を定め、リスク管理の観点から当該基準に基づく評価が行われているか。また、委託業務の内容を分析し、問題がある場合は必要な対応を行っているか。

委託先との契約

業務委託を行うことによるリスクを認識し、契約において機密保持、再委託条項、監査権限、サービスレベル及び紛争解決方法等を明確に定めているか。

委託業務の管理

- イ 委託先における事故、不正等の防止及び機密保持等の対策の実施状況を会社として把握し、必要な措置を講じているか。
- ロ 運用及び保守に係る業務委託については、契約で定めたサービスレベルが保障されていることを会社として確認しているか。
- ハ 開発に係る業務委託については、
 - a. 利用部門の承認を得た要求仕様を書面にて明確に定義し、委託先へ提示しているか。
 - b. 品質及び進捗状況を把握し、必要な対策を講じているか。
 - c. 利用部門が受入テストに参加し、検収条件を定めるなど品質を確認しているか。

(8) システム監査

システム監査の実施

- イ システム部門から独立した内部監査部門を設置し、システムに精通した監査要員による定期的なシステム監査を行っているか。
- ロ 会社組織内部にシステムに精通した監査要員が在籍していない場合は、外部の専門家を活用する等により、システム監査を実施しているか。なお、外部の専門家を活用する場合にも、会社が認識しているシステムリスクに関する問題点の洗い出しと、継続的に改善を図るとの目的が達成できる監査体制としているか。

ハ 会社が認識しているシステムリスクに基づき、監査の重点項目や監査計画を定め、これに沿った適切な監査を実施しているか。

ニ システム監査に係る基準を設け、会社が認識しているシステムリスクの種類と所在に応じた監査手法を確立し、実効性がある監査を行っているか。

ホ 監査の対象は、会社が認識しているシステムリスクに係る業務全般をカバーしているか。また、会社の認識漏れ等についても検証しているか。更に、監査結果が速やかに取締役会等に報告される体制を整備しているか。

問題点の是正

取締役会等は、監査結果の報告により把握した問題点についての対応指針を定め、是正のために必要な意思決定を行い、対応部署に必要な指示を行っているか。

5 . 監査等態勢

内部監査部門は、営業部門等が作成した自主点検等の実施要領等を確認しているか。

営業部門等自身による自主点検等は、実施要領等に基づき、実効性ある検査を実施しているか。

営業部門等は、自主点検等の結果等（事務処理ミスの頻度、重要性、原因、改善策及び改善結果等を含む。）について、内部管理部門等に対して、定期的かつ必要に応じて報告するとともに、経営に重大な影響を与えるような問題については、必要に応じ、取締役会等に報告する体制を整備しているか。

監査対象は、電子取引業務全体を監査対象としているか。内部監査の対象とできない外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等における管理状況等を監査対象としているか。

6 . 個人業者

第二種金融商品取引業を営む個人の場合、上記各項目（共通項目を含む。）の態勢に関する適用は、十分な問題意識を持った必要な措置、判断等による営業を行っているかとの観点からの確認を要するものとする。

経営者は、営業保証金を契約により供託しない場合であっても、命令により、直ちに供託する必要があることを理解しているか。

経営者は、事務処理ミスや訴訟等により生じる損失の額が営業保証金の額を超える場合であっても、適切に債務を弁済する方策を検討しているか。

- 1 - 4 態勢編・投資助言・代理業者

投資助言・代理業者の態勢に関する検査は、有価証券の価値等につき顧客に助言を行う法人又は個人が、法令等に基づき、投資助言・代理業者にふさわしい業務運営を行う態勢を構築しているかについて実態を把握することを目的とする。

1. 内部管理態勢

取締役等は、法令等を遵守することが顧客の信頼の維持、向上に資するものであることを理解し、適切な業務運営に努めているか。

取締役等は、勧誘状況や助言内容を検証する体制を構築しているか。

内部管理部門の責任者は、投資者保護の観点から、以下の体制を整備しているか。

- イ 広告や勧誘資料等の審査を行うための体制
- ロ 特定投資家である顧客を特定するための体制
- ハ 契約締結前の書面の交付状況を検証するための体制
- ニ 契約締結時等の書面の交付状況を検証するための体制
- ホ 適正な苦情処理等を行う体制
- ヘ 弊害防止措置を遵守するための体制
- ト その他、適切な業務を遂行するための体制

内部管理部門の責任者は、上記体制の整備に当たっては、社内規程や管理マニュアル等を策定し取締役会等の承認を受けるとともに、各体制を管理する責任者を定めその権限と責任の明確化を図っているか。

内部管理部門の責任者は、顧客管理に関する以下の事項を記載した社内規程等を策定し、取締役会等の承認を受け、役職員に周知を図っているか。

- イ 顧客属性の把握に関する事項
- ロ 疑わしい取引等に関する事項
- ハ 個人情報保護に関する事項
- ニ その他、適切な顧客管理に必要な事項

内部管理部門の責任者は、営業員管理に関する以下の事項を記載した社内規程等を策定し、取締役会等の承認を受け、役職員に周知を図っているか。

- イ クーリングオフに関する事項
- ロ 金融商品の選定（適合性）に関する事項
- ハ 勧誘及び契約の締結・解除等に関する事項
- ニ 代理・媒介業務に関する事項

ホ 不祥事等発生時の報告及び処理に関する事項

ヘ 役職員個人の金融商品取引に関する事項

ト 社内処分に関する事項

チ その他、適切な営業員管理に必要な事項

内部管理部門の責任者は、上記体制の実効性を監視、検証し、社内規程等を含む各体制の必要な見直しを図っているか。また、法令等に違反する行為が認められた場合には、責任の明確化を図るとともに、再発防止策等の適切な措置を講じているか。

内部管理部門の責任者は、上記のほか、業務に関する帳簿書類や開示資料、当局への報告、届出資料など、法令等で求められる各種管理業務について、適切に管理、機能するための体制を整備しているか。

2. 個人業者等

投資助言・代理業を営む個人の場合、上記各項目（共通事項を含む。）の態勢に関する適用は、十分な問題意識を持った必要な措置、判断による営業を行っているかとの観点からの確認を要するものとする。

経営者は、営業保証金を契約により供託しない場合であっても、命令により、直ちに供託する必要があることを理解しているか。

経営者は、訴訟等により生じる損失の額が営業保証金の額を超える場合であっても、適切に債務を弁済する方策を検討しているか。

- 1 - 5 態勢編・投資運用業者

投資運用業者の態勢に関する検査は、投資運用業者が忠実かつ善良な管理者の注意を払って、権利者のために適切な運用を行っているか等を確認するとともに、いわゆるファンドを含む集団投資スキーム等の実態を把握することを目的とする。

1. 内部管理態勢

(1) 取締役等の認識及び役割

代表取締役は、内部管理部門の責任者と密接な連携を図り、内部管理に関する重要情報を把握するシステムを構築しているか。また、内部管理部門の責任者は、営業部門等に所属する内部管理担当者との連絡・報告体制を確立し、内部管理に関する情報を網羅的に把握するためのシステムを構築しているか。さらに、これらの体制の明確化と役職員への周知を図るとともに、その機能の実効性について検証しているか。

取締役会等は、投資信託の設定あるいは投資一任契約の締結等に当たり、自社及び再委託先等の運用能力等を的確に把握しているか。

取締役は、

- イ 投資運用業を営むに当たり、法令等を遵守することが権利者の信頼の維持・向上に資するものであることを理解しているか。
- ロ 投資運用業を営むに当たっては、利益相反取引の排除や不公正取引の未然防止に取り組む義務を有することを認識しているか。

取締役会は、

- イ 投資運用業者が金融商品市場の担い手として重要な役割を果たす責務を有することに鑑み、その信頼を維持するための運用の適切性確保、不公正取引の未然防止等に関する基本方針を明確に定めているか。
- ロ 基本方針が組織内で周知徹底されるような方策を講じているか。
- ハ 海外の権利者に係る資産運用であっても、金融商品取引法が適用されることを認識しているか。

取締役は、運用の再委託など、その業務の一部を外部に委託する場合においても、委託者としての責任は投資運用業者に帰することを認識しているか。

取締役会等は、

- イ ファンドマネージャー（運用担当者）やトレーダー（取引執行者）の権限や役割分担の明確化等による利益相反行為を防止するための組織体制を整備しているか。
- ロ 格付け等の投資対象商品に関する必要な情報を適切に入手できる体制を整

備しているか。

八 運用に係る苦情等を集約し、運用の適正性をチェックする体制を整備しているか。

取締役会等は、定期的に運用管理の状況に係る報告を受ける体制を整備しているか。

代表取締役は、定期的な状況報告のほかに必要に応じて随時に、運用管理の状況報告を受けているか。

[不動産投資信託等]

取締役会は、不動産投資信託等が権利者の資金を主として不動産等に投資し、その運用の成果を分配するものであることに鑑み、運用の適正性の確保を通じ、投資者保護を図ることの重要性を理解しているか。

取締役会は投資信託約款等に明示した不動産等の評価方法及び評価基準をチェックする体制を整備しているか。

取締役会は、権利者に対し不動産等に係る情報開示の必要性を十分に理解し、権利者の投資判断を誤らせないように適時に詳細な情報提供に係る方針を明確に定めるとともに情報開示に係る体制を整備しているか。

取締役会は、不動産等を投資対象とした運用に係わる基本方針を明確に定めているか。

基本方針は経済環境の変化及び不動産市況の変化に応じて見直しを行っているか。

取締役会等は、基本方針に基づき、個別不動産等の運用方針を策定しているか。

[ファンド運用]

組合員等の総意を受けて事業を執行する者は、ファンドの運用に係る費用や報酬等の計算方法及び配分方法、ファンドの併合等による権利の再配分方法など、運用財産に影響が生じる事項につき、権利者に十分な説明を行う義務を有することを認識しているか。

組合員等の総意を受けて事業を執行する者は、事務処理ミス等による損失をファンドの運用財産から拠出する場合、忠実義務に違反する可能性があることを認識しているか。

[投資法人]

投資法人の役員会は、監督役員と利害関係を有する金融商品取引業者への業務委託が禁止されていることを認識するとともに、これに該当する者を的確に把握しているか。

投資法人の執行役員又は役員会は、業務委託を行った投資運用業者から、適切な資料の交付及び十分な説明を受けているか。

(2) ディスクロージャー

取締役会は、ディスクロージャーの正確性を担保するため、担当部門及び管理者を定める等の組織体制を整備しているか。

取締役会は、担当部門がディスクロージャー資料を作成するに当たり関係各部の協力を得やすい体制を整えているか。

取締役は、ディスクロージャー資料が権利者の投資判断を決定する基礎であることを理解したうえで、当該資料の重要性を認識しているか。

取締役はディスクロージャーに係る法令上の規制を理解しているか。

投資信託のディスクロージャーについては、権利者に、わかりやすく誤解を与えないようなディスクロージャーをタイムリーに提供するように努めているか。

法令等に定める情報開示の趣旨を十分踏まえて適切に開示を行う体制を確立しているか。

ディスクロージャー担当部門のみでなく、内部管理部門もディスクロージャー資料が法令等に則って作成されていることを検証しているか。必要に応じて、法律事務所等を活用しているか。

(3) 社内規程

投資運用部門の責任者は、運用に係る重要事項の社内規程、運用結果に係る検証規程、運用資産の評価に係る社内規程及び運用プロセスに即した運用体制整備のための社内規程等を整備しているか。

資産運用に関してベンチマークを採用している場合には、当該ベンチマークを権利者へ説明するなどの社内規程等を整備しているか。

内部管理部門の責任者は、適切な運用管理を実行するために必要に応じ、次のような社内規程を定め、取締役会等の承認を得ているか。また、組織体制の変更等があった場合には速やかに社内規程を変更し、社内に周知徹底しているか。

イ 資金特性に合致した運用方針、投資判断の合理性の確保のための社内規程

ロ 取引執行能力、情報提供力等を勘案した発注先選定（評価）基準の策定等の
売買執行に係る管理規程

ハ いわゆる一括発注等における取得した資産及び取引コスト等の配分を行うための社内規程

ニ 不公正な価格形成や法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正取引の未然防止のための社内規程

ホ 新規公開株式等の適正配分のための規程

ヘ 運用財産の運用の再委託等について権利者に対し十分な情報の開示等を行うための社内規程

ト 役職員個人の金融商品取引に関する社内規程

- チ 株主優待物の処理方法に関する社内規程
- リ その他、交付書面に関する事項、弊害防止措置の遵守及び運用財産相互間取引をはじめとした利益相反行為の防止等に関する事項など、法令等遵守に関する社内規程
- ヌ 不祥事等発生時の報告及び処理に関する社内規程
- ル 社内処分に関する社内規程

[不動産投資信託等]

運用の基本方針に則ってポートフォリオ、デューディリジェンス及びコンプライアンス等を考慮した上で不動産等の取得・売却を行うことを社内規程に明記しているか。

内部管理部門の責任者は、適切な運用管理を実行するために必要に応じ、次のような社内規程を定め、取締役会等の承認を得ているか。また、組織体制の変更等があった場合には速やかに社内規程を変更し、役職員に周知徹底しているか。

- イ 不動産の長期修繕計画、減価償却及び耐用年数の決定に係る社内規程
- ロ 資産管理計画書の保存及び権利者への縦覧に係る社内規程
- ハ 権利者の投資判断に必要な情報を適正に開示するための社内規程

(4) 基準価額管理

基準価額の計算において適切なシステムサポートを行っているか。

システムサポートが行われている場合には、プログラムの内容が法令等に準拠していることを検証するほか、必要に応じレビューしているか。

システムは運用財産の運用スキームに対応出来るものとなっているか。

基準価額に著しい変動がある場合にはその原因を把握するとともに、法令等に違反する事実が発見された場合には、内部管理部門及び必要に応じて取締役会等へ報告しているか。

基準価額を管理する者は、日々、正確な基準価額を算出するために必要な検証を行うなど、適切な管理を行っているか。

誤った基準価額を算出した場合の対応策をあらかじめ策定しているか。

(5) 運用管理態勢

運用状況を管理する者は、運用管理の重要性を認識し、かつ、営業部門等に配置した内部管理担当者に当該内容を理解・認識させるような適切な方策を講じているか。

運用状況を管理する者は、

- イ 自らの責任のもと、適切な運用管理を行っているか。
- ロ 運用において重大な異常が認められた場合には、内部管理部門の責任者と連

絡をとりつつ、直ちに取締役会及び必要に応じて代表取締役にその旨報告する体制を整備しているか。また、原因の究明や対処方針を検討し、速やかに必要な措置を講じる体制を構築しているか。

八 定期的に運用管理の実施状況について、取締役会等へ報告しているか。

組入資産の正確な評価を行うための社内体制が整備されているか。特に、組入資産に非上場の株式・債券等が組み入れられている場合、適正な時価を把握する体制を整備しているか。

金融機関等を通じた運用を行っている場合には、金融機関と定期的に残高照合を行い、差異が生じた場合には、直ちにその原因を究明するとともに、必要に応じて取締役会等へ報告する等の体制を整備しているか。

(6) 不動産運用管理態勢

運用状況を管理する者は、不動産等の管理状況や取引の正当性を検証し、定期的に取締役会等へ報告を行っているか。

投資運用部門は、

イ 資産管理計画書に基づき管理を行っているか。

ロ 不動産等の管理会社の選定・監督を適切に行っているか。

ハ 不動産等の賃貸契約の締結を適切に行うあるいは適切に行われていることをチェックしているか。

ニ 不動産等の修繕等の工事発注を適切に行うあるいは適切に行われていることをチェックしているか。

ホ 不動産等の保険契約の更新を適切に行うあるいは適切に行われていることをチェックしているか。

不動産等の評価に当たっては、利害関係のない複数の不動産鑑定士による鑑定を受けるなど、公正性を確保するための措置を講じているか。

親法人等又は子法人等が保有する不動産等を取得する場合において、取得の妥当性を検証するとともに、当該不動産の対価の決定について適正性が確保される態勢となっているか。

個別不動産投信等の資産管理計画書については、自主規制機関のルール等に準じて適切に作成されているか。

投資運用部門は、不動産投資リスクの種類及び程度を把握しているか。

投資運用部門は、不動産等を取得する場合において、不動産等の投資の採算性（投資利回り等）、投資の適格性（ポートフォリオ、デューディリジェンス、コンプライアンス等）について適切に調査しているか。また、取得後においても、それらについて定期的かつ必要に応じて調査しているか。

投資運用部門は、投資基準に適合しなくなった不動産等がある場合には、入

替・売却等について検討しているか。なお、投資基準に適合しなくなった不動産の取り扱いについては、運用リスク管理部門のチェックを受けているか。

投資運用部門は、定期的かつ必要に応じ不動産投資リスクの状況を運用リスク管理部門等必要な部門に報告しているか。

投資運用部門は、投資基準に適合しなくなった不動産の状況について、定期的かつ必要に応じ取締役会等へ報告を行っているか。

(7) 運用の再委託管理

再委託先等の選定に当たっては運用実績の優位性、信用力及び運用・資産管理体制の状況を確認するほか、再委託先等から運用内容に関する十分な情報開示を求めているか。

運用の再委託等を行う場合には、運営状況について権利者に対し説明を行い得るものとなっているか。

再委託先等との契約締結に際しては、当該契約の遂行に伴って生じる再委託先等の責任の範囲、その他紛争の防止や適正処理のために必要な事項について定めているか。

運用の再委託先等に対する指図書類と委託内容に齟齬はないか。また、投資助言・代理業者に発注を行わせていないか。

投資判断が海外拠点等で行われる場合、現地のファンドマネージャーに法令等の理解及び遵守を徹底しているか。

再委託先等の法令等の遵守状況に関し、定期的に内部監査等の実効性のある確認を行っているか。

再委託先等の運用実績に優位性がないにもかかわらず、合理的な理由のないまま契約を継続していないか。

2. リスク管理態勢

(1) 取締役等の認識及び役割

代表取締役及び取締役会は、リスク管理部門を軽視することが、財務の健全性を損うとともに、企業の信用失墜（レピュテーション）につながり、会社の経営に重大な影響を与えることを十分認識しているか。

取締役会は、会社としてどの程度の収益を目標とし、どの程度のリスクをとるのか、といった戦略目標を明確に定めているか。また、各部門の戦略目標は、収益確保を優先するあまり、リスク管理を軽視したものとなっていないか。加えて、当該目標が組織内で周知されているか。特に、適切なリスク管理を行わないまま、

短期的な収益確保を優先した目標の設定や当該目標を反映した報酬体系の設定を行っていないか。

取締役会等は、戦略目標を踏まえてリスク管理の方針を明確に定めているか。また、リスク管理の方針が組織内で周知されるよう、適切な方策を講じているか。加えて取締役会等は、リスク管理の方針を定期的に、あるいは戦略目標に変更が生じた場合など必要に応じて随時に見直しているか。

取締役は、リスクの所在及びリスクの種類・特性を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法を理解し、リスク管理の重要性を認識しているか。

取締役会は、自社が抱えるリスクの種類を明確に把握し、必要なリスク管理体制を構築しているか。

取締役会は、リスクの種類ごとに管理を行う体制を整備するとともに、全てのリスクを統合して管理できる体制を整備しているか。また、例えば営業部門等とリスク管理部門を分離するなど相互牽制等の機能が十分発揮されるような体制となっているか。加えて組織体制については、必要に応じ随時見直し、戦略目標の変更やリスク管理手法の発達にあわせて改善を図っているか。

取締役会等は、定期的にリスクの状況の報告を受けているか。また、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に反映・活用しているか。

取締役会等は、適切なリスク管理を行うため、業務に精通した人材の育成、専任者の配置、その陣容及び人事管理等についての方針を明確に定めているか。

取締役会等は、リスク管理部門の権限と責任の明確化を図り、適切なリスク管理を行うための組織体制の整備、見直し及び人員配置等を行う体制を構築しているか。

取締役会等は、決定した戦略目標及びリスク管理の方針に従い、適切なリスク管理態勢を整備しているか。

監査役は、リスク管理に関する取締役会等に必ず出席しているか。

(2) リスク管理手法及び規程の整備

リスク管理部門の責任者は、リスク管理の方針に沿って、リスクの種類に応じた測定・モニタリング・管理等の手法を構築し、適切なリスク管理のための社内規程を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。また、必要に応じて、リスク管理の方針及びリスク管理のための規程を適時適切に改善するように努めているか。

リスク管理手法や社内規程の内容は、営業部門等の戦略目標、あるいは、取り扱っている業務や商品の内容からみて適切なものとなっているか。また、リスク管理業務が日常業務の一部となっているか。

リスク管理のための社内規程には、手続き、権限、必要書類及び緊急時の対応策など、各業務の遂行方法を定めているか。また、リスク管理部門は、職員が社内規程を遵守しているかを検証しているか。

(3) リスク管理部門の責任者の認識及び役割

リスク管理部門の責任者は、リスク管理の重要性を認識し、その所在及び種類・特性を正確に把握しているか。また、営業部門等ごとにリスク管理担当者を配置した場合には、リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について、当該営業部門等ごとに配置したリスク管理担当者に理解・認識させるよう、適切な方策を講じているか。

リスク管理部門の責任者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための社内規程に沿って、適切なリスク管理を行うための体制整備を図っているか。

リスク管理部門の責任者は、リスク管理手法や組織の有効性を適時適切に検証するとともに、市場の変化やリスク量の増大、取り扱う商品の複雑化・多様化等にあわせて、必要に応じ、リスク管理手法を見直しているか。

リスク管理部門の責任者は、営業部門等における業務の種類や取扱商品を常に把握し、継続的なリスクの特定と適切な管理手法を構築するための施策を講じているか。特に、新規の業務に取り組む場合や新規の商品の取扱いを開始する場合には、リスクを特定し、管理に必要なインフラを整備するなど事前に十分な検討・対策を講じているか。なお、特定されたリスクが管理不可能なリスクであった場合には、業務や取扱商品の見直し等を判断し、実行しているか。

リスク管理部門の責任者は、取締役会等で定められた方針に基づき、リスク管理担当者の能力を向上させるための研修体制を整備するなど、専門性を持った人材の育成を行っているか。なお、社内においてリスク管理を重視するとの考え方が浸透するよう、適切な方策を講じているか。

(4) リスク管理部門の独立性

取締役等は、リスク管理部門の役職員に営業部門等の業務を行わせるなど、利益相反の関係が生じ得る体制を構築していないか。また、他の取締役又は監査役は、このような体制が構築されないよう、十分な監視を行っているか。

リスク管理部門は、営業部門等からの影響を受けることなく、リスク管理の方針及びリスク管理のための社内規程に基づき、組織全体のリスク管理体制の設計・管理の状況を含めたリスク情報について、定期的に又は必要に応じて随時、代表取締役及び取締役会等に報告しているか。

リスク管理部門は、経営に重大な影響を与えるリスク情報を網羅するとともに、代表取締役及び取締役会等が適切に評価及び判断できるように分かりやすく、か

つ正確に報告しているか。

リスク管理部門の担当取締役が営業部門等を兼務するなど、独立性を阻害するおそれのある体制が構築されていないか。なお、リスク管理部門が営業部門等から独立していない場合及びリスク管理部門の担当取締役が営業部門等の取締役と兼務している場合にも、その体制のあり方は十分に合理的であるか、適切なリスク管理を行うための牽制機能は働いているか。

リスク管理部門は、営業部門等への指示事項が適切に実行されているかなどの検証を行っているか。

3. 事務リスク管理態勢

(1) 取締役等の認識及び役割

取締役等は、全ての業務に事務リスクが存在することを理解し、事務リスクを軽減することの重要性を認識した上で、適切な方策を講じているか。また、外部に委託した業務に関する不祥事等であっても、権利者に対しては責任を免れない可能性があることを十分認識して適切な方策を講じているか。

取締役等は、不祥事等、その他の不適切な業務運営により、訴訟や批判的風評を招き、信用失墜等の不利益を被るおそれがあることを認識し、適切な方策を講じているか。

取締役会等は、業務の一部を外部に委託する場合、これにより生じ得るリスクの種類、程度を十分理解し、これを管理するための適切な方策を講じているか。また、委託先の選定や委託契約の内容により、リスクの種類や程度が異なることを理解した上で、具体的な対応策を検討しているか。

(2) 管理体制の整備

リスク管理部門の責任者は、事務リスクを軽減することの重要性を認識し、他の部門等の担当者に事務リスク軽減の重要性及び軽減のための方策を認識させるなど、適切な方策を講じているか。また、事務リスクを把握するに当たっては、業務上の損失の潜在的規模や発生可能性等を分析し、例えば、予想損失額を計量化するなど、リスクを適切に評価しているか。

事務部門は、業務内容についての分析を行い、事務リスクの所在を確定し、そのリスクを軽減するような社内規程等を整備しているか。また、事務処理ミス等が生じた場合に備えた規程を整備しているか。

外部委託業務の計画・実行に当たっては、委託する業務内容・範囲、外部委託先の選定、委託によって新たに生じるリスク等について十分検討しリスク管理の

具体策を策定しているか。

外部に委託している業務についてリスク管理が十分できるような体制(リスクの認識・評価・報告体制及び是正等)を契約等によって構築しているか。

リスク管理業務の従事者は、社内規程等の遵守状況やリスクが内在する業務の適切性についてチェックを行っているか。

精査・検印担当者自身が業務に追われ、形式的、表面的なものとならないよう、精査・検印の実効性を確保するための方策を講じているか。

社内規程外の取扱いを行う場合には、事務部門及び関係業務部門と連携の上、必ず内部管理部門の指示等に基づいた処理をしているか。

4. システムリスク管理態勢

(1) システムリスクに対する認識等

業務基盤がシステムにより担われている金融商品取引業者にあつては、取締役会等において、システムの特長や業務における利用環境及びシステム運用環境等より想定されるリスクの種類と所在を認識し、リスクが顕在化した際の影響を把握するとともに、影響度に応じた管理方針を定めているか。

(2) 適切なシステムリスク管理態勢の確立

システム管理部門の責任者は、システム運営上の損失の潜在的規模や発生可能性等を分析し、例えば、予想損失額を計量化するなど、システムリスクを適切に評価しているか。

取締役会等は、会社が認識しているリスクについて、具体的な対応部署及びその役割と責任を定め、適切な要員を割当てるとともに、定期的又は随時に、管理状況等の報告を受ける体制を構築しているか。

システム管理部門の責任者は、会社が認識しているリスクについて、具体的な管理基準や手順等を定めた管理規程を策定し取締役会等の承認を受けるとともに、対応部署の役割と責任において適切な管理を行う体制を整備しているか。

取締役会等は、会社が認識しているリスクに係る問題点を把握するための報告体制を整備し、適切な意思決定等を行うための指針を定め、これに沿った迅速な対応を図る体制を整備しているか。

取締役会等は、会社を取り巻く環境の変化に応じ、リスクの再評価とこれに対応するための適切な組織(役割と責任及び人員)、管理規程等を適宜見直すことにより、実効性が維持される体制を構築しているか。

(3) 安全対策の整備

システムの運用及び保守管理体制の整備

- イ システム管理部門の責任者は、業務基盤となるシステムが安全かつ安定的に稼動するために、その阻害要因となるリスクの種類と所在を把握し、リスクを顕在化させない、又は、顕在化した際にその影響を最小限に留めるための管理方針を定めているか。
- ロ システム管理部門の責任者は、上記の管理方針に基づく安全管理基準を定め、予防保全の観点から定期的なシステムの点検を実施しているか。また、その記録を残しているか。
- ハ システム管理部門の責任者は、上記の管理方針に基づき、システム管理部門の役割と責任を明確にし、(ハード、ソフト、データ及びネットワーク等に係る)必要な知識及び技術を有した要員を安全管理者として割当て、管理体制を統制しているか。適切な要員が在籍していない場合は、外部の専門家を活用する等の方策を採り、実効性のある体制を整えているか。
- ニ 安全管理に必要な点検項目や手順等については、社内規程やマニュアルとして定めるとともに、実効性を図るとの観点から、適宜、必要な見直しを行っているか。
- ホ 安全管理のための点検が社内規程やマニュアル等に基づき定期的(年次、四半期、月次及び日次等)に実施されており、点検の状況や結果についての記録を保存することにより、その内容を事後的に検証する等の方策を講じているか。

システムの企画及び開発管理体制の整備

- イ システムの企画に際しては、経営計画及び組織の基本方針を踏まえたシステム活用の目的が明確にされているか。
- ロ システム計画については、取締役会等における組織の意思決定の手順に則り、承認されているか。承認に際しては、意思決定に必要な情報(期待される効果、導入時期、導入に伴うリスク及び必要なリソース(投資額及び組織体制)等)が明示され、取締役会等の十分な理解と必要な議論・検討が行える手順が取られているか。
- ハ システムの企画及び開発部門のみならず、利用部門も参画した推進体制が整備されているか。また、システムに関する知識及び技術を有する要員及びシステム化対象業務に精通した要員が参画しているか。適切な要員が在籍していない場合は、外部の専門家を活用する等の方策を採り、実効性のある体制を整えているか。
- ニ システム仕様の確認及び決定、受入テストの実施及び検証にはシステムの利用部門が関与しているか。
- ホ システムの企画及び開発における成果物について標準を定め、その確認方法

や手順、判断基準等を開発基準書として文書化し、関係者へ周知徹底しているか。

へ システム企画においては、システムの導入に伴う業務への影響を認識し、導入後に混乱が生じないように導入計画が検討されているか。また、導入時期は、営業を優先した無理なスケジュールとしていないか。更に、運用や保守についても検討されているか。

ト 開発するシステムの特性を考慮し、開発に伴い想定されるリスクを認識し、開発工程における管理項目として、開発中、継続的な状況把握を行える仕組みを設けているか。また、認識しているリスクの顕在化を想定した検討体制や意思決定手順など、対応方針が明確にされているか。

チ システムの設計に際しては、想定される利用環境及び業務における重要度を勘案し、移植性、信頼性、効率性、使用性、検証性、理解容易性、変更容易性等の品質特性を検討し、確保すべき品質が明確にされているか。また、その品質を確保するための方策を検討するなど、実現可能な開発体制が整備されているか。

リ 新技術の採用に際しては、採用実績等や懸念されるリスクを認識しているか。また、普及安定期に入った技術に関しては、システム納入ベンダーのサポート期間や陳腐化リスクについても考慮しているか。

ヌ 開発及び予算の進捗状況、また、各工程における品質の状況に関する報告体制を明確にし、適切な情報収集と必要な対応ができる体制を構築しているか。

(4) システム統合

取締役会等は、システム統合リスクについて十分認識し、そのリスク管理態勢を整備するとともに、必要な情報について役職員への周知徹底を図っているか。

テスト体制を整備しているか。また、テスト計画はシステム統合に伴う開発内容に適合したものとなっているか。

業務を外部委託する場合であっても、会社自らが関与する体制を構築しているか。

システム統合に係る重要事項の判断に際して、システム監査人等外部の専門家等による評価を活用しているか。

不測の事態に対応するため、コンティンジェンシープラン等を整備しているか。

(5) 障害発生時の対応

障害等の発生に備え、公益又は投資者保護の観点から速やかな復旧が図られるよう、復旧手順及び方策について標準化を図っているか。また、障害等の発生を想定した業務の継続や復旧作業の訓練を行うなど、実効性のあるものとなっているか。

るか。

システム障害等発生時に適切かつ速やかな対応が行えるよう、システムに精通した要員を育成し、かつ、必要な際の連絡手段を確保しているか。

システム障害等発生時に、権利者に無用な混乱を生じさせないため、情報の開示範囲や基準に加え、必要な手順及び手段等を定めているか。

会社にシステムに精通した要員が在籍していない場合は、システム納入ベンダー等との間に必要な保守契約を締結する等の方策を講じているか。

システム障害の内容を記録し、定期的又は必要に応じて随時に、システム納入ベンダー等の専門家を交え、障害の根本的な原因の究明及び対策について検討し、抜本的な改善を図ることにより再発防止に努めているか。

障害発生時や復旧時及び原因解明時等において、速やかに当局に報告する体制を整備しているか。

(6) コンティンジェンシープラン

障害の発生を想定し、復旧の必要性及び緊急性を考慮して全ての業務に優先度を定めるとともに、障害の程度や原因等に応じた目標復旧時間や復旧手順及び方策を明示しているか。

非常事態の定義、意思決定の手順及び意思決定者不在の時の代替者の責任と役割等を明確にしているか。

障害発生を想定した定期的な訓練等によりコンティンジェンシープランの実効性に係る検証を行っているか。

会社を取り巻く環境の変化や組織の変更、要員の異動等をコンティンジェンシープランに反映させるよう、適宜、必要な見直しを図っているか。

非常事態発生時の権利者に対する情報の開示について、手順や手段等を定めているか。

大規模地震等の広域災害を考慮し、役職員の安否確認の方法と手順を策定しているか。また、オフィス等の設備が利用できない場合の業務継続について考慮しているか。

(7) 外部委託先管理

外部委託に係る管理体制

イ 業務委託を行う目的及び効果を明確にしているか。

ロ 業務委託を行うことによるリスクを認識し必要な対応を検討しているか。

ハ 業務委託を行う対象業務、会社の役割と責任、対応部署及び管理責任者を明確にしているか。

業者評価基準と定期的評価

イ 委託先の選定基準を定め、リスク管理の観点から当該基準に基づく選定が行われているか。

ロ 委託先の評価基準を定め、リスク管理の観点から当該基準に基づく評価が行われているか。また、委託業務の内容を分析し、問題がある場合は必要な対応を行っているか。

委託先との契約

業務委託を行うことによるリスクを認識し、契約において機密保持、再委託条項、監査権限、サービスレベル及び紛争解決方法等を明確に定めているか。

委託業務の管理

イ 委託先における事故、不正等の防止及び機密保持等の対策の実施状況を会社として把握し、必要な措置を講じているか。

ロ 運用及び保守に係る業務委託については、契約で定めたサービスレベルが保障されていることを会社として確認しているか。

ハ 開発に係る業務委託については、

a. 利用部門の承認を得た要求仕様を書面にて明確に定義し、委託先へ提示しているか。

b. 品質及び進捗状況を把握し、必要な対策を講じているか。

c. 利用部門が受入テストに参加し、検収条件を定めるなど品質を確認しているか。

(8) システム監査

システム監査の実施

イ システム部門から独立した内部監査部門を設置し、システムに精通した監査要員による定期的なシステム監査を行っているか。

ロ 会社組織内部にシステムに精通した監査要員が在籍していない場合は、外部の専門家を活用する等により、システム監査を実施しているか。なお、外部の専門家を活用する場合にも、会社が認識しているシステムリスクに関する問題点の洗い出しと、継続的に改善を図るとの目的が達成できる監査体制としているか。

ハ 会社が認識しているシステムリスクに基づき、監査の重点項目や監査計画を定め、これに沿った適切な監査を実施しているか。

ニ システム監査に係る基準を設け、会社が認識しているシステムリスクの種類と所在に応じた監査手法を確立し、実効性がある監査を行っているか。

ホ 監査の対象は、会社が認識しているシステムリスクに係る業務全般をカバーしているか。また、会社の認識漏れ等についても検証しているか。更に、監査結果が速やかに取締役会等に報告される体制を整備しているか。

問題点の是正

取締役会等は、監査結果の報告により把握した問題点についての対応指針を定め、是正のために必要な意思決定を行い、対応部署に必要な指示を行っているか。

5. 運用リスク管理態勢

(1) 取締役等の認識及び役割

取締役等は、受託者としての責任の観点から運用財産の運用に関しては最良執行の確保を図ることの重要性を認識しているか。

担当取締役は、運用財産の運用に係るリスクの所在・種類及び各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法を理解し、リスク管理の重要性を認識しているか。

取締役会等は、運用財産に係る運用方針を、運用財産のリスク許容量、運用財産等の性格、自らの運用能力及びリスク管理能力等を踏まえ決定しているか。

取締役会等は、運用財産の運用方針に基づき、運用目標等を定めているか。

取締役会等は、定められた運用財産の運用方針及び運用目標等に沿って、運用リスクを管理する体制を整備しているか。

運用リスクを管理する部門を、例えば、投資運用部門及び管理部門から独立させることなどにより相互牽制機能を確保しているか。

取締役会等は、定期的に運用財産の運用に関する最良執行及びリスクの状況について報告を受け、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用するための措置を講じているか。

取締役会等は、新たな運用手法を導入するに当たって、運用方針、運用財産の性格及びリスク許容量、リスク管理手法に留意し、その適切性を検討しているか。

取締役会等は、投資案件の審査、モニタリング、分析等の管理を適切に行う運用リスク管理部門を設置し、権限及び責任を明確に定めているか。また、運用リスク管理部門の担当取締役が投資運用部門を兼務するなど、独立性を阻害するおそれのある体制が構築されていないか。なお、やむを得ず運用リスク管理部門が投資運用部門から独立できない場合及び運用リスク管理部門の担当取締役が投資運用部門の取締役と兼務せざるを得ない場合にも、その体制のあり方は十分に合理的であるか、適切なリスク管理を行うための牽制機能は働いているか。

[不動産投資信託等]

取締役会及び運用リスク管理部門の管理者は、不動産投資が次のようなリスクを内包していることを理解しているか。

イ 商品設計に係るリスク

- a. 投資不動産の選択上のリスク(地域の偏在、テナントの集中及び一棟貸等)
- b. 投資法人の倒産リスク
- 関係者に係るリスク
 - a. 投資不動産の賃貸及び管理・修繕等の利益相反に関するリスク
 - b. 投資不動産の管理受託者の能力に関するリスク
 - c. 投資不動産の取引相手先の倒産等に関するリスク
- 八 不動産に係るリスク
 - a. 不動産の流動性リスク
 - b. 賃料収入の変動リスク(テナントの入替・退出等)
 - c. 維持管理費用の変動リスク
 - d. 欠陥、瑕疵に関するリスク(瑕疵担保の有無等)
 - e. 権利義務関係のリスク(共有、区分所有及び借地等)
 - f. 鑑定評価に関するリスク
 - g. 事故、災害による建物の毀損・滅失又は劣化等のリスク
 - h. 法令の変更リスク(環境、建築及び都市計画等)

(2) 社内規程

運用リスク管理部門の責任者は、運用財産の運用に際して、運用リスクを管理するため下記の社内規程を定め、取締役会等の承認を得ているか。また、これらの規程は必要に応じて見直しているか。

- イ 運用財産の資金特性に合致した組入れ資産の限度額や損失許容額等のリミットに関する社内規程
 - ロ 各種運用リスク管理手法(測定、モニタリング及び管理)に関する社内規程
 - ハ 債券貸借取引、外国為替取引、デリバティブ取引等に関する社内規程
 - ニ 流動性が低く処分が困難な資産や客観的に時価を算出できない資産に係るリスク管理手法に関する社内規程
 - ホ 新たな運用手法を導入する場合の検討項目及び承認手続に関する社内規程
 - ヘ 外部に運用を再委託等する場合の運用リスク管理手法に関する社内規程
- デリバティブ取引の執行制限や運用方針について社内規程を整備し、取締役会等の承認を得ているか。また、デリバティブ取引を執行した場合の検証体制や取締役等への報告体制は整備されているか。

[不動産投資信託等]

運用リスク管理部門の責任者は、基本方針を踏まえて、不動産投資リスクを適切に管理するための社内規程を明確に定めているか。

運用リスク管理部門は、投資の採算性(投資利回り等)、投資の適格性(ポートフォリオ、デュレディリジェンス及びコンプライアンス等)を勘案した基本方

針に基づく取得又は売却の基準及び審査手続等を含んだ不動産投資リスク管理規程を、取締役会等の承認を得た上で、整備しているか。

また、当該規程を定期的かつ必要に応じて見直しているか。

運用リスク管理部門は、不動産等の管理に当たって以下の事項を含んだ不動産投資リスク管理規程を、取締役会等の承認を得た上で、整備しているか。また、必要に応じて見直しているか。

イ 不動産等の評価方法、不動産等の入替基準、不動産等の長期修繕計画が定め
てある個別不動産投信等の資産管理計画書

ロ 不動産等の管理会社の選定基準

ハ 不動産等の賃貸契約基準

ニ 不動産等の修繕等の工事発注基準

ホ 不動産等の保険契約の更新基準

(3) 運用リスクの把握

運用リスク管理部門は、運用財産の運用にかかる全てのリスクを十分に把握しているか。

資産運用の再委託等をしている場合、再委託先等の資産運用等の状況等を把握しているか。

運用リスク管理部門は、市場リスク及び信用リスクが存在する資産についてそのリスクを明確に把握しているか。

リスクの把握に際しては、例えば、市場性、流動性及び格付等を十分に調査・分析することにより適正な数値を把握しているか。

[不動産投資信託等（不動産のデューディリジェンス等）]

運用リスク管理部門は、不動産投資等においてLTV（Loan to Value）の数値を適正に把握しているか。

事前の不動産の詳細にわたる調査や、それに基づくリスクを十分に把握しているか。

将来キャッシュフローに与える影響の大きさに鑑み、各種修繕・更新費用等の見積りについて、適切に調査し不動産の評価額に反映しているか。

不動産の評価において、DCF法（キャッシュフローに基づく価値を求める方法）を採用する際には、以下について十分な確認を行い、確認したものは記録を残すこととしているか。

イ 適用数値（特に将来予測に基づくもの）の妥当性及び判断の根拠

ロ シナリオ全体の妥当性及び判断の根拠

ハ DCF法の適用結果と他の方法・手法の適用結果の比較衡量

運用リスク管理部門は、エンジニアリング・レポート（以下「ER」という。）

等により、地震リスクに対する不動産の資産価値を表す P M L (Probable Maximum Loss) 等を把握しているか。

E R 作成業者及び不動産鑑定士については、客観的基準に基づいた選定等により第三者性を確保しているか。

E R 及び不動産鑑定評価を依頼する際に、鑑定評価に必要な情報等を適切に提供することは極めて重要であり、その重要性を認識した上で、E R 作成業者及び不動産鑑定士に対して必要な情報等を提供しているか。また、情報等の提供状況の管理を適切に行っているか。

作成を依頼した E R を受領する際に、提供した情報等の反映状況について必要な検証を行うとともに、以下の観点から確認を行っているか。

イ 土壌汚染や有害物質の調査においては、必要な調査がなされ、その調査結果を客観的な根拠により担保しているか。

ロ 建物の個別の部位の各種修繕・更新費用等の見積りにおいて、如何なる修繕が如何なる根拠に基づいて算定されているかについて確認しているか。

ハ 対象物件の遵法性の検証に当たっては、法律のみならず地区計画等の条例等まで必要な検証を行っているか。

評価を依頼した不動産鑑定士から鑑定評価書を受領する際に、提供した情報等の反映状況について必要な検証を行うとともに、以下の観点から確認を行っているか。

イ E R の考え方を十分に考慮・反映されたものであるか。また、反映していない事項については、その理由及び根拠を確認しているか。

ロ D C F 法を採用する場合において、将来収支及び稼働率等については、客観的なデータに基づき見積もった上で、妥当性を検証しているか。また、前提条件となるディスカウント・レートやターミナル・レートの見積りも同様に、その水準の妥当性を検証しているか。

ハ 不動産そのものの流動性及び不動産の生み出すキャッシュフローに影響を与える可能性のある項目について必要な調査を行っているか。

デューデリジェンスの結果を踏まえ、取得・売却価格を決定する際、E R 及び鑑定評価書の記載内容等を活用しない場合には、採用した数値等の妥当性を検証するとともに、その根拠を記録保存しているか。

(4) 運用に伴う資金繰り管理

投資信託の解約代金等の調達を目的に資金の借入れを行うに当たっては、借入先の信用状況を十分に検討するほか、借入れに係る契約締結に当たり金額、利率及び期限等の契約内容を十分に検討しているか。

投資信託の運用に当たっては、

イ ファンドの解約・換金など権利者の行動に影響を及ぼす風評等の情報を収集、分析し、対応策を策定しているか。

ロ 予期せぬ途中大量解約や換金等に備えた対応策(コンティンジェンシープラン)が策定されているか。また、環境の変化に応じ、適宜対応策を見直しているか。

高コストの資金調達を余儀なくされることのないよう資金繰り管理が適切に行われているか。また、組入れ資産の処分に当たり、不利な条件での換金によりパフォーマンスの低下を招くこととならないよう、流動性リスクを管理しているか。

資金繰り管理を行う者は、運用財産に係る資金繰りの状況について日々管理しているか。

資金繰り管理を行う者は、一度に多量の同一銘柄の資産を売買する時には、大きな市場流動性リスクが生じることがあることを認識し、その影響を勘案したうえで取引を行うよう指示しているか。

資金繰り管理を行う者は、市場流動性の状況を正確に把握し(又は報告を受け)、必要に応じて代表取締役及び取締役会等へ報告しているか。

(5) 管理体制の整備

運用リスク管理部門の責任者は、運用リスク管理の重要性を認識し、運用リスクの所在及び種類を理解した上で、リスクに応じた測定・モニタリング・管理等の手法を構築し、他の部門等に当該内容を理解・認識させるよう適切な方策を講じているか。

運用リスク管理部門の責任者は、運用リスク管理のための方針及び社内規程に基づいて管理を実行しているか。

運用リスク管理部門は、投資運用部門等が定められた社内規程を遵守しているかを適切にモニターし、管理しているか。

運用リスク管理部門は、投資運用部門等から影響を受けることなく、定期的かつ必要に応じてリスクの状況を取締役会等へ報告しているか。

運用上必要な外貨滞留が生じる場合には、為替リスク及びコスト等を勘案した適切な管理を行っているか。

取引執行コストの実績を継続して把握し、その最小化を考慮しているか。

運用リスク管理部門の責任者は、市場環境等の変化を常に分析し、リスク管理手法等に適切に反映させるとともに、運用財産の運用に影響を及ぼす事項については適切に取締役会等に報告しているか。

運用リスクを管理するに際しては、運用財産を形成する個々の資産や商品のリスクに着目するのみならず、ポートフォリオ全体のリスク等についても管理して

いるか。

有価証券等の信用リスクを評価するに当たっては、格付等の外形的基準のみではなく、発行体の経営事情の変化等について情報の収集を行い、投資不適格となった場合、速やかに対応できる体制としているか。(インデックス運用を除く。)

有価証券の貸付や債券貸借取引において、取引先ごとの与信枠、取引限度額及び担保の受入れ等について社内規程に定め、適切な管理を行っているか。

想定外のリスクが顕在化した場合、速やかに対応できる体制を整備しているか。

時価算定の客観性を確保するとの観点から、法令等及び「金融商品にかかる会計基準」(企業会計審議会)等に基づく適正な時価を算定しているか。

運用リスク管理部門の責任者は、算定された時価が社内規程に従って算出されているかを確認する体制を整備するとともに、内部監査等による定期的な検証、評価を受けているか。

客観的な方法で時価を算出できない資産については、運用方針等を踏まえ、その資産を保有する是非等について十分に検討しているか。

[不動産投資信託等]

運用リスク管理部門は、不動産等の取得又は売却の審査に当たって、取得又は売却基準への準拠性、取得又は売却価格の妥当性等を十分検討しているか。

(6) 運用リスクコントロール

ポートフォリオを構成する銘柄、トラッキングエラー等を継続的にチェックしているか。

デリバティブを利用するに当たっては、運用方針に合致するものとなっているか。

デリバティブ取引を行うに当たっては、取引先毎に種類、取引量、期間等の契約に関する適切性についてチェックしているか。また、取引先の信用リスクを評価するに当たっては、格付け等の外部情報を十分考慮するとともに、必要に応じ、取引枠等の見直しを行っているか。

ブローカーの選定に当たっては、ブローカーの信用力・売買執行能力・事務能力・リサーチ能力などに関する一定の評価基準を社内規程等で明確に定めた上で、当該基準に従った選定を行っているか。また、定期的にブローカーに対する評価を見直しているか。

引合い先の見直しを行っているか。

例えば、次のような点を勘案しブローカーを選定しているか。

イ 大量の売買注文の執行に当たっては、確実に当該注文を執行する体制が整備されているか。

ロ 意図した時点及び価格での売買執行ができるか。

- ハ 時間外取引・海外取引の執行が可能か。
- ニ 事務処理ミス等のトラブルが生じた際にそれに応じた対応策が速やかにとられ、問題の解決が図られる体制が整備されているか。
- ホ 取引内容の秘密保持が確保されているか。
契約を締結するに当たっては、必要に応じ、法令等を担当する者又は外部の専門家等によるリーガルチェックを受けているか。
運用リスク管理部門は、損失限度額等の社内規程の遵守状況を、日々検証しているか。また、これを超えた場合の手続きが、社内規程に従い、適切に実行されているかを確認しているか。

6 . グループリスク管理

取締役等は、いわゆる金融コングロマリットを構成する金融商品取引業者に該当する場合、又は国際的に活動する金融商品取引業者グループの一員に該当する場合には、他のグループ会社の経営状態が当該金融商品取引業者に与える影響等を十分認識し、必要な情報収集及びグループ一体としてのリスクの管理手法を構築しているか。

いわゆる金融コングロマリットを構成する企業グループに該当しない場合であっても、関係会社に所在する各種リスクについては、リスク管理部門がそれらのリスクの種類と程度を自社への影響を勘案して適時適切に把握・管理する体制としているか。

資金繰りリスクの管理に当たっては、連結対象子会社等の業務内容を踏まえ、当該連結対象子会社等の資金繰りの悪化が当該投資運用業者に及ぼす影響についての的確に把握するなど、管理・牽制機能が適切に働いているか。

7 . 監査等態勢

内部監査部門は、営業部門等が作成した自主点検等の実施要領等を確認しているか。

営業部門等自身による自主点検等は、実施要領等に基づき、実効性ある検査を実施しているか。

営業部門等は、自主点検等の結果等（事務処理ミスの頻度、重要性、原因、改善策及び改善結果等を含む。）について、内部管理部門等に対して、定期的かつ必要に応じた報告するとともに、経営に重大な影響を与えるような問題について

は、必要に応じ、取締役会等に報告する体制を整備しているか。

内部監査部門は、法令等、投資信託約款、投資法人規約及び運用計画等に基づき、適正な運用が行われていること等を検証し、検証結果を取締役会等へ適切に報告しているか。

内部監査部門は、客観性の高い時価算定が行われているかについて、監査の重点項目として取り上げているか。

- 2 - 1 業務編・共通項目

業務の状況の検査とは、金融商品取引業者の業務内容について、その特質並びに傾向を明らかにするとともに、金融商品取引業者の業務の公共性を認識して、法令等を遵守し、金融商品市場の担い手にふさわしい業務を行っているかどうかを見極め、基本的な問題点とその発生原因を明確にすることに目標を置いて実態把握を行うものとする。

1. 基本的態度に係る着眼事項

- (1) 業務の状況に関する実態を把握するため、次の点を着眼点とする。
 - 法令等は正しく遵守されているか。
 - 営業体制及び営業方針等からみて営業姿勢は適正か。
 - 営業上の問題点及びその発生原因は何か。なお、発生原因については、検査対象先の態勢の状況を検証し、経営管理上の基本的問題の把握に努める。
- (2) 着眼点の確認に当たっては、以下の事項を検討し、検査方針の参考とする。
 - 業務の種類、規模、特徴及び流れ等を把握し、これらから経営方針等に沿った業務運営が行われていると考えられるか。
 - 営業の特徴及び動向を示す計数を把握し、これによりどのような営業姿勢がとられていると考えられるか。
 - 営業方針及び営業推進方策（営業上の具体的指令、業績の考課等）は適正と考えられるか。
 - それらは営業内容の実態と隔絶したものとなっていないか。
 - また、それらが営業姿勢についての問題点の原因となっていないか。
- (3) 投資勧誘資料、営業企画の資料及び各種会議録等から、どのような営業が行われていると考えられるか。

2. 内部管理

(1) 基本的事項の検証

登録申請書及びその添付書類に記載されている事項と金融商品取引業者の業務の実態等が異なっていないか。

変更届出書等の当局への届出は適正に行われているか。また、届出内容に誤りはないか。

同じグループ内の他社に異動した職員に、引き続き業務を行わせていないか。業務に関する帳簿書類や取引記録等の証拠書類は、法令及び社内ルール等に従い適切に作成・保存しているか。

事務処理ミス等による損金の顧客への支払いは、適正に処理されているか。他の経費科目等により顧客の損失を補てんしていないか。

役員又は重要な使用人を採用するに当たり、履歴の把握を適切に行い、法令に定める登録拒否要件に該当しないことをチェックしているか。

内部管理担当者は、取引記録や契約書、業務に関する帳簿書類等を活用し、適切な営業活動が行われているかという観点から、日々検証を行っているか。

法令等に基づき許認可等の手続を適切に行っているか。

営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示しているか。また、全ての営業所又は事務所に法令に定める説明書類を備え置き、公衆の縦覧に供しているか。

(2) 勧誘状況の検証

勧誘等に際し、虚偽のことを告げる又は必要な情報を告げない等の行為をしていないか。

不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げていないか。

法令等に基づいて、業務の委託を行う媒介又は代理を行う業者以外の第三者に、顧客への勧誘を行わせていないか。

金融商品取引業者の業務の内容及び方法並びに資力・信用等に関し、事実と相違する又は誤解させる表現を用いていないか。

顧客の損失の全部又は一部を負担することや財産上の利益の提供など特別の利益を提供することを約していないか。

(3) 書面の交付状況

契約を締結しようとするとき、金融商品取引法に定める契約締結前の書面を適正に交付しているか。

契約締結前交付書面等の交付に際し、顧客に対して、当該書面の記載事項について当該顧客の知識等及び当該契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明をしているか。

契約を締結するに当たり、金融商品取引法に定める契約締結時の書面を適正に交付しているか。

金融商品取引法に基づく顧客への交付書面の交付記録及び交付書面の写しの保存等が適正に行われているか。

特定投資家（適格機関投資家、国及び日本銀行を除く。）から、金融商品取引契約の申込みを受けた場合であって、当該申込みに係る金融商品取引契約と同じ金融商品取引契約の種類に属する金融商品取引契約を過去に締結したことのな

い場合には、当該特定投資家に対して、一般顧客として取り扱うよう申出ができる旨を告知しているか。

特定投資家（適格機関投資家、国及び日本銀行を除く。）から、一般顧客として取り扱うよう申出を受けた後対象契約の締結の勧誘又は締結のいずれかを行うまでに、当該申出を承諾しているか。

また、金融商品取引業者は、当該申出に係る対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合、特定投資家（適格機関投資家、国及び日本銀行を除く。）を一般投資家として取り扱う期限日及び対象契約の属する契約の種類を遵守しているか。

法人（特定投資家を除く。）から、自己を特定投資家として取り扱うよう申出があり、その旨を承諾する場合には、あらかじめ書面により申出者の同意を得ているか。

また、金融商品取引業者は、当該申出に係る対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合、法人（特定投資家を除く。）を特定投資家として取り扱う期限日及び対象契約の属する契約の種類を遵守しているか。

個人から、自己を特定投資家として取り扱うよう申出があり、当該申出を受けた場合には、申出者に対し、金融商品取引法に掲げる事項を記載した書面を交付し、申出者が要件に該当することを確認しているか。

また、金融商品取引業者は、当該申出に係る対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合、個人を特定投資家として取り扱う期限日及び対象契約の属する契約の種類を遵守しているか。

(4) 広告審査等の状況

広告を行うに際し、金融商品取引業者登録簿に登録された商号、名称又は氏名及び登録番号並びに顧客の判断に影響を及ぼす重要事項等を記載しているか。

著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤解させる表示を行わない等、広告の内容は法令等を遵守したものとなっているか。

顧客へ提供する情報について、社内の広告審査担当者や必要に応じて法令等担当部門等により、内容の適切性に関する審査が行われているか。また、広告の内容は、正確な情報に基づいた公正・妥当なものか。

顧客へ提供した情報を、後日検証できるような形で保存しているか。例えば、ホームページや電子メールにより配信した内容を適切に保存しているか。

3. 顧客情報の管理

顧客の取引に関する情報を適切に管理しているか。

顧客情報は、担当部署が一元的に管理し、アクセス権限の制限等により漏えい

や悪用等を未然に防止するほか、情報の利用状況を検証しているか。

顧客情報について、当初の利用目的を超えて利用する場合又は第三者に提供する場合は、原則として、書面による同意を得るとともに、当該同意書を適切に保管しているか。

顧客の信用情報及び財務情報並びに個人である顧客の機微情報については、特に厳重かつ慎重に取り扱っているか。

なお、機微情報については、法的に許される場合を除き、取得、利用又は第三者提供を行っていないか。

個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を原則書面により、本人に通知し、又はホームページ等で公表しているか。

従業者（役員、パート・アルバイト社員、派遣社員等を含む。）が、在職中及びその職を退いた後において、その業務に関して知り得た個人情報を第三者に知らせ、又は利用目的以外に使用しないことを内容とする契約等を採用時等に締結しているか。

個人情報の取扱いについて苦情を受けたときは、その内容について調査し、合理的な期間内に、適切かつ迅速に処理しているか。

個人情報の漏えい事案等が発生した場合には、以下の措置をとっているか。

イ 漏えい事案等の対象となった本人への事実関係等の速やかな通知

ロ 内部管理部門及び取締役会等へ報告

ハ 直ちに当局へ報告

ニ 二次被害の防止等の観点から、早急に、事実関係及び再発防止策等の公表

内部管理部門等は、金融商品仲介業者及び外部委託先が顧客情報を適切に管理し、それらにおいて顧客情報の漏えい等が発生した場合においても適切な対応を行っているかについて把握しているか。

4. 本人確認等

テロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止等に適切に対処するため、顧客の本人確認を徹底するなど、顧客管理体制を整備しているか。

顧客管理に関する統括部門を設置するなど責任体制を確立しているか。

顧客管理に関する統括部門は、外部の専門機関等（暴力追放運動推進センター等）を活用するなどにより、反社会的勢力に関する情報の収集に努めているか。

顧客管理に関する統括部門は、顧客の属性等から反社会的勢力との関係を把握した場合、取締役会等に報告するとともに、警察等関係機関とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。

顧客の本人確認に当たっては、以下の点に留意しているか。

イ 法人の本人確認を行うに際し、法人の取引担当者の本人確認を行っているか。

ロ 代理人を利用した取引については、顧客と代理人の双方の本人確認を行っているか。

ハ 本人確認済みの取引であっても法令に定める一定の場合には再度確認しているか。例えば、同一の電話番号、同一のメールアドレス等が連絡先となっている顧客の有無を定期的に確認し、他人になりすましている疑いのある顧客について、再度確認しているか。

ニ 海外の本支店や現地法人、グループ会社等で本人確認が完了している場合であっても、日本において口座を開設する場合等は、法令上必要な本人確認を行っているか。

本人確認の方法は、書留郵便等による転送不要郵便物等とするなど、法令に基づき適切に行っているか。

顧客管理の方法等に関し、職員等に対して周知徹底を図っているか。例えば、マニュアルを作成し各職員に配布するとともに、定期的に研修を実施するなどの措置を講じているか。

顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引記録等を速やかに作成し、法令に定められた期間、適切に保存しているか。

取締役等は、疑わしい取引に関する責任者又は担当部署を設置し、疑わしい取引の届出を的確に行うための管理体制を整備しているか。

疑わしい取引に関する責任者又は担当部署は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（同法施行前においては「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」）に定める犯罪による収益の範囲を正確に理解した上で、マニュアル等の作成により報告体制を整備するとともに、役職員に対し、疑わしい取引に該当する事例を示すなどにより周知徹底を図っているか。

疑わしい取引に関する責任者又は担当部署は、役職員から疑わしい取引に関する報告があった場合、速やかに当局に届け出ているか。

顧客管理に関する統括部門は、疑わしい取引に関する当局への届出漏れがないかを事後的に検証しているか。

疑わしい取引に関する責任者又は担当部署は、ある取引が疑わしい取引であると判断した場合、当該取引及び口座に関し、疑わしい取引の届出を行おうとすること又は行ったことが当該顧客若しくはその関係者に漏れない範囲で、必要に感じ、適切な措置を適時に実施しているか。

顧客管理態勢について定期的に内部監査を実施しているか。

- 2 - 2 業務編・第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者の業務の状況に関する検査は、株式をはじめとする市場性、流動性の高い有価証券やデリバティブ取引のようなリスクの高い金融商品を顧客に提供するとともに、顧客から金銭又は有価証券の預託を受ける立場にもある第一種金融商品取引業者が、その責任と役割を適切に遂行しているかを把握し、法令等違反行為を厳しく追及することで、公益又は投資者保護を図ることを目的とする。

1. 営業姿勢等

(1) 適合性の原則

営業員の顧客に対する投資勧誘行為は、顧客の属性や投資目的等に配慮するなど投資者保護の観点から適切なものとなっているか。

顧客の投資意向及び投資経験等の顧客属性について、顧客カード等による適切な管理が行われているか。

顧客の資金性格に合わない商品を勧誘していないか。例えば、老後資金で安定的な利息収入を希望する顧客に対し、短期のキャピタルゲイン狙い(ハイリスク)の取引を勧誘していないか。

追加資金のない顧客に対し、次々と頻繁な勧誘をしていないか。

投資経験の少ない顧客に対し、複雑な商品を勧誘していないか。

(2) 勧誘状況

商品内容(基本的な性格、リスクの内容等)を十分理解させるように説明しているか。例えば、投資勧誘の際に商品の性格や取引の条件について十分説明し得る資料を整備しているか、あるいは複数の商品を提示して選択の余地を与える資料を作成しているか。

投資メリットのみを強調し、リスク等のデメリットの説明が不足していないか。

乗換えコストからみてメリットがない乗換えの勧誘をしていないか。

推奨理由は恣意的又は主観的なものになっていないか。

その他、投資判断上の重要な事項の説明不足はないか。

法人関係情報を提供した勧誘を行っていないか。

顧客から有価証券の売買又は店頭デリバティブ取引に関する注文を受けたときは、あらかじめその者に対して取引態様を事前に明示しているか。

顧客との取引に当たっては、商品内容等について、適切かつ十分な説明を行い、例えば、必要に応じて顧客から説明を受けた旨の書面の受入れ等の確認を行っているか。

顧客の損失を補てんし又は利益に追加するため、財産上の利益を提供する若しくは第三者に提供させていないか。

その他、経済合理性に欠ける取引又は法令等に違反する勧誘を行っていないか。

(3) 勧誘資料

顧客への投資勧誘に際しては、金融商品取引法上交付義務が課された説明資料について、ルールどおり交付しているか。誤解を与える説明をしていないか。

顧客に金融商品取引法上交付義務が課された説明資料等を交付した場合には、交付簿との突合等により交付漏れのないことを確認しているか。

郵送等により顧客にディスクロージャー資料を交付し、不着等となった場合には遅滞なく再送すること等により法令等に抵触することのないようにしているか。

特に目論見書においては、以下の事項に留意しているか。

イ 有価証券届出書の効力が発生する前において目論見書を使用して勧誘を行っていないか。(仮目論見書は使用できる。)

ロ 仮目論見書を使用して勧誘する場合は有価証券届出書の効力が発生するまでの間であることを理解しているか。

ハ 仮目論見書を使用して勧誘を行った場合であっても、顧客が有価証券を取得する場合には取得時まで目論見書を交付しているか。郵送による場合にあつては、取得時までの間に到着するものとなっているか。

ニ 電子情報処理組織を使用した目論見書の交付は法令等に規定された要件を満たしているか。

ホ 顧客から請求目論見書の請求があつた場合には、適切に交付しているか。

投資勧誘資料の内容に虚偽又は誤解させる表示はないか。例えば、その内容が恣意的なものとなっていないか。また、内部管理担当者は適切な審査を行っているか。

適格機関投資家向け勧誘等を行う場合にあつては転売制限等に関する告知の文書を交付しているか。

(4) 顧客への対応

顧客に対して誠実かつ公正にその業務を遂行しているか。

事務処理ミス等の事故が生じた場合、顧客に対しその事実を正確に告げるとともに、これを速やかに復元又は正しい取引に修正するための適切な事故処理を行い、トラブルの防止に努めているか。

(5) 弊害防止措置

親法人等又は子法人等との間の取引で、通常の条件と異なる条件による取引を行っていないか。

取引を行うことを条件に親法人等又は子法人等から信用供与を受けている顧客に対し、これを承知で勧誘していないか。

親法人等又は子法人等に対する債務を有する発行会社の有価証券を引き受けていないか。調達した資金が親法人等又は子法人等への返済に当てられていないか。顧客への勧誘に際し、当該事実を知りながら、その事実を告げずに勧誘していないか。

発行者等に関する非公開情報を親法人等又は子法人等との間で授受していないか（発行者等の書面による同意がある場合を除く。）

その他、法令等に定める弊害防止措置に関する規制に抵触する行為はないか。

2. 株式営業

(1) 取引執行状況等

価格形成上、問題となる取引を執行していないか。例えば、市場関与率が高く相場を支配していないか、連続した買い上がりや売り崩しにより価格形成を歪めていないか、終値を操作していないかなど、相場への作為性が認められる取引はないか。

顧客の取引と営業員自身の売買の關係に問題はないか。

入在庫あるいは入出金等受渡しに不自然なものはないか。

あらかじめ定めた方針に従い、最良と判断する取引を執行しているか。

空売りの申告は適正に行っているか。申告漏れはないか。特に、借株による売付けや、50 単元超の売付け等について、法令等に基づいた取引が行われているか。

空売りの価格は、法令に抵触していないか。

非公開の法人関係情報や職務上知り得た特別の情報等を利用した取引は行われていないか。

顧客の同意を得ずに、顧客の計算による取引を執行していないか。

法令等に違反した差金決済となる取引を許容していないか。

その他、株式取引の執行に関して、法令等に反する取引が行われていないか。

(2) 一律集中的販売

市場関与率が高く、特定の営業部店、ブロック又は全店的に、買付けが集中して

いる銘柄を抽出し、特定銘柄について公正な価格形成を損なうおそれのあるような多数顧客に対する一斉かつ過度な勧誘行為の実態がないか以下の項目等について検証を行う。

営業店又は営業員において売買の集中している銘柄はないか。それについてどのような投資勧誘が行われているか。

本店又は営業店において推奨銘柄等の決定はどのように行われているか。その勧誘資料はどのようなものを作成しているか。

推奨理由に問題はないか。

自己勘定や特定顧客等の保有株式の売りさばきのための集中的販売となっていないか。

受注時刻及び受注条件がほぼ同一になっているものはないか。

受注時刻と約定時刻が逆転して見込み買付けとなっているものはないか。

買付けを受注した後、顧客が保有している他の銘柄の売却勧誘を行っていないか。

買付代金の立替え又は保証金預託不足が特定の銘柄に集中していないか。また、その改善状況はどうか。

複数の顧客取引で、特定銘柄の買付け後、短期間に損失となる反対売買を行って、更に他の特定銘柄に乗り換えている取引はないか。

特定の銘柄について約定訂正、約定否認等が集中していないか。

(3) 過当な売買取引等

社内管理資料や大口取引顧客等の資料を参考にし、顧客の資力に比較して過当な数量や頻度の高い売買、資金性格及び顧客の属性等を勘案して特異な取引顧客を選定し、以下の項目等について検証を行う。

顧客の資力又は資金性格等を無視した過当勧誘を行っていないか。

顧客の資金性格や取引経過から不自然なものはないか。

顧客の属性等から、受注時間に不自然なものはないか。

特定の銘柄の売買状況に特異な点はないか。回転売買となっているものはないか。作為的な価格形成がなされていないか。これらについてどのような投資勧誘が行われているか。

営業店又は営業員の売買高のうち売買が頻繁に行われている顧客の売買高はどの程度の割合になるか。

特定顧客の売買に依存している傾向はないか。顧客取引に仮装した営業員自身の売買、無断売買等はないか。

回転売買により売買損（評価損）が発生している場合、顧客が取引結果について了承しているか。また、顧客との間で紛争になっているものはないか。

特定顧客への立替金や信用取引保証金の預託不足又は維持率割れが目立っていないか。

同一扱者が、複数顧客から同一時刻に受注していないか。受注時刻に対し約定成立が不自然ではないか。

同一扱者の複数顧客の取引において銘柄等が同調的になっているものはないか。

(4) 自己売買取引

顧客の取引との関連も踏まえ、不適正な自己売買の有無を把握するため、以下の項目等について検証を行う。

自己売買が法令等に準拠して行われているか。

顧客の委託取引との関係で顧客の利益を害する自己売買を行っているものはないか。

自己の見込み買付け後に顧客に付け替えているもの（ハナ替え）はないか。

不適正な自己勘定への付替えはないか。

利益が確定しているような取引を特定の委託取引に付け替えているものはないか。

法人関係情報や顧客の取引に関する情報等を利用した不適正な取引を行っていないか。

自己の売買手口を隠ぺいするため、親法人等又は子法人等や系列又は友好関係にある金融商品取引業者等を利用して不適正な取引を行っていないか。

立会外取引、取引所外取引等において、不適正な価格での取引を行っていないか。

ファイナンス銘柄等特定銘柄について不適正な株価形成に関与していないか。

安定操作期間において問題となる取引はないか。

3 . 債券営業

(1) 勧誘・取引実態の把握

不適正な取引実態の有無を把握するため、以下の項目等について顧客取引の実情の検証を行う。

同一の商品性格を持つ債券間の乗換えはないか。その乗換えに合理性があるか。

また、償還直前の損切り、頻繁な損切り又は薄利の乗換えとなっていないか。

社内の売買管理規制（短期売買等）を意図的に回避する取引はないか。

取引価格は適正か。特に、低格付銘柄やスプレット幅の大きい銘柄等について、

合理的な価格算定が行われているか。

自己と顧客との間で損益の貸借になっている取引はないか。

新株予約権付社債において、

イ 一律集中的取引で不適正なものはないか。

ロ 見込買付けによるハナ替えはないか。

ハ 過誤訂正処理は、適正に行われているか。

ニ 価格形成上、問題となるものはないか。

ホ 自己勘定と委託取引の間で利益提供となるような不適正な付替えはないか。

特別な利益の提供となるような商品スキームでの取引はないか。また、デフォルト資産を内包する商品を販売していないか。

私募（プロ私募を除く。）において、50名以上の顧客に勧誘していないか。

(2) 過当な売買取引等

社内管理資料や大口取引顧客等の資料を参考にし、顧客の資力と比較して過当な数量や頻度の高い売買、資金性格及び顧客の属性等を勘案して特異な取引顧客を選定し、以下の項目等について検証を行う。

顧客の資力又は資金性格等を無視した過当勧誘を行っていないか。

顧客の資金性格や取引経過から不自然なものはないか。

顧客の属性等から、受注時間に不自然なものはないか。

顧客取引に仮装した営業員自身の売買、無断売買等はないか。

顧客との間で紛争になっているものはないか。

その他、顧客との債券取引において、不適切な勧誘、取引等が行われていないか。

(3) 時価情報の提供

販売後、顧客の要請があれば、定期的かつ必要に応じて随時、顧客のポジションの適正な時価情報等を提供しているか。

時価情報については、その時価が何を表しているのかを明確にしているか。

時価情報等の顧客への提供に当たっては、例えばリスク管理部門において検証を行うなどの方策をとっているか。

4. 投信営業

(1) 勧誘・取引実態の把握

不適正な取引実態の有無を把握するため、以下の項目等について顧客取引の実情の検証を行う。

募集締切日直前に、他商品からの乗換え等による応募が急増していないか。

他商品への乗換え又は同一の商品性格を持つ投信間の乗換えで経済合理性のないものはないか。また、頻繁な損切り又は薄利乗換えとなっていないか。

社内の売買管理規制（短期売買等）を意図的に回避する取引はないか。

スイッチング可能な商品について、顧客に説明しているか。また、不適切な取引はないか。

償還乗換えの際の手数料の優遇措置について、顧客に適切に説明しているか。また、不必要な手数料を負担させているものはないか。

特別な利益の提供となるような商品スキームを用いた取引はないか。

投資信託約款に重大な変更等がある場合には顧客に書面を交付し、誤解が生じないようにしているか。

(2) 過当な売買取引等

社内管理資料や大口取引顧客等の資料を参考にし、顧客の資力に比較して過当な数量や頻度の高い売買、資金性格及び顧客の属性等を勘案して特異な取引顧客を選定し、以下の項目等について検証を行う。

顧客の資力又は資金性格等を無視した過当勧誘を行っていないか。

顧客の資金性格や取引経過から不自然なものはないか。

顧客の属性等から、受注時間に不自然なものはないか。

営業店や営業員への割当て等により、集中的販売となっていないか。

特定の銘柄の取引状況に特異な点はないか。頻繁な乗換えとなっているものはないか。これらについてどのような投資勧誘が行われているか。

営業店又は営業員の募集高のうち、頻繁な乗換えを行っている顧客の応募高はどの程度の割合になるか。

特定顧客への販売に依存している傾向はないか。顧客取引に仮装した営業員自身の取引、無断取引等はないか。

頻繁な乗換えにより損失が発生している場合、顧客が取引結果について了承しているか。また、顧客との間で紛争になっているものはないか。

その他、投信の募集等において、不適切な勧誘、取引等が行われていないか。

5 . デリバティブ営業

(1) 勧誘・取引実態の把握

取引価格は適正か。合理的な価格算定を行っているか。

市場デリバティブ取引において、

- イ 一律集中的取引で不適正なものはないか。
- ロ 見込買付けによるハナ替えはないか。
- ハ 過誤訂正処理は、適正に行われているか。
- ニ 自己勘定と委託取引の間で利益提供となるような不適正な付替えはないか。
顧客の決算操作等のために、経済合理性のない、デリバティブ商品等の販売を行っていないか。

デリバティブ商品等は、顧客の投資意向や投資経験、資産の状況等の顧客属性等に照らして適切と判断する顧客に販売しているか。

経済合理性のない両建て取引や原資産とのヘッジ取引等を勧誘していないか。

店頭デリバティブ取引（先渡取引及び店頭オプション取引に限る。）及び市場デリバティブ取引（先物取引及びオプション取引に限る。）に関して、顧客から証拠金の預託を受けたときは、直ちにその旨を記載した書面を交付しているか。

店頭デリバティブ取引（法令に規制のあるものに限る。）の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問又は電話による当該取引の勧誘を行っていないか。

デリバティブ取引（法令に規制のあるものに限る。）において、勧誘に先立って顧客に対しその勧誘受諾意思を確認しているか。また、勧誘を受けた顧客が契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、勧誘を継続していないか。

(2) 過当な売買取引等

社内管理資料や大口取引顧客等の資料を参考にし、顧客の資力に比較して過当な数量や頻度の高い売買、資金性格及び顧客の属性等を勘案して特異な取引顧客を選定し、以下の項目等について検証を行う。

顧客の資力又は資金性格等を無視した過当勧誘を行っていないか。

顧客の資金性格や取引経過から不自然なものはないか。

顧客の属性等から、受注時間に不自然なものはないか。

特定顧客への立替金や委託証拠金の預託不足又は維持率割れが目立っていないか。

(3) 勧誘資料

デリバティブ取引に関して、取引経験が浅い顧客にデリバティブ商品等を販売する場合には、その商品内容やリスクについて、例示等（最良のシナリオのものだけでなく、最悪のシナリオを想定した想定最大損失額を含む。）も入れ、取引の概要や取引に係る損失の危険に関する事項その他顧客の注意を喚起すべき事項を記載した書面を交付するなどの方法により、十分に説明しているか。

特に顧客自身がリスクを負っている商品の販売に当たっては、必要に応じて取引先から説明を受けた旨の確認を行っているか。

(4) 時価情報の提供

デリバティブ商品等について、販売後、顧客の要請があれば、定期的かつ必要に応じて随時、顧客のポジションの適正な時価情報等を提供しているか。

時価情報については、その時価が何を表しているのかを明確にしているか。

時価情報等の顧客への提供に当たっては、例えばリスク管理部門において検証を行うなどの方策をとっているか。

6. 引受等営業

不適正な取引実態の有無を把握するため、以下の項目等について検証を行う。

ファイナンスに際して関係者による不適正な価格形成への関与はないか。

不適正な価格で取引の取消しに応じているものはないか。

販売に際し、立替金が発生しているものはないか。

見込客への販売で後日顧客を替えているもの（ハナ替え）はないか。

引受数量を消化するために無理な販売により問題となる営業姿勢となっているものはないか。

値上がりの蓋然性が高い新規公開株式等を利用した利益提供とみられる取引はないか。

新規公開株式等の配分は、社内規則等に則り公平に行われているか。

引受部、法人部等の職員が業務に関連して得た法人関係情報を他に漏らしたり、不当に利用していないか。

引受有価証券を販売するに当たり、引受人となった日から6ヶ月を経過する前に、顧客に対し、買付け代金を貸し付ける等の信用供与を行っていないか。

募集又は売り出し価格をブックビルディングにより決定する場合、顧客の需要に基づかない申告や配分の確保を目的とした過大申告等を行っていないか。

上場会社等の発行する有価証券に係る募集について、プレ・ヒアリングを行う場合は、法令等に定める措置を講ずることなく、調査対象者等に当該募集に係る法人関係情報を提供していないか。

M S C B（転換価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債）の取扱いにあたっては、法令等に従い適正に実施しているか。また、発行会社に対して、顧客及び既存株主にとって重要な項目（調達した資金の用途等）について適切に開示するよう要請しているか。

引受審査を行う際は、法令等及び社内規程に従って適正に審査しているか。また、引受審査業務を遂行する担当者は、引受を推進する業務等に携わっていない

か。

引受実施の判断に当たり、引受審査による公正な意見が適正に反映されているか。

7. P T S 業務

(1) 業務運営

P T S 業務にかかる顧客への説明に当たり、次の事項について、事前に十分な説明を行っているか。

- イ 売買価格の決定方法
- ロ 注文から約定及び決済に至るまでの取引ルール
- ハ 決済不履行の場合の取扱い
- ニ 提示された価格による約定可能性

P T S 業務に係る内部管理の体制について、次の事項を確認する。

- イ P T S 業務を管理する責任者が金融商品取引業務の経験を原則として5年以上有する者であり、当該業務を行う部署が業務の遂行に必要な組織及び人員配置となっているか。
- ロ P T S 業務において、顧客の本人確認が行われているか。
- ハ P T S 業務において、適切な売買管理・審査等により、インサイダー取引等の公正を害する売買等が排除されているか。

(2) システム管理

P T S 業務にかかるシステムの容量等の安全性・確実性の確保について、次の事項を確認する。

将来の注文、約定等の件数を合理的に見込み、それに見合ったシステムの容量を確保しているか。

上記の見込みに基づいて、十分なテストを実施しているか。

システムの容量の超過や障害等について、その発生を防止し、かつ、早期に発見するための監視手法及びその体制が機能しているか。

システムの異常発生時における対処方法（顧客への説明・連絡方法等）は適切か。

システムが二重化（バック・アップ）されているか。

上記事項について第三者（外部機関）の評価を受け、システム容量等の安全性・確実性を確認しているか。

(3) 顧客情報管理

P T S 業務にかかる顧客の取引情報の機密の保持に関する次の事項を確認する。

P T S 業務部門とその他の部門で、業務に従事するものを明確に区別しているか。

P T S 業務に従事する者がその他の業務に関する情報を利用して当該業務を行い、又はその他の業務に従事する者が当該業務に関する情報を利用してその他の業務を行っていないか。

顧客の取引情報について、外部に漏えいしない措置を的確に講じているか。

8 . 電子金融商品取引業務

(1) 顧客管理

口座開設の審査基準が適切か。また、審査は適切に行われているか。

非対面取引であることを留意した上で、顧客の本人確認が適切に行われているか。

本人確認書類の徴求等は適切に行われているか。

顧客カード等の整備により、顧客の職業、投資経験、知識及び資産状況等の顧客の属性を適切に把握しているか。顧客属性に関する必要な情報を十分把握しないまま口座開設を認めていることはないか。顧客属性の異動状況を把握し、最新のデータを管理しているか。

取引の開始に当たって、法令等により求められている書面・説明書の交付や確認書の徴求が適切に行われているか。

(2) 安全対策

取引の安全性の確保の観点から、例えば、顧客の暗証番号が入力されない限り発注できないシステムとするなどの対策を講じているか。

個人顧客等との取引においては、顧客が発注する際に誤入力の有無を容易に再確認できるようなシステムとしているか。例えば、「確認画面」を経ない限り、注文を発注できないシステムとするなどの対策を講じているか。

顧客属性及び取扱商品の性格に応じて、取引金額が過大にならないためのチェックシステムを構築しているか。例えば、取引金額について一日の取引上限を設け、これを超過した場合、ロックがかかるシステムとするなどの対策を講じているか。

利用者を不正使用から守るため、利用者自身が使用状態を確認する機能を設けるなどの措置を講じているか。

顧客の契約判断の適正を確保する観点から、画面上に問合せ窓口(メールアドレス)及びその他の連絡方法を明示するとともに、提供した情報の内容について、顧客に質問をする機会を与えているか。

リンクによって生じうるサービス提供主体についての誤認を防止するための対策を講じているか。

利用者に対し、取引に関する情報提供にとどまらず、他の取引形態とは異なるリスクが存在することに関して注意喚起を図っているか。また、トラブルの発生をできる限り回避する観点から、システムダウンが生じた場合の責任分担のあり方(免責事項を含む)を定め、取引開始に先立って利用者に明確な情報を提供しているか。

システムのダウン又は不具合に備え、インターネット以外の媒体による連絡方法を利用者に周知しているか。その場合、取引が行われている画面に表示されているか。

9. 分別管理業務

(1) 対象有価証券及び金銭

法令等により分別される有価証券及び契約により金融商品取引業者が消費できる有価証券を除き、顧客から預託を受けた有価証券及びその計算において金融商品取引業者が占有する有価証券を分別管理しているか。

金融商品取引業に係る取引に関して顧客から預託を受けた金銭及び有価証券並びに顧客の計算に属する金銭及び有価証券(有価証券については金融商品取引法第43条の4の規定により担保に供されたもの(契約により金融商品取引業者が消費できる有価証券を除く。))について、金融商品取引業を廃止した場合等に顧客に返還すべき額として算定したものに相当する金額を顧客分別金として保管しているか。

なお、有価証券については、時価により顧客分別金相当額を計算しているか。

(2) 保管方法(有価証券)

混蔵保管以外の場合は第三者に保管させている場合を含め、顧客の有価証券とその他の有価証券との保管場所を明確に区分し、顧客の有価証券については、どの顧客の有価証券であるかが直ちに判別できるように、顧客別あるいは証券の記番号順等により保管しているか。

混蔵保管の場合は、顧客の有価証券全体とその他の有価証券との保管場所を明確に区分し、または、第三者において、金融商品取引業者の口座と顧客のための

口座とを区分する等の方法により、顧客全体の有価証券に係る持分が直ちに判別できるようにするとともに、各々の顧客の持分について金融商品取引業者の帳簿等により直ちに判別できるようにしているか。

なお、金融商品取引業者と顧客等との間で共有関係にある有価証券については、各々の顧客の持分が金融商品取引業者の帳簿等により直ちに判別できるようにしているか。

(3) 保管方法（金銭）

顧客分別金については、次のとおり信託しているか。

金融商品取引業者を委託者、信託会社又は信託業務を営む金融機関等を受託者、金融商品取引業に係る顧客を元本の受益者としているか。

金融商品取引業者においては信託管理人を定めているか。また、金融商品取引業者が信託契約を複数の受託者と契約する場合には、これらの契約に係る信託管理人を同一人としているか。

金融商品取引法第79条の54に規定する通知金融商品取引業者に該当することとなったときは、原則として投資者保護基金を信託管理人としているか。

信託契約の種類としては、金銭の信託、有価証券の信託及び包括信託とし、その運用対象は法令等に規定する運用方法によっているか。

顧客ごとの顧客分別金の額及びその合計額である顧客分別金の必要額は、毎日計算を行っているか。

顧客分別金の必要額の差替えは、週に1日以上差替計算基準日を設け、当該基準日の翌日から起算して3営業日以内に不足額の追加を行っているか。

顧客分別金の必要額は、差替計算基準日当日の額としているか。（1週間の残高平均ではない。）

信託財産たる有価証券の評価額は、原則として差替計算基準日における時価とするなど、法令等に基づく適切な額としているか。

金融商品取引業者が通知金融商品取引業者に該当することとなった場合には、金融商品取引業者が信託会社又は信託業務を営む金融機関等に対して運用の指図を行っていないか。（投資者保護基金が特に認める場合を除く。）

(4) 信用取引及び発行日取引に係る顧客分別金

追加保証金部分を含め、信用取引委託保証金現金並びに再担保に供する信用取引委託保証金代用有価証券に係る時価相当額を顧客分別金の計算対象としているか。

（信用取引にかかる金融商品取引業者の分別管理の概要）

項目	分別管理	
本担保現金	不要	
本担保株券	不要	
信用取引委託保証金現金 (追加保証金部分を含む。)	信託	
信用取引委託保証金代用有価証券 (追加保証金部分を含む。)	現物保管分 再担保分 証金担保分 母店担保分	分別管理 金銭の信託 金銭の信託 金銭の信託
信用取引評価益	不要	

(注) 証金担保分、母店担保分のうち内閣府令の要件を満たす場合には金銭の信託は不要。

発行日取引にかかる代用有価証券及び受入保証金を顧客分別金信託の対象としているか。

(5) デリバティブ取引に係る顧客分別金

市場デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に限る。において同じ。)に際し、当初委託証拠金・取次証拠金として差し入れられた現金または代用有価証券のうち差換預託したものは顧客資産として分別管理しているか。(直接預託の場合は分別管理を行う必要はない。)

市場デリバティブ取引に係る評価益については、顧客分別金の計算対象としているか。

(市場デリバティブ取引にかかる金融商品取引業者の分別管理の概要)

項目	分別管理
当初委託証拠金・取次証拠金として差し入れられた現金	金銭の信託
上記のうち取引所への直接預託分	不要
差替預託した場合の委託・取次証拠金代用有価証券	必要
上記のうち取引所への直接預託分	不要
顧客の損失分として顧客が差し入れる委託証拠金・取次証拠金	不要
先物取引評価益	金銭の信託
オプション取引評価益	不要

(注) オプション取引評価益は未実現であるため信託は不要である。

店頭デリバティブ取引及び有価証券関連以外のデリバティブ取引に係る委託

証拠金又はその代用有価証券については、自己の固有財産と明確に区分して管理しているか（分別管理は不要。）

(6) 残高照合

取次金融商品取引業者と母店金融商品取引業者との間で定期的に残高について照合がなされているか。

第三者機関（海外の保管機関を含む。）との間で、金融商品取引業等に関する内閣府令に則した適切な寄託契約を締結しているか。

国内の第三者機関に保管されているものについて移動があった銘柄については、移動後の残高をその都度確認し、全体の残高については、海外保管機関を含め、毎月1回以上帳簿残高と預け先残高の照合が行われているか。

また、顧客との受渡しのため営業員の持ち出した金銭・有価証券が顧客不在等のため持ち帰った場合に顧客口座に戻入されている等、適切に分別管理がなされているか。

顧客分別金の計算対象や算出方法等が明確に規定され、算出データの正確性についてのチェックが行われているか。

管理規程において顧客分別金の算出方法、算出対象が規定され、算出データの正確性についてのチェックが行われているか。

顧客分別金信託を行っている信託銀行の残高と預託金帳簿残高の照合が毎週1回以上行われているか。

顧客資産の分別管理の状況について、毎年一回以上定期的に、公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査を受けているか。

10. 内部管理

(1) 法令上の手続等

未登録者の外務行為の禁止を徹底し、登録前の勧誘及び受託行為等を防止する方策を講じているか。

外務員の登録、変更又は抹消の手続きは、法令等に基づき適切に行われているか。

業務に関する帳簿書類等の作成、保存又は提出は、法令等に基づき適切に行われているか。

法令に規定する認可、承認又は届出等の手続きは適切に行われているか。

(2) 不公正取引

不公正取引の防止のための確認は適切に行っているか。

顧客によるインサイダー取引等の不公正取引を未然に防止するため、内部者登録や情報管理の徹底を図るとともに、注文受注時に必要な確認等を適切に行っているか。

顧客の売買商品、取引方法・形態等の売買動向を把握するために策定した具体的な取扱方法に基づき、適時、モニタリング等を行うなどにより顧客の売買動向等の的確な把握を行っているか。

売買管理部門は、顧客の取引の公正性を確保するため、個別銘柄について、騰落率、自社の市場関与率及び引け値関与等を勘案した具体的な抽出基準により、適正な抽出を行っているか。

売買管理部門は、抽出銘柄について、作為的相場形成等の不公正取引を排除するため、顧客等に対して、照会、注意喚起又は取引の停止等を講ずる等適切な対応を行っているか。

(3) 約定訂正等

約定訂正処理は、適正に行われているか。

事務処理ミス等として自己に付け替えたものの中で問題となるものはないか。

事務処理ミス等による約定訂正処理は訂正理由を明確にした上で適切に行われ、その内容を後日確認できるよう保存しているか。

証券事故、顧客紛争又は約定訂正等の発生状況はどうか。特定部店又は扱者に偏って発生していることはないか。

不祥事等については、法令等に基づく当局への届出や確認申請書の提出を行っているか。また、社内的にも適切な処理をしているか。

内部管理担当者は、取引の修正・取消し等について、社内ルールに沿った適切な処理が行われているかを確認しているか。

(4) 事務処理の適切性

金融商品取引業務に係る事務管理部門において、各取引の処理等について規程・マニュアル等に従った取扱いを行っているか。例えば、

イ 注文伝票は、原則として受注時に作成しているか。

ロ 自社における取引記録については、取引相手から入手した約定データと照合し、誤差等がある場合には、速やかにその原因究明を行い、あらかじめ定められた方法に基づき修正しているか。

ハ 取引内容を記載した書面は、すべての取引について正確に作成し、取引先に交付しているか。

ニ 取引処理、証券決済及び資金決済の手続きは、内部管理担当者等による監視

のもと、適切に行われているか。

ホ 預金や保管を委託している有価証券については、第三者機関との照合を適切に実施しているか。

内部管理担当者は、営業部門等における日々の取引内容等が正確に記録されているかについて適切に検証しているか。(例えば、現金・有価証券等の残高確認、注文伝票や契約書の記載事項の確認等)

内部管理担当者は、取引内容等に係る日々の検証に際し、特に規定外の取扱いが行われた取引等に関し、その理由や経緯、処理方法等について十分な調査・検証を行い、正確な記録を残しているか。

内部管理担当者は、口座開設の際の本人確認の状況、書損証券等の取扱い、重要書類の管理、約定訂正等の記録、手形・小切手及び送金等の取扱い、取引報告書の作成・交付状況等について適切に検証しているか。

顧客から徴収した確認書、有価証券再担保同意書、弊害防止措置に係る非公開情報の共有同意書、個人情報の目的外使用又は第三者提供に係る同意書等について、適切な管理を行っているか。

売買執行部門の管理者は、金融商品取引所における有価証券の売買等に関して、注文の受託及び発注が誤った内容となることを未然に防止するため、一定規模を超える注文については、注文の内容を確認のうえ、適切と判断されるものについて発注制限の解除に係る承認を行う等、管理者としての責務を適切に果たしているか。

反社会的勢力との取引は厳に慎むとともに、既存顧客が反社会的勢力であることが判明した場合には、可及的速やかに取引関係を解消しているか。

顧客の計算において自己が占有する有価証券又は顧客から預託を受けた有価証券を担保に供する場合又は他人に貸し付ける場合は、顧客の書面による同意を得ているか。

顧客の注文について、最良執行方針等に従い執行していることを確認しているか。

上場有価証券等に関する顧客の注文を受けようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、最良執行方針等を記載した書面を交付していることを確認しているか。

(5) 広告審査

広告の審査を行う担当者(広告審査担当者)を定めているか。また、営業部門単位又は従業員限りで広告を行う場合にも、広告審査担当者がチェックしているか。

広告宣伝は自主規制機関の定める規則に則って行われていることを検証するとともに、当該規則に抵触するおそれがある場合には事前に広告審査担当者等に

照会しているか。

(6) 金融商品仲介業者の監督

金融商品仲介業者に対して求める投資勧誘に当たっての具体的取扱方法を、金融商品仲介業者に周知し、徹底しているか。

金融商品仲介業者に対して求める顧客情報の取扱基準を、金融商品仲介業者に周知し、徹底しているか。

内部管理部門は、金融商品仲介業者による顧客属性等の把握状況及び顧客情報の管理状況を把握し、必要に応じて、顧客属性等に照らして適切な勧誘が行われているか検証しているか。

内部管理担当者等は、金融商品仲介業者による投資勧誘実態を把握するため、必要に応じて顧客と直接面談等を行う等その実態把握に努め、適切な措置を講じているか。

11. 財産・経理

(1) 純財産額の算出に関する検査の方法

検査官は、純財産額の算出に当たり、基準日における財務書類等に金融商品取引業者が計上している資産・負債並びに損益について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って適正に計上されたものであるかどうか検証し、計上漏れの資産・負債勘定はないか、簿外の勘定がないかなどに留意したうえで、資産・負債評価査定等の方法により、計算時点における実態を反映した財務計数を確定し、純財産額を算出するものとする。

科目補正

貸借対照表及び損益計算書の各勘定科目について検証を行い、経理誤りゆいの是正、両建相殺処理の補正等の金融商品取引業者の経理を正当に修正するものを科目補正として処理する。

科目補正後の各勘定科目の計数により算出した純財産額を「純財産額（基準額）」とする。

純財産額の算出

評価査定及びその他補正の処理を行った後にその結果を「純財産額（基準額）」に加減調整を行うことにより、「純財産額（査定額）」を確定させる。

純財産額の算出に当たって、会社法、一般に公正妥当と認められる会計基準等に基づいて、財務書類等において適正な経理処理が行われているか確認し、適正

な経理処理に基づくものでない場合には所要の修正を行う。

評価査定

資産・負債の評価査定による金銭債権の分類、有価証券の評価査定及びその他資産の評価査定を行い、資産性のないことが明らかであるもの及び諸条件から総合的に判断して資産性が極度に乏しいものを確定し、純財産額から控除する。

その他補正の確定処理を行う。

貸借対照表及び損益計算書の各勘定科目について検証を行い、資産あるいは負債が増加又は減少することにより自己資本が増減するものは、その他補正として処理を行う。

金銭債権

立替金及び貸付金等の金銭債権については、収集可能な資料・情報を基に、顧客の財政状態及び経営成績等に応じて債権区分を行い、金銭債権から控除する貸倒引当金については、将来の損失額を合理的に見積り計上しているか。

具体的には、「金融商品に係る会計基準」（企業会計審議会）等に従い一般債権、貸倒懸念債権又は破産更生債権等に区分し、各債権区分に応じた引当方法により貸倒引当金を算出し、金銭債権を評価する。

信用取引貸付金については、基準日において、受託契約準則で定める委託保証金が維持されている場合には一般債権に区分して差し支えないものとする。

顧客への立替金については、顧客の資力、返済状況及び返済意思等を勘案し、個別に取立不能見込額を合理的に算出する。係争中であることや少額の返済があることなどを理由に、貸倒引当金の対象外とすることは適当ではない。

連結対象子会社等に対する債権等については、貸借対照表上の純資産額によることなく保有資産の含み損益も加味した実質的な純財産額をもって判断することとし、資産状態が悪化し、当該債権等について回収不能の虞がある場合には回収不能と見込まれる額を適正な判断により算出しているか。その際、当該純財産額算出に当たり、貸金業を行っている連結対象子会社等においては、銀行等金融機関に準じた債権管理が要求され、ある程度厳密な債権区分を求められていることから、当該会社の保有する営業貸出金等の資産査定につき、金融検査マニュアルを参考に自己査定及び償却・引当を行うなどの措置を講じているか。

有価証券

有価証券については、「金融商品に係る会計基準」等に従って、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他の有価証券に区分し、それぞれの区分に応じて評価額及び評価差額等を算定しているか。

イ 売買目的有価証券

時価をもって評価額とする。評価差額は当期の損益として処理する。

ロ 満期保有目的の債券

取得原価をもって評価額とする。

ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって評価額とする。

八 子会社株式及び関連会社株式

取得原価をもって評価額とする。

二 その他有価証券

時価をもって評価額とする。評価差額は洗い替え方式に基づき、次のいずれかの方法により処理する。

- a. 評価差額の合計額を純資産の部に計上する。
- b. 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する。

なお、純資産の部に計上される評価差額については、税効果会計を適用し、純資産の部において他の剰余金と区分する。

ホ 市場価格のない有価証券

- a. 債券の評価額は、債権の評価額に準じ、取得原価又は償却原価法に基づいて算定された評価額とする。
- b. 債券以外の有価証券は、取得原価をもって評価額とする。

ヘ 時価が著しく下落した場合

売買目的有価証券以外の有価証券（子会社株式及び関連会社株式を含む。）のうち市場価格又は合理的に算定された価額（すなわち時価）のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって評価額とし、評価差額を当期の損失として処理する。

市場価格のない株式（子会社株式及び関連会社株式を含む。）については当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理する。

時価のない債券については、債権の評価額に準じるため、当該債券については、償却原価法を適用した上で、債権の貸倒見積高の算定方法に準じて減損額を算定する。

ト デリバティブ取引

デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、原則として時価をもって評価額とし、評価差額は、ヘッジ会計適用による損益の繰延べが認められる場合を除き、当期の損益としているか。

取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務については、計算を行う日における当該取引所の最終価格又はこれに準ずるものとして合理的に算出された価額を評価額とする。

取引所の相場がない非上場デリバティブ取引については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。

公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって評価額とする。

前払金、前払費用

基準日において既経過期間に対応する費用化されるべき金額については、純財産額から控除しているか。

未収入金、未収収益

資産性を勘案し、価値の毀損の危険性又は回収の危険性の度合いに応じて、評価しているか。

その他の流動資産

上記以外の流動資産については、原則として帳簿価額をもって評価額とする。

ただし、当該流動資産の時価が帳簿価額より著しく低い場合であって、その価額が帳簿価額まで回復することが困難と見られる場合は、当該時価をもって評価額とし、その差額を純財産額から控除しているか。

固定資産（上記のものは除く。）

有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産（金融資産、繰延税金資産、長期前払利息等を除く。）は、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合等は、「固定資産の減損に係る会計基準」等に基づき、減損処理を行う。

繰延資産

原則として帳簿価額をもって評価額とする。

ただし、当該繰延資産について、償却不足がある場合、当該償却不足額を控除した額をもって評価額とし、当該償却不足額を純財産額から控除しているか。

準備金

イ 金融商品取引責任準備金

金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令の規定に基づき算出しているか。

ロ その他の準備金

一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき算出しているか。

引当金（貸倒引当金を除く。）

一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき算出しているか。

(2) 純財産額の算出方法

純財産額は、資産及び負債について、資産・負債の評価査定等により評価した後、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべ

き金額の合計額（次に掲げるものの金額の合計額を除く。）を控除して計算する。

金融商品取引責任準備金

他に営んでいる事業に関し法令の規定により負債の部に計上することが義務付けられている引当金又は準備金のうち利益留保性の引当金又は準備金の性質を有するものがある場合には、当該引当金又は準備金

12. 自己資本規制比率

(1) 基本的項目

資本金、新株式申込証拠金、資本剰余金及び利益剰余金など、自己資本の算出に必要となる勘定科目が、会計帳簿及び主要勘定残高表と一致しているか。

時価算定の客観性を確保するため、社内規程等に基づいて「時価算定マニュアル」を定め、これに基づき適正な時価評価を行っているか。また、制度改正、評価手法の開発等により算定方法の変更の必要が生じた場合には、社内規程等に基づいて速やかにマニュアルを改正しているか。

(2) 補完的項目

金融商品取引責任準備金及び一般貸倒引当金等は、適正に計算され業務に関する帳簿書類等と一致しているか。

短期劣後債務又は長期劣後債務の算入にあたっては金融庁長官等に届け出を行っており、その契約書に自己資本規制比率が120%を下回ることとなるときは短期劣後債務については元利金、長期劣後債務については利金の支払を行わない旨の特約等が明示されているか。

トレーディング勘定に計上した有価証券及び商品有価証券のみならず、その他有価証券にかかる評価損益について、正確に把握されているか。

(3) リスク相当額

リスク相当額の算出に当たっては、金融庁長官が定めるところにより、適切に算出しているか。

(4) 自己資本規制比率の算出及び把握

自己資本規制比率の管理部門において、毎営業日、市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を適切に算出するとともに、取締役等に対して適切に報告しているか。

(5) 自己資本規制比率の報告

毎月末の自己資本規制比率を、翌月 20 日までに当局へ届け出ているか。なお、自己資本規制比率が 140%を下回った場合等は、直ちに、その旨を当局へ届け出るとともに、かつ、営業日ごとに、府令に定める届出書を作成し、遅滞なく、当局へ届け出ているか。

- 2 - 3 業務編・第二種金融商品取引業者

第二種金融商品取引業者の業務の状況に関する検査は、投資信託受益証券、抵当証券及びみなし有価証券等の市場性及び流動性の低い有価証券並びに有価証券に関連しないデリバティブ取引を顧客に提供する第二種金融商品取引業者が、市場仲介者として誠実かつ公正に業務を遂行し、業務の状況として不適切なものはないかを的確に把握し、法令等違反行為を厳しく追及することで、公益又は投資者保護を図ることを目的とする。

1. 営業姿勢等

(1) 適合性の原則

営業員の顧客に対する投資勧誘行為は、顧客の属性や投資目的等に配慮する等投資者保護の観点から適切なものとなっているか。

顧客の投資意向及び投資経験等の顧客属性について、顧客カード等による適切な管理が行われているか。

顧客の資金性格に合わない商品を勧誘していないか。例えば、老後資金で安定的な利息収入を希望する顧客に対し、短期のキャピタルゲイン狙い(ハイリスク)の取引を勧誘していないか。

追加資金のない顧客に対し、次々と頻繁な勧誘をしていないか。

投資経験の少ない顧客に対し、複雑な商品を勧誘していないか。

デリバティブ取引は、その商品内容に見合った十分な知識、経験及び財産を持っている顧客に販売しているか。

(2) 勧誘状況

商品内容(基本的な性格、リスクの内容等)を十分理解させるように説明しているか。例えば、投資勧誘の際に商品の性格や取引の条件について十分説明し得る資料を整備しているか、あるいは複数の商品を提示して選択の余地を与える資料を作成しているか。

投資メリットのみを強調し、リスク等のデメリットの説明が不足していないか。乗換えコストからみてメリットがない乗換えを勧誘していないか。

推奨理由は恣意的又は主観的なものになっていないか。

その他、投資判断上の重要な事項の説明不足はないか。

顧客からのデリバティブ取引に関する注文を受けたときは、あらかじめその者に対して取引態様を事前に明示しているか。

顧客との取引に当たっては、商品内容等について、適切かつ十分な説明を行い、例えば、必要に応じて顧客から説明を受けた旨の書面の受入れ等の確認を行って

いるか。

顧客の損失を補てんし又は利益に追加するため、財産上の利益を提供する若しくは第三者に提供させていないか。

その他、経済合理性に欠ける取引又は法令等に違反する勧誘を行っていないか。

販売勧誘を行う営業員に対し、適切な投資勧誘を行うための十分な教育を実施しているか。また、当該販売勧誘に関する教育を受けていない従業員に、顧客への販売勧誘を行わせていないか。

(3) 勧誘資料等

顧客への投資勧誘に際しては、金融商品取引法上交付義務が課された説明資料について、ルールどおり交付しているか。誤解を与える説明をしていないか。

顧客に金融商品取引法上交付義務が課された説明資料等を交付した場合には、交付簿との突合等により交付漏れのないことを確認しているか。

郵送等により顧客にディスクロージャー資料を交付し、不着等となった場合には遅滞なく再送すること等により法令等に抵触することのないようにしているか。

特に目論見書においては、以下の事項に留意しているか。

イ 有価証券届出書の効力が発生する前において目論見書を使用して勧誘を行っていないか。(仮目論見書は使用できる。)

ロ 仮目論見書の内容と有価証券届出書の内容が一致していることを検証しているか。

ハ 仮目論見書を使用して勧誘する場合は有価証券届出書の効力が発生するまでの間であることを理解しているか。

ニ 仮目論見書を使用して勧誘を行った場合であっても、顧客が受益証券を取得する場合には取得時まで目論見書を交付しているか。郵送による場合にあっては、取得時までの間に到着するものとなっているか。

ホ 電子情報処理組織を使用した目論見書の交付は法令等に規定された要件を満たしているか。

ヘ 顧客から請求目論見書の請求があった場合には、適切に交付しているか。

投資勧誘資料の内容に虚偽又は誤解させる表示はないか。例えば、その内容が恣意的なものとなっていないか。また、内部管理担当者は適切な審査を行っているか。

適格機関投資家向けの勧誘を行う場合にあっては、販売制限等に関する告知の文書を交付しているか。

デリバティブ取引に関して、取引経験が浅い顧客にデリバティブ商品等を販売する場合には、その商品内容やリスクについて、例示等(最良のシナリオのもの

だけでなく、最悪のシナリオを想定した想定最大損失額を含む。) も入れ、取引の概要や取引に係る損失の危険に関する事項その他顧客の注意を喚起すべき事項を記載した書面を交付するなどの方法により、十分に説明しているか。

特に顧客自身がリスクを負っている商品の販売に当たっては、必要に応じて取引先から説明を受けた旨の確認を行っているか。

(4) 弊害防止措置

親法人等又は子法人等との間の取引で、通常の条件と異なる条件による取引を行っていないか。

取引を行うことを条件に親法人等又は子法人等から信用供与を受けている顧客に対し、これを承知で勧誘していないか。

発行者等に関する非公開情報を親法人等又は子法人等との間で授受していないか(発行者等の書面による同意がある場合を除く。)

その他、法令等に定める弊害防止措置に関する規制に抵触する行為はないか。

(5) 取引実態の把握

不適正な営業実態の有無を把握するため、以下の項目等について顧客取引の実情の検証を行う。

社内の売買管理規制(短期売買等)を意図的に回避する取引はないか。

償還乗換えの際の手数料の優遇措置について、顧客に適切に説明しているか。

また、不必要な手数料を負担させているものはないか。

特別な利益の提供となるような商品スキームを用いた取引はないか。

投資信託約款に重大な変更等がある場合には顧客に書面を交付し、顧客に誤解が生じないようにしているか。

市場デリバティブ取引において、

イ 一律集中的取引で不適正なものはないか。

ロ 見込買付けによるハナ替えはないか。

ハ 過誤訂正処理は、適正に行われているか。

ニ 自己勘定と委託取引の間で利益提供となるような不適正な付替えはないか。

デリバティブ商品等は、顧客の投資意向や投資経験、資産の状況等の顧客属性等に照らして適切と判断する顧客に販売しているか。

デリバティブ取引(法令に規制のあるものに限る。)において、勧誘に先立って顧客に対しその勧誘受諾意思を確認しているか。また、勧誘を受けた顧客が契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、勧誘を継続していないか。

(6) 過当な売買取引等

社内管理資料や大口取引顧客等の資料を参考にし、顧客の資力に比較して過大な数量や頻度の高い売買、資金性格及び顧客の属性等を勘案して特異な取引顧客を選定し、以下の項目等について検証を行う。

顧客の資力又は資金性格等を無視した過当勧誘を行っていないか。

顧客の資金性格や取引経過から不自然なものはないか。

顧客の属性等から、受注時間に不自然なものはないか。

営業店や営業員への割当て等により、集中的販売となっていないか。

特定の銘柄の取引状況に特異な点はないか。頻繁な乗換えとなっているものはないか。これらについてどのような投資勧誘が行われているか。

特定顧客への販売に依存している傾向はないか。顧客取引に仮装した営業員自身の取引、無断取引等はないか。

頻繁な乗換えにより損失が発生している場合、顧客が取引結果について了承しているか。また、顧客との間で紛争になっているものはないか。

その他、不適切な勧誘、取引等が行われていないか。

回転売買により売買損（評価損）が発生している場合、顧客が取引結果について了承しているか。また、顧客との間で紛争になっているものはないか。

特定顧客への立替金、委託証拠金の預託不足及び維持率割れが目立っていないか。

2. 電子金融商品取引業務

(1) 顧客管理

口座開設の審査基準が適切か。また、審査は適切に行われているか。

非対面取引であることを留意した上で、顧客の本人確認が適切に行われているか。

本人確認書類の徴求等は適切に行われているか。

顧客カード等の整備により、顧客の職業、投資経験、知識及び資産状況等の顧客の属性を適切に把握しているか。顧客属性に関する必要な情報を十分把握しないまま口座開設を認めていることはないか。顧客属性の異動状況を把握し、最新のデータを管理しているか。

取引の開始に当たって、法令等により求められている書面・説明書の交付や確認書の徴求が適切に行われているか。

(2) 安全対策

取引の安全性の確保の観点から、例えば、顧客の暗証番号が入力されない限り

発注できないシステムとするなどの対策を講じているか。

個人顧客等との取引においては、顧客が発注する際に誤入力の有無を容易に再確認できるようなシステムとしているか。例えば、「確認画面」を経ない限り、注文を発注できないシステムとするなどの対策を講じているか。

顧客属性及び取扱商品の性格に応じて、取引金額が過大にならないためのチェックシステムを構築しているか。例えば、取引金額について一日の取引上限を設け、これを超過した場合、ロックがかかるシステムとするなどの対策を講じているか。

利用者を不正使用から守るため、利用者自身が使用状態を確認する機能を設けるなどの措置を講じているか。

顧客の契約判断の適正を確保する観点から、画面上に問合せ窓口（メールアドレス）及びその他の連絡方法を明示するとともに、提供した情報の内容について、顧客に質問をする機会を与えているか。

リンクによって生じうるサービス提供主体についての誤認を防止するための対策を講じているか。

利用者に対し、取引に関する情報提供にとどまらず、他の取引形態とは異なるリスクが存在することに関して注意喚起を図っているか。また、トラブルの発生をできる限り回避する観点から、システムダウンが生じた場合の責任分担のあり方（免責事項を含む）を定め、取引開始に先立って利用者に明確な情報を提供しているか。

システムのダウン又は不具合に備え、インターネット以外の媒体による連絡方法を利用者に周知しているか。その場合、取引が行われている画面に表示されているか。

3 . 内部管理

(1) 法令上の手続等

第二種金融商品取引業を行う個人は、法令に定める営業保証金を主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託するとともに、その旨を当局に届け出た後に営業を開始しているか。

業務に関する帳簿書類等の作成、保存又は提出は、法令等に基づき適切に行われているか。

法令に規定する承認又は届出等の手続は適切に行われているか。

みなし有価証券（法第2条第2項各号に掲げる権利に限る。）に係る契約の締結の勧誘を行う場合には、契約締結前に交付する書面の内容をあらかじめ当局へ

届け出ているか。

(2) 不公正取引

不公正取引の防止のための確認は適切に行っているか。

顧客の売買商品、取引方法・形態等の売買動向を把握するために策定した具体的な取扱方法に基づき、適時、モニタリング等を行うなどにより顧客の売買動機等の的確な把握を行っているか。

(3) 約定訂正等

約定訂正処理は、適正に行われているか。

事務処理ミス等として自己に付け替えたものの中で問題となるものはないか。

事務処理ミス等による約定訂正処理は訂正理由を明確とした上で適切に行われ、その内容を後日確認できるよう保存しているか。

事故、顧客紛争又は約定訂正等の発生状況はどうか。特定部店又は扱者に偏って発生していることはないか。

不祥事等については、法令等に基づく当局への届出や確認申請書の提出を行っているか。また、社内的にも適切な処理をしているか。

内部管理担当者は、取引の修正・取消し等について、社内ルールに沿った適切な処理が行われているかを確認しているか。

(4) 事務処理の適切性

金融商品取引業務に係る事務管理部門において、各取引の処理等について規程・マニュアル等に従った取扱いを行っているか。例えば、

イ 注文伝票は、原則として受注時に作成しているか。

ロ 自社における取引記録については、取引相手から入手した約定データと照合し、誤差等がある場合には、速やかにその原因究明を行い、あらかじめ定められた方法に基づき修正しているか。

ハ 取引内容を記載した書面は、すべての取引について正確に作成し、取引先に交付しているか。

内部管理担当者は、営業部門等における日々の取引内容等が正確に記録されているかについて適切に検証しているか。(例えば、現金・有価証券等の残高確認、注文伝票や契約書の記載事項の確認等)

内部管理担当者は、取引内容等に係る日々の検証に際し、特に規定外の取扱いが行われた取引等に関し、その理由や経緯、処理方法等について十分な調査・検証を行い、正確な記録を残しているか。

内部管理担当者は、口座開設の際の本人確認の状況、書損証券等の取扱い、重

要書類の管理、約定訂正等の記録、手形・小切手及び送金等の取扱い、取引報告書の作成・交付状況等について適切に検証しているか。

顧客から徴収した確認書、有価証券再担保同意書、弊害防止措置に係る顧客情報の共有同意書、個人情報の目的外使用又は第三者提供に係る同意書等について、適切な管理を行っているか。

売買執行部門の管理者は、市場デリバティブ取引に関して、注文の受託及び発注が誤った内容となることを未然に防止するため、一定規模を超える注文については、注文の内容を確認のうえ、適切と判断されるものについて発注制限の解除に係る承認を行う等、管理者としての責務を適切に果たしているか。

反社会的勢力との取引は厳に慎むとともに、既存顧客が反社会的勢力であることが判明した場合には、可及的速やかに取引関係を解消しているか。

顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受けていないか。

みなし有価証券の売買等を行うにあたっては、当該権利又は拋出等された金銭が、当該金銭等を充てて行われる事業を行う者の固有財産と分別して管理されていることを確認しているか。

顧客から一時的に預託を受けた金銭については、自己の固有財産と分別して管理しているか。

(5) 広告審査

広告の審査を行う担当者（広告審査担当者）を定めているか。また、営業部門単位又は従業員限りで広告を行う場合にも、広告審査担当者がチェックしているか。

広告宣伝は自主規制機関の定める規則に則って行われていることを検証するとともに、当該規則に抵触するおそれがある場合には事前に広告審査担当者等に照会しているか。

- 2 - 4 業務編・投資助言・代理業者

投資助言・代理業者の業務に関する検査は、顧客に対して有価証券及び金融商品の価値等を忠実に助言すべき立場にある投資助言・代理業者が、その責務と役割を適切に遂行しているかを把握し、法令等違反行為を厳しく追及することで、公益又は投資者保護を図ることを目的とする。

1. 投資助言・代理業

(1) 勧誘状況等

既に契約している顧客からの助言内容に関する不満に対し、投資顧問料のランクアップ等不当な方法とみられる勧誘を行っていないか。

顧客との間での金融商品取引行為及び金銭・有価証券の預託の受け入れを行わない旨を記載しているか。

顧客に交付すべき書面に、クーリングオフについて適正に記載しているか。

顧客からのクーリングオフの申し出があった場合、法令等に基づき適正に処理しているか。また、契約解除に関する書面を保存しているか。

クーリングオフ対象期間(顧客が契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間。以下同じ。)内の顧客からの申し出を引き延ばし、投資顧問料の返還を行っていないものはないか。

クーリングオフに際し、顧客に対して法令で定める金額を超えて損害賠償又は違約金の支払を請求していないか。

また、顧客から金融商品取引契約に係る対価の前払を受けているときは、これを顧客に返還しているか。

クーリングオフ対象期間経過後の契約の解除について、投資顧問契約書等に適正に記載しているか。また、処理を適正に行っているか。

投資顧問契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫を行っていないか。

顧客を勧誘するに際し、顧客に対して、損失の全部又は一部を補てんすることや財産上の利益を提供する旨を約していないか。

過去の助言実績に関し、著しく事実と異なる内容の広告物を作成するなど、顧客に誤解を与える勧誘を行っていないか。

(2) 取引実態の把握

不適正な取引実態の有無を把握するため、以下の項目等について顧客取引の実情の検証を行う。

投資顧問契約書等の内容と異なる助言を行っていないか。

親法人等又は子法人等や自社の発行する有価証券について助言するに当たり、顧客に対しその旨及び理由を明示しているか。

特定の有価証券等について、不必要と認められる頻度又は規模の助言を行っていないか。

有価証券等の価格の固定、高値買い上がり、大引け成行き、終値関与等となる取引を継続的に助言していないか。

顧客相互間において、他の顧客の利益を図るため特定の顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした助言を行っていないか。

特定の金融商品等について、自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない助言を行っていないか。

通常の見積りとは異なる条件で、かつ、当該条件での取引が顧客の利益を害することとなる条件での取引を行うことを内容とした助言を行っていないか。

二以上の種別の業務、その他の業務及び親法人等又は子法人等の利益を図るために、取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした助言を行っていないか。

契約の履行において、特定の顧客を優遇するなど、顧客間で不公平な扱いを行っていないか。

(3) 禁止行為等

助言を行った顧客が行う取引に関する情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買等を行っていないか。

助言を行っている顧客を相手方とした又は顧客のための、有価証券の売買等の金融商品取引行為を行っていないか。

顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付けていないか。また、顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付の媒介、取次ぎ又は代理を行っていないか。

自己若しくは親法人等又は子法人等が所有する有価証券等の売買に際して、顧客との間で利益相反行為はないか。

その他金融商品取引法第41条の2の禁止行為に触れる行為を行っていないか。

顧客の損失に対応した投資顧問料の減額を行っていないか。

顧客に誤解される表現（現契約より有利な情報を提供する等）を用いることにより、より高額な投資顧問料が必要な上位の会員区分にランクアップさせていないか。

2. 内部管理

(1) 法令上の手続き

投資助言・代理業のみを行う者は、法令に定める営業保証金を主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託するとともに、その旨を当局に届け出た後に営業を開始しているか。

(2) 事務処理の適切性

契約期間満了前に投資顧問契約を解除した顧客について、法令等遵守の状況、解約の理由等を検証しているか。

特定の有価証券等に集中して助言を行っている場合に、その内容を適切に検証しているか。

親法人等又は子法人等との投資顧問契約について、契約締結時等の書面に契約ごとの報酬の額及び支払の時期を明示することなく、親法人等又は子法人等の経営状態に合わせて投資顧問料を受領していないか。例えば、親法人等又は子法人等が赤字にならないような調整を行っていないか。

顧客からの苦情に対し、誠実に対応しているか。また、処理状況や処理結果を記録し、後日、検証できるように保存しているか。

投資顧問契約に係る助言記録は、適切に記載のうえ保管しているか。また、助言の根拠となる資料を適切に保管しているか。

投資顧問料が長期間未収となっている顧客との投資顧問契約を継続している場合、その理由や助言内容は適切なものとなっているか。

顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受けていないか。また、当該金融商品取引業者等と密接な関係を有する者に顧客の金銭若しくは有価証券の預託をさせていないか。

- 2 - 5 業務編・投資運用業者

投資運用業者の業務に関する検査は、投資者及び権利者の資金を忠実に運用すべき立場にある投資運用業者が、その責務と役割を適切に遂行しているかを把握し、法令等違反行為を厳しく追及することで、公益又は投資者保護を図ることを目的とする。

1. 投資運用業

(1) 運用計画

ファンドマネージャーは、運用財産を運用するに当たり、運用計画等を事前に作成し、運用部門の責任者がそれを承認しているか。また、運用計画に基づいて指図を行う方法等により運用を行っているか。

ファンドマネージャーは、運用計画を変更して売買の指図を行う場合には、その変更の理由を明示し、運用部門の責任者がその承認を行っているか。

運用計画やその変更の事跡等は、社内規程に定める期間保存しているか。

ファンドマネージャーの変更があった場合においても運用内容は投資信託約款又は投資一任契約等に則っているか。

(2) 運用評価

運用財産の評価（以下「運用評価」という。）は、運用部門から独立した部門で行っているか。

運用評価に当たっては、収益率のみでなく、投資一任契約書、投資信託約款又は投資法人規約等に則って運用していることを確認しているか。

ベンチマークを設けている場合、収益率の要因をベンチマークとの比較で的確に分析しているか。

運用評価に当たっては、評価基準や運用パフォーマンス基準に準拠しているか。

事務処理ミス等による約定訂正や注文の取消処理により、運用パフォーマンスに影響を与えていないか。

投資一任契約においては頻繁な運用スタイルの変更が原因で運用パフォーマンスが悪化していないか。

(3) 運用の適切性

取引の公正性

イ 運用に当たっては、法令等を遵守したポートフォリオで行っているか。例えば、投資信託の運用については、

- a. 組入れ比率は組入れ上限を超えていないか。
 - b. 銘柄別の組入れ制限を超えていないか。
 - c. 同一法人の発行する株式の組入れは50%を超えていないか。
 - d. 法令に基づき、合理的な方法により算出した危険に対応する額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合に、デリバティブ取引を行い又は継続していないか。
 - e. デリバティブ取引がヘッジ目的に限定された運用財産についてはその目的の範囲内での買建て又は売建て等となっているか。
- 株価形成等のチェックのため次のような情報を収集しているか。
- a. 大量発注を行う場合における市場の動向
 - b. 自社内出来高上位銘柄
 - c. 自社関与の高い銘柄
 - d. 運用財産の組入株式に係る取引所等の売買注意銘柄および売買規制銘柄等
- 八 運用財産の組入株式について、次のような、株価に影響を与える取引を行っていないか。
- a. 関与率の高い継続的な高値買い上がりや安値売り崩しのための発注を行っていないか。
 - b. 直近の売買高に比べ大量の買付け注文や売付け注文を発注していないか。
 - c. 売買高の少ない銘柄で売り物のほとんどを買い付ける発注の反復はないか。
 - d. 大量の買付け注文を下値で発注していないか。
 - e. 出来高の少ない銘柄について同一指値による買付け注文の反復はないか。
 - f. 大引けの成行の買付け注文を発注していないか。
 - g. 終値関与とみられる継続的な買付け注文を発注していないか。
 - h. 大引け間際に大量の売付け注文、又は買付け注文を発注していないか。
 - i. 親法人等又は子法人等に該当する金融商品取引業者等が取り扱うフィナンシャル銘柄について成行きを買付け注文（寄付きを除く。）やザラ場及び大引けにおいて新値をつけるための買付け注文を発注していないか。
- 二 運用財産において、重要事実を公表した上場会社等が発行する有価証券を公表前に売買している場合は、当該重要事実を利用した内部者取引を行っていないか。
- ホ 最良執行確保の観点から、引合いを要する国内債券及び外国債券の市場外取引等についてはその事跡を保存しているか。また、その価格に問題はないか。
- ヘ 非上場有価証券の売買における取引価格は適切か。
- ト 非上場等の理由で時価評価されていない債券等の残高数量の推移に問題は

ないか。

チ 非上場の債券等の評価額を合理的な理由がないにもかかわらず、切下げや切上げを行っていないか。

リ 仕組債や先物取引等により、例えば、償還ファンド等の時価を意識した運用パフォーマンスの嵩上げあるいは引下げを行っていないか。

ヌ 運用財産について、特定資産の取得又は譲渡等が行われたときは、自社、その親法人等又は子法人等及び受託会社以外の政令で定める者に当該特定資産等の価格等を調査させているか。また、その調査する資産が不動産であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査しているか。

運用財産間の利益相反

イ 利益相反のおそれがある場合の取引が行われたときは、当該取引に係る事項を記載した書面を受益者に交付しているか。

ロ 複数の運用財産に係る一括発注を行う場合は、次に掲げる事項等を遵守しているか。

a. 運用部門及び発注部門を分離しているか。

b. 運用部門から発注部門への売買注文の発信時間若しくは発注部門による売買注文の受信時間、各投資信託への配分数量等を発注伝票に記載する等、記録を保存しているか。

ハ 一方の運用財産をヘッジするために他方の運用財産での取引を利用していないか。また、一方の運用財産で大量に保有する銘柄の価格を上昇させるため、あるいは償還間近の運用財産の基準価格を上昇させる等のため、他方の運用財産で継続して売買注文を発注していないか。

ニ 新規公開株式等の運用財産への配分においては社内規程に則り行われ、運用財産相互間の公平が保持されているか。また、特定ファンドの運用パフォーマンスの改善のために恣意的な配分を行っていないか。

ホ 約定後に他の運用財産に付け替えていないか。

親法人等又は子法人等との利益相反

イ インデックス運用等を除き、運用財産に親法人等又は子法人等の発行する証券等を組み入れる場合には、組入れ理由に問題はないかという観点からの検証を行っているか。

ロ 親法人等又は子法人等との取引において親法人等又は子法人等が一方的に有利となる取引となっていないか。

ハ 発注先金融商品取引業者の選定は、系列又は友好関係の有無に関わらず、社内で策定した選定基準に準拠して決定しているか。また、安易に金融商品取引業者の受益証券の販売額等に応じた発注となっていないか。

ニ 発注先金融商品取引業者の選定に際し、当該金融商品取引業者から特別な利

益提供を受けていないか。

ホ 系列又は友好関係にある金融商品取引業者の収益予算達成のために、リバランス（入替）等を行っていないか。

ヘ 系列又は友好関係にある金融商品取引業者が幹事となっている銘柄について、ファイナンス発表日から値決め日までの間の売買に問題はないか。

ト 系列又は友好関係にある金融商品取引業者等が幹事となっている発行会社の依頼に基づき売買注文の発注等を行っていないか。

その他利益相反

イ 金融商品取引業以外の業務を行うこと及び取締役等の他社との兼職が運用財産の運用に影響を及ぼさないものとなっているか。

ロ 私募投信等において、権利者への販売の見返りとして、合理的な理由もなく当該権利者及びその親法人等又は子法人等の保有する有価証券等を運用財産で購入していないか。

ハ ファンドマネージャーの自己資金による売買と担当運用財産での同一銘柄の売買を行った場合、当該売買は適正なものか。また、フロントランニング等の不適正な売買はないか。

運用管理

イ 金融商品取引業者への発注実績からみて、経済合理性の乏しい短期の回転売買や不必要な売買を行っていないか。

ロ 運用財産で保有している銘柄について自社全体の保有数量を把握するとともに大量保有報告書等を法令に定める日までに提出しているか。

ハ 償還日直前等に基準価額や運用パフォーマンスが急に改善あるいは悪化した運用財産についてその運用内容に問題はないか。

ニ 日計り益が継続している運用財産や日計り損が継続している運用財産についてその売買の合理性に問題はないか。

ホ 特定銘柄を大量に売買している運用財産についてその売買理由、取得・売却先、売買方法及び売買価格は適正か。また、その残高の推移に問題はないか。

ヘ 資産の組入れに当たって適正な価格調査を行っているか。

ト 私募投信の設定に際し、商品の提案は適正に行われているか。また、私募投信へ資産を組み入れるに当たり、適切な価格調査が行われているか、組み入れ後の資産評価に問題はないか。

チ 投資一任契約において雑損又は交際費等の科目において損失を補填していないか。

リ 大口クロス売買又は公募株式取得の場合等においては、その理由のほか当該売買又は当該取得に係る経過についての事跡を確認できるものとなっているか。

ヌ 同一ファンドマネージャーの運用財産から正当な理由なく頻繁に売買注文が発注されていないか。

ル 約定訂正処理は、適正に行われているか。

議決権行使

イ 議決権行使についてはその行使に係る事跡を保存しているか。

ロ 投資収益の増大を図るという観点から、各議案を検討し株主議決権を適切に行使しているか。

ハ 投資収益が同業他社に比べて著しく劣ると考えられる企業に投資していた場合において株主議決権を適切に行使するための手続きを設けているか。

ニ 運用財産で保有する有価証券に係る議決権の行使が指図書及び管理記録からみて問題はないか。

ホ 投資一任契約は、委任の本旨に基づく議決権行使指図を行っているか。指図を行っている場合、その指図書や管理記録簿等を適切に保存しているか。また、自己又は権利者以外の第三者の利益を図る目的で指図を行っていないか。

(4) 説明義務

運用報告書は法令に則して作成し、権利者に交付しているか。

投資信託受益証券等の販売を行う業者等に対し過去の運用実績を適切に説明しているか。

投資一任契約における運用に関する特別な指定事項について投資一任契約書等に規定するほか、運用に係る重要事項について誤解を生じないようにしているか。

権利者に対して、投資信託約款等を記載した書面を交付しているか(目論見書に当該書面に記載すべき事項が記載されている場合等を除く。)

投資信託約款の重大な変更をしようとする場合、又は委託者指図型投資信託の併合をしようとする場合は、法令等により適用が除外されるものとして定められた場合を除き、書面により決議しているか。また、決議の日の2週間前までに、受益者に対して、変更内容等を記載した書面をもって通知を発しているか。

投資信託契約を解約しようとする場合は、法令等により適用が除外されるものとして定められた場合を除き、書面により決議しているか。また、決議の日の2週間前までに、受益者に対して、解約理由等を記載した書面をもって通知を発しているか。

(5) 不動産投資信託等

利益相反

イ 投資運用業者の忠実義務の遂行及び投資運用業者と投資法人との間の利益

相反のおそれがある取引についてその適正性を確保するために取引に係る帳簿書類等を社内規程に基づき作成しているか。

- 代表取締役、取締役及び運用状況を管理する者は、例えば、投資法人との間に利益相反のおそれがある次のような取引についてその取引内容を検証し、投資法人の利益保護を図っているか。

[売買に関する利益相反]

- a. 親法人等又は子法人等が保有する物件を、適正価格より高値で投資法人資産に組み入れていないか。
- b. 親法人等又は子法人等が保有する当該親法人等又は子法人等の取得基準に適合しない物件を、投資法人資産に組み入れていないか。
- c. 親法人等又は子法人等が仲介を行う物件を、適正価格より高値で投資法人資産に組み入れていないか。
- d. 運用報酬目当てに適正価格より高値で物件を取得していないか。
- e. 宅建業者としての仲介手数料目当てに、不必要な売買を繰り返し又は不必要な売買の仲介を親法人等又は子法人等に依頼していないか。
- f. 物件取得に際し、取得基準に適合しない他の物件を抱き合わせで購入していないか。
- g. 隣接する不動産等の価値を高めるため、投資法人にその利益とならないような不動産等を取得させていないか。
- h. 一方の投資法人で取得した不動産等の価値を高めるため、別の投資法人にその利益とならないような隣接不動産等を取得させる等、一方の資産運用によって他方の不当な利益を追求していないか。
- i. 投資法人の保有する物件を売却する場合に、親法人等又は子法人等が保有する同種類の物件の売却を優先させるなど、投資法人の売却の機会を減少させていないか。
- j. 親法人等又は子法人等が行うマンションの分譲事業において、売れ残りを投資法人資産に組み入れることにより、投資法人の利益を害する行為を行っていないか。

[手数料に関する利益相反]

- a. 不動産等の管理会社の選任に当たり、親法人等又は子法人等を正当な理由なく優先したり、通常より高い報酬で契約していないか。
- b. 第三者との間で投資法人の資産の売買等を行う場合、親法人等又は子法人等に不必要に仲介を依頼することにより本来不要である手数料等を生じさせ、投資法人の利益を害する行為を行っていないか。

[テナントに関する利益相反]

- a. テナント仲介業務を行う場合に、正当な理由なく株主へのテナント紹介を

投資法人より優先していないか。

- b. 投資法人間の取引において一方の不動産等あるいはテナントを他方へ不当な条件等で売却あるいは移転させていないか。
- c. テナント仲介会社に対して、親法人等又は子法人等が仲介をしたテナントを、他の仲介等のテナントよりも正当な理由なく優先させるよう指示等していないか。
- d. 親法人等又は子法人等を不当に高い又は低い賃料でテナントとして入居させていないか。

八 テナント仲介会社の選任に当たり、親法人等又は子法人等を正当な理由なく優先していないか。

二 投資法人と第三者間の不動産等売買あるいはテナントの賃貸借の取引を行うに当たり、自らが投資法人の了解なく売買等の相手側や代理人となり、第三者である売買等の相手方やテナント側の利益のために投資法人にとって不利な条件等で取引していないか。

運用管理

イ 礼金等の収益・減価償却費等の経費及び敷金等の預り金の計上を適切に行っているか。又は、適切に行われていることをチェックしているか。

ロ 資金の借入に当たっては財務に及ぼす影響、例えば、借入金額、借入金利及び返済期間等に留意しているか。又は、留意していることをチェックしているか。

八 資産の運用を行う投資法人について、特定資産の取得又は譲渡等が行われたときは、当該投資法人、親法人等又は子法人等及びその資産保管会社以外の弁護士、公認会計士又は不動産鑑定士など、法令で定める第三者に当該特定資産の価格等を調査させているか。また、その調査をする資産が不動産であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査しているか。

二 3月に1回以上自己の計算で行った不動産等の売買等を明らかにする書面を投資法人に交付しているか。

説明義務

イ 投資者保護の観点から自社の定める情報開示規程に基づき権利者の投資判断に必要な情報を適時適切に開示しているか。

ロ 親法人等又は子法人等との間で取引を行った場合には、その取引の内容及び取引を行った理由等を記載した書面を権利者及び投資法人に対して交付する等、積極的な開示を行っているか。

八 運用物件に災害や譲渡による損失が発生した場合、大型物件を取得した場合若しくは最終損益又は分配金に差異が発生する場合には、その内容及び理由を適時に開示しているか。

二 やむを得ない理由により主要テナントに係る年間賃料を開示できない場合にはその旨を開示し、権利者の投資判断を誤らせないようにしているか。

(6) 投資法人

登録投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を行う金融商品取引業者が、当該投資法人の発行する投資口又は投資法人債の募集の取扱いを行う場合には、第二種金融商品取引業者に適用される法令等を遵守しているか。

2. 内部管理

(1) 日常業務の検証状況

内部管理担当者は、発注伝票等の業務に関する帳簿書類が正確に記載され、かつ適切に保存されているかについて適切に検証しているか。

自社における取引記録については、取引相手から入手した約定データと照合し、誤差等がある場合には、速やかにその原因究明を行い、あらかじめ定められた方法に基づき修正しているか。

内部事務の取扱いについて、例えば以下の点に留意しているか。

イ 内部管理担当者は、取引内容等に係る日々の検証に際し、特に規定外の取扱いが行われた取引等に関し、その理由、経緯及び処理方法等について十分な調査・検証を行い、正確な記録を残しているか。

ロ 基準価額の計算を日々正確に行っているか。また、その正確性を検証しているか。

ハ 基準価額の計算のための入力データを入力結果と照合しているか。

親法人等又は子法人等の利益を図るため、投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額又は市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行っていないか。

取引等によって組入資産の内容に異動があった場合には、異動があった銘柄については日々異動内容を照合し、銘柄ごとの単価及び残高については、定期的に資産保管会社との間で帳簿の照合を行っているか。

親法人等又は子法人等の範囲を正確に把握しているか。

内部管理担当者は、投資一任契約等に係る契約締結前交付書面に、法令で定められた記載事項が適切に記載されているかについて検証しているか。

権利者から金銭若しくは有価証券の預託を受けていないか。また、自社と密接な関係を有する者に金銭若しくは有価証券の預託をさせていないか。

権利者に対し金銭若しくは有価証券を貸し付けていないか。また、権利者への

第三者による金銭若しくは有価証券の貸付の媒介、取次ぎ又は代理を行っていないか。

自己及び親法人等又は子法人等が所有する有価証券等の売買に際して、権利者との間で利益相反行為を行っていないか。

運用財産に係る運用報告書については、法令に基づき、適切に権利者に交付しているか。また、運用報告書は法令に基づき、遅滞なく当局に届けているか。

(2) 約定訂正等

事務処理ミス等による約定訂正処理は訂正理由を明確とした上で適切に行われ、その内容を後日確認できるような体制が整備されているか。

内部管理担当者は、取引の修正・取消し等について、社内ルールに沿った適切な処理が行われているかを確認しているか。

入力誤り等の事務処理ミスによる基準価額の訂正に係る事務マニュアルを整備すること等により、正確な訂正を行っているか。

事務処理ミス等により権利者又は運用財産に損害を与え、その損害について損害賠償を行わない場合は、忠実義務違反に該当する可能性があることに留意しているか。

また、事務処理ミス等が業務委託先で発生した場合であっても、権利者に対して忠実義務の責任がある投資運用業者がその損害について損害賠償を行わない場合も同様であることに留意しているか。

内部管理担当者は、適切に発注業務が行われていることをチェックしているか。例えば、誤発注等については、社内規程等に沿った処理が行われているか。

(3) その他検証状況

標識は、営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に提示するとともに、標識に記載している文字は明りょうに読むことができる状態にあるか。

投資信託約款、事業報告書又は有価証券届出書等について法令等を遵守し当局へ提出しているか。また、管理者は届出事項等の提出に際しては、その内容のチェックや提出状況の管理を適切に行っているか。

投資信託約款を変更する場合、及び投資信託契約を解約する場合にもあらかじめ、当局に届出を行っているか。

投資信託の広告に当たり、広告の審査を行う担当者（広告審査担当者）を定めているか。また、営業部門単位又は従業員限りで広告を行う場合にも、広告審査担当者がチェックしているか。

広告宣伝は自主規制機関の定める規則に則って行われていることを検証するとともに、当該規則に抵触するおそれがある場合には事前に広告審査担当者等に

照会しているか。

運用財産に関する帳簿書類を作成しているか。また、法定年限の保存が行われているか。

その行う投資運用業（投資一任契約の締結を除く。）に関して、その運用財産を自己の固有財産及び他の運用財産と分別して管理しているか。

3. 財産・経理

(1) 純財産額の算出に関する検査の方法

検査官は、純財産額の算出に当たり、基準日における財務書類等に金融商品取引業者が計上している資産・負債並びに損益について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って適正に計上されたものであるかどうか検証し、計上漏れの資産・負債勘定はないか、簿外の勘定がないかなどに留意したうえで、資産・負債評価査定等の方法により、計算時点における実態を反映した財務計数を確定し、純財産額を算出するものとする。

科目補正

貸借対照表及び損益計算書の各勘定科目について検証を行い、経理誤りゆいの是正、両建相殺処理の補正等の金融商品取引業者の経理を正当に修正するものを科目補正として処理する。

科目補正後の各勘定科目の計数により算出した純財産額を「純財産額（基準額）」とする。

純財産額の算出

評価査定及びその他補正の処理を行った後にその結果を「純財産額（基準額）」に加減調整を行うことにより、「純財産額（査定額）」を確定させる。

純財産額の算出に当たって、会社法及び一般に公正妥当と認められる会計基準等に基づいて、日計表等の財務書類等において適正な経理処理が行われているか確認し、適正な経理処理に基づくものでない場合には所要の修正を行う。

評価査定

資産・負債の評価査定による金銭債権の分類、有価証券の評価査定及びその他資産の評価査定を行い、資産性のないことが明らかであるもの及び諸条件から総合的に判断して資産性が極度に乏しいものを確定し、純財産額から控除する。

その他補正の確定処理を行う。

貸借対照表及び損益計算書の各勘定科目について検証を行い、資産あるいは負債が増加又は減少することにより自己資本が増減するものは、その他補正として処理を行う。

金銭債権

立替金、貸付金等の金銭債権については、収集可能な資料・情報を基に、権利者の財政状態及び経営成績等に応じて債権区分を行い、金銭債権から控除する貸倒引当金については、将来の損失額を合理的に見積り計上しているか。

具体的には、「金融商品に係る会計基準（企業会計審議会）等に従い一般債権、貸倒懸念債権又は破産更生債権等に区分し、各債権区分に応じた引当方法により貸倒引当金を算出し、金銭債権を評価する。

連結対象子会社等に対する債権等については、貸借対照表上の純資産額によることなく保有資産の含み損益も加味した実質的な純財産額をもって判断することとし、資産状態が悪化し、当該債権等について回収不能の虞がある場合には回収不能と見込まれる額を適正な判断により算出しているか。その際、当該純財産額算出に当たり、貸金業を行っている連結対象子会社等においては、銀行等金融機関に準じた債権管理が要求され、ある程度厳密な債権区分を求められていることから、当該会社の保有する営業貸出金等の資産査定につき、金融検査マニュアルを参考に自己査定及び償却・引当を行うなどの措置を講じているか。

有価証券

有価証券については、「金融商品に係る会計基準」等に従って、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式又はその他の有価証券に区分し、それぞれの区分に応じて評価額及び評価差額等を算定しているか。

イ 売買目的有価証券

時価をもって評価額とする。評価差額は当期の損益として処理する。

ロ 満期保有目的の債券

取得原価をもって評価額とする。

ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって評価額とする。

ハ 子会社株式及び関連会社株式

取得原価をもって評価額とする。

ニ その他有価証券

時価をもって評価額とする。評価差額は洗い替え方式に基づき、次のいずれかの方法により処理する。

a. 評価差額の合計額を純資産の部に計上する。

b. 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する。なお、資本の部に計上される評価差額については、税効果会計を適用し、資本の部において他の剰余金と区分する。

ホ 市場価格のない有価証券

- a. 債券の評価額は、債権の評価額に準じ、取得原価又は償却原価法に基づいて算定された評価額とする。
- b. 債券以外の有価証券は、取得原価をもって評価額とする。

ヘ 時価が著しく下落した場合

売買目的有価証券以外の有価証券（子会社株式及び関連会社株式を含む。）のうち市場価格又は合理的に算定された価額（すなわち時価）のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって評価額とし、評価差額を当期の損失として処理する。

市場価格のない株式（子会社株式及び関連会社株式を含む。）については当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理する。

時価のない債券については、債権の評価額に準じるため、当該債券については、償却原価法を適用した上で、債権の貸倒見積高の算定方法に準じて減損額を算定する。

ト デリバティブ取引

デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、原則として時価をもって評価額とし、評価差額は、ヘッジ会計適用による損益の繰延べが認められる場合を除き、当期の損益としているか。

市場デリバティブ取引により生じる債権及び債務については、計算を行う日における当該取引所の最終価格又はこれに準ずるものとして合理的に算出された価額を評価額とする。

店頭デリバティブ取引については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。

公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって評価額とする。

前払金、前払費用

基準日において既経過期間に対応する費用化されるべき金額については、純財産額から控除しているか。

未収入金、未収収益

資産性を勘案し、価値の毀損の危険性又は回収の危険性の度合いに応じて、評価しているか。

その他の流動資産

上記以外の流動資産については、原則として帳簿価額をもって評価額とする。

ただし、当該流動資産の時価が帳簿価額より著しく低い場合であって、その価額が帳簿価額まで回復することが困難と見られる場合は、当該時価をもって評

価額とし、その差額を純財産額から控除しているか。

固定資産（上記のものは除く。）

有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産（金融資産、繰延税金資産、長期前払利息等を除く。）は、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合等は、「固定資産の減損に係る会計基準」等に基づき、減損処理を行う。

繰延資産

原則として帳簿価額をもって評価額とする。

ただし、当該繰延資産について、償却不足がある場合、当該償却不足額を控除した額をもって評価額とし、当該償却不足額を純財産額から控除しているか。

準備金

一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき算出しているか。

引当金（貸倒引当金を除く。）

一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき算出しているか。

(2) 純財産額の算出方法

純財産額は、資産及び負債について、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額の合計額（次に掲げるものの金額の合計額を除く。）を控除して計算する。

他に営んでいる事業に関し法令の規定により負債の部に計上することが義務付けられている引当金又は準備金のうち利益留保性の引当金又は準備金の性質を有するものがある場合には、当該引当金又は準備金。